令和元年７月２９日（月）
令和元年度全国生涯学習市町村協議会

文部科学省施策説明　次第・配布資料

【次　第】

◆施策説明　15：30～16：30

１．「生涯学習・社会教育施策の最近の動向」（資料１）
説明者：　下田　力　地域学習推進課課長補佐

２．「地域と学校の連携・協働の推進について」（資料２－１）
「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」について」（資料２－２）
説明者：　佐藤　貴大　地域学習推進課地域学校協働推進室長補佐

３．「リカレント教育（社会人の学び直し）の拡充に向けて」（資料３）
説明者：　濱部　威一郎　総合教育政策局生涯学習推進課課長補佐

４．「学校における働き方改革の推進について」（資料４）
説明者：　常盤木　祐一　初等中等教育局企画官

◆その他事項

５．「文教施設の個別施設計画の策定について」（資料５）

【配付資料一覧】

◆施策説明

・生涯学習・社会教育施策の最近の動向　・・・資料１
・地域と学校の連携・協働の推進について　・・・資料２－１
・地域との協働による高等学校教育改革推進事業」について　・・・資料２－２
・リカレント教育（社会人の学び直し）の拡充に向けて　・・・資料３
・学校における働き方改革の推進について　・・・資料４

◆その他事項

・文教施設の個別施設計画の策定について　・・・資料５

◆資料配布のみ

総合教育政策局　教育改革・国際課

・地方創生イノベーションスクール2030 第２期（ISN2.0）　・・・資料６

総合教育政策局　生涯学習推進課

・第10期中央教育審議会生涯学習分科会について　・・・資料７
・学びを通じたステップアップ支援促進事業について　・・・資料８

・学び直し総合検索ポータルサイト「マナパス」について　・・・資料９

大臣官房文教施設企画・防災部　施設助成課

・廃校施設・余裕教室の有効活用について　・・・資料１０

初等中等教育局　企画課　制度改革室

・夜間中学の設置促進・充実について　・・・資料１１

初等中等教育局　児童生徒課

・福島県等への修学旅行の実施について　・・・資料１２

・児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）（概要）　・・・資料１３

スポーツ庁

・beyond2020 マイベストプログラム　・・・資料１４

・運動・スポーツ習慣化促進事業　・・・資料１５

・「Sport in Life プロジェクト」　・・・資料１６

・スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業　・・・資料１７

総合教育政策局　政策課

・文部科学省総合教育政策局　研修生募集　・・・資料１８

国立大学法人宮城教育大学

・311いのちを守る教育研修機構リーフレット　・・・資料１９

◆冊子

総合教育政策局　地域学習推進課

・人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）

大臣官房文教施設企画・防災部　施設助成課

・廃校施設活用事例集
～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト
・～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト
廃校施設の有効活用ー企業活用編ー
・子どもと地域を元気にする余裕教室の活用
～余裕教室の活用事例～

2019年7月29日
全国生涯学習市町村協議会　総会

資料1

生涯学習・社会教育施策の最近の動向

－全国生涯学習市町村協議会との連携強化－

文部科学省　総合教育政策局　地域学習推進課

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

生涯学習とは　自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習

社会教育とは　広く社会において行われる組織的な教育活動（学校教育・家庭教育を除く。）

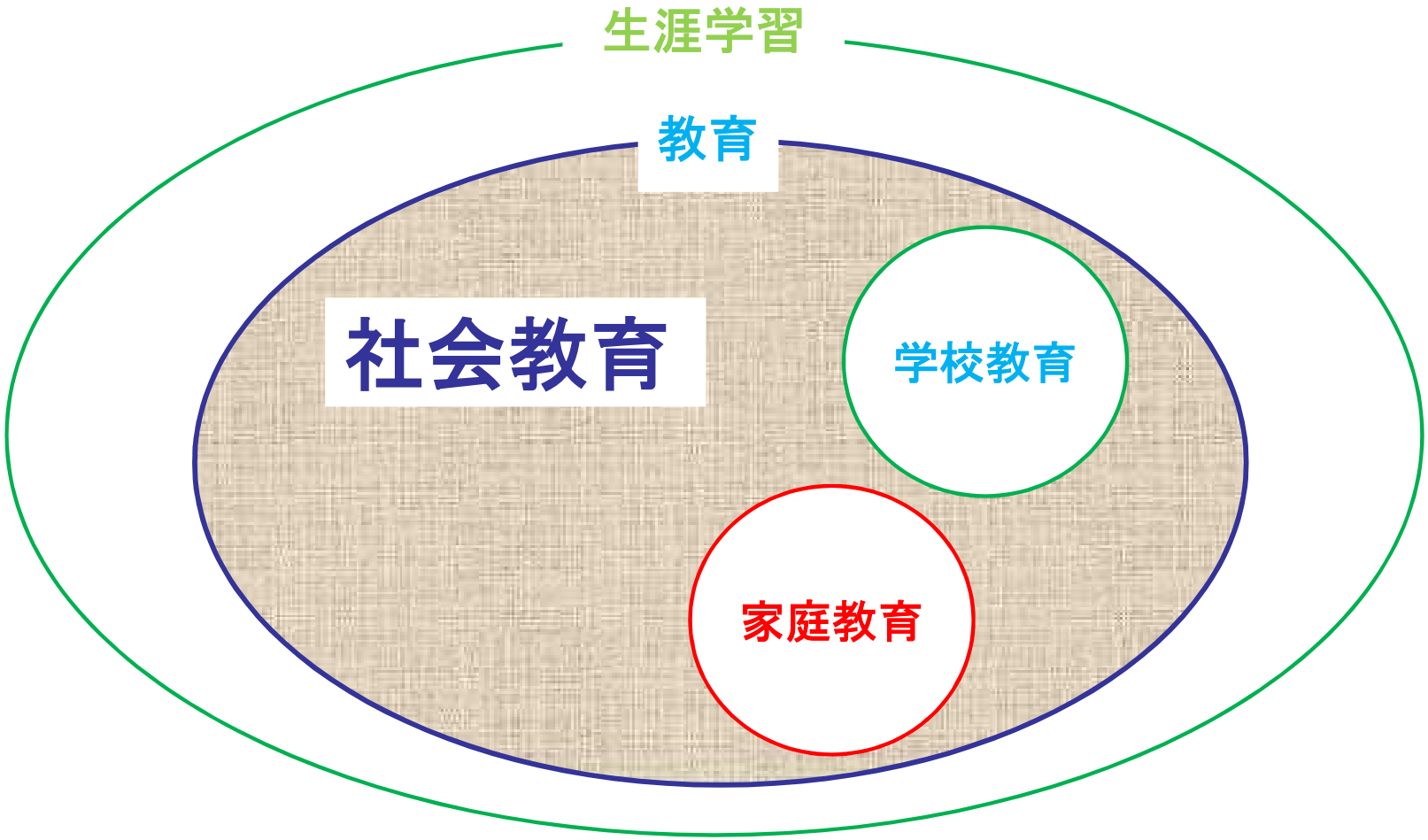

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（平成30年12月21日中央教育審議会答申）概要

第１部　今後の地域における社会教育の在り方

＜地域における社会教育の目指すもの＞

１．地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組　等
  ⇒　持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱　等
  ⇒　誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割

人づくり
自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現・成長

つながりづくり
住民の相互学習を通じ、つながり意識や住民同士の絆の強化

学びと活動の好循環

地域づくり
地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起
住民の主体的参画による地域課題解決

２．新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）概要

＜「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策＞

１．学びへの参加のきっかけづくりの推進

- 楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- 子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- 社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- 各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

２．多様な主体との連携・協働の推進

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- 地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

３．多様な人材の幅広い活躍の促進

- 地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- 教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

４．社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- 各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）概要

第２部　今後の社会教育施設の在り方

＜今後の社会教育施設に求められる役割＞

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- 公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- 図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- 博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

＜今後の社会教育施設の所管の在り方＞

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。

⇒

生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）概要

◆特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- 社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- 福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- 社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- 首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

◆社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

◆地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- 特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- 教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（社会教育関係抜粋）（概要）

趣　旨

教育委員会が所管する**公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関（以下「公立社会教育機関」という。）について**、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、**社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする**。

概　要

公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務について、地方公共団体の判断で条例により、教育委員会から地方公共団体の長へ移管することを可能とする。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第１項第１号関係）

※ 教育委員会から地方公共団体の長への事務の移管については、既にスポーツ、文化及び文化財の保護について可能。
※ 事務の移管に係る条例を制定又は改廃する前に、地方公共団体の議会は教育委員会に意見を聴かなければならないこととされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第２項）。

公立社会教育機関を移管する場合に、学校教育との連携や教育の中立性等の確保の観点から、社会教育の適切な実施を確保するため、教育委員会の関与に関して一定の規定を設ける。具体的な規定は以下のとおり。

- 地方公共団体の長がその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議するものとする。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第33条第３項関係）

- 移管される公立社会教育機関に関する事務のうち、教育委員会が所管する学校、公立社会教育機関等における教育活動と密接な関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たっては、あらかじめ地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴く。

（社会教育法 第８条の２関係）

- 教育委員会は、必要と認めるときは、公立社会教育機関に関する事務について地方公共団体の長に対して意見を述べられることとする。

（社会教育法 第８条の３関係）

施行期日

公布の日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

◆地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（平成31年４月25日 衆議院地方創生に関する特別委員会）（社会教育関係抜粋）

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

五　地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあっては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。

六　公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。

七　本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後三年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。

◆地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和元年５月30日 参議院内閣委員会）（社会教育関係抜粋）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

五　地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあっては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、住民組織やNPOなどの運営参加の促進、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。特に、図書館、博物館等の公立社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。

六　公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。

七　本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後三年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。

今後の社会教育施設に求められる役割（特に公民館）

○ 公民館の現状

・減少傾向にある館数
・主催事業減少
・利用者の固定化が見受けられるところも

○ 求められる/期待される役割

・学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていくための役割
・地域の防災拠点としての役割
・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携
・地域学校協働活動の拠点としての役割
・中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割
・「地域運営組織」の活動基盤となる役割
・外国人が地域に参画していくための学びの場

・<u>これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。</u>

（参考）公民館における防災教育の事例（外部人材の活用による防災意識の向上）

子供たちの自分の町への関心を高め、防災意識を向上させる教室

神奈川県松田町　松田町立公民館

取組の概要

○ 学校の授業以外の多様な主体による教育活動で、
公民館が青少年指導員とともに団体（一般社団法人　防災ジオラマ推進ネットワーク）と連携して実施。

開催場所：松田町立公民館
開催時期：夏休みの平日
参加対象者：小学校4～6年生（57名）

【段ボールジオラマを組み立てる様子】

プログラムの特色

○ 自分たちの手で段ボールジオラマ（等高線に沿って切り抜かれた段ボールパーツを積み重ねる）を作成することで、自分の町の特性を知り関心を高めつつ、防災意識の向上へとつなげる。

【警戒区域など危険区域を確認】

教室の内容

1. 自分の町の地形を調べる。
2. 段ボールジオラマを組み立てる。（等高線の段ボールを積み重ねてジオラマをつくる）
3. 完成したジオラマを見ながら高さを数え、町の特徴や危険な個所を調べる。
4. 災害が起きたらどうするのか考える。

参加者の声

○ 子供たちの声
・今まで知らなかった町の中の危険な場所がわかった。
・自分の家から、どの避難所に行けばよいかや、危険な場所がわかった。
・避難所や危険な場所を、帰ったら家族に教えてあげたいと思った。

○ 公民館の声
・子供たちが、自分たちの町の防災について興味をもつことができた。
・大人と子供がいっしょに防災について学習することができた。
・作品を公民館に掲示しているので、来庁者が防災に興味を持って見てくれる。

【自分の家や避難場所を確認して、感じたことを発表】

全ての人に開かれた公民館へ　-沖縄県那覇市若狭公民館-

生涯学習分科会（第90回）でヒアリング

若狭公民館エリアの課題

- 自治会活動は活発だが、加入世帯は少ない（本庁地区の自治会加入率：15.5% ※H29.4現在）
- 地域活動に参加する青年層が少なく、地域の担い手に不安がある
- 生活困窮世帯も多く、子供の貧困率も高い→子供の多様な体験・居場所が必要
- 地域とつながりのないひとり親世帯が多い
- 急激な外国人留学生の増加による住民との軋轢

地域課題に対応するために、以下を実施

- **地域情報の共有を図り、風通しを良くする**（広報誌やFacebook等、多様な情報発信）
- **青年層が楽しみながら主体的に関われる場の創出**（公民館合宿、おかず一品持ち寄り「朝食会」等）
- **子供の多様な体験、居場所と関係づくり**（無料英会話教室「ELIPO」、大学生が教える勉強会「土曜朝塾」、ジュニアジャズオーケストラ那覇ウエスト等）
- **自治会の枠を超えた多様な関わりが生まれる活動**（防災体験とおもちゃの交換会を掛け合わせた防災イベント等）
- **公民館に足を運ぶことが少ない層への取組**（シングルマザー支援への取組、在住外国人との交流、公民館がない・遠い地域へのアプローチ等）
- NPOや専門機関等、**多様な機関との連携**

ポイント

- 多様な地域住民の状況を把握し、地域課題の仮説を立て、ユニークかつ創造的なプログラムに取り組む
- 地域の魅力を引き出し、地域住民の自治意識を育みながらともに豊かな地域づくりを行う取組を実施する（公民館は地域資源の宝庫！）

社会教育の学習成果をまちづくりにつなげる　-愛媛県新居浜市-

＜泉川地域の課題＞

1　地域福祉の充実
2　環境美化の推進
3　安全・安心の確立
4　健康づくり
5　子供の育ちを支える

新居浜市泉川公民館（愛媛県）

○　地域自ら課題を解決する「地域主導型」のまちづくりを目指し、「泉川まちづくり協議会」を設立。

○　公民館の職員が中心となり、まちづくり協議会の事務局としてコーディート役を担う。

泉川まちづくり協議会

人づくり＋地域づくり

○　生涯学習部会

・各部会が地域課題を解決するために、地域住民が啓発したい内容を持ち寄り、「泉川ふるさと塾」を開設。

○　安全安心部会

・児童と住民が一緒に安全マップの作成
・児童と登下校の見守り隊が一緒に遠足
・消防団と連携した防災訓練の実施 等

○　地域福祉部会・健康づくり部会

・食生活改善を目指した親子健康料理教室
・健康増進のための「泉川健康体操」
・医療費削減を目指したウォーキングの実施 等

○　子ども支援部会

・地域学校支援本部の活動
・読み聞かせ活動　等

学習と実践を繋ぐ

○　環境美化部会

・地域の花いっぱい運動の実施 等

（出所）新居浜市教育委員会資料をもとに文部科学省作成

社会的包摂への寄与　-東京都国立市-

経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者への居場所づくりや社会参加の支援の取組が実施されてきたが、“障害者のための活動”ではなく“障害の有無にかかわらない活動”を志向。
- “障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”として、公民館を中核に据えて活動を推進。

交流の観点からの工夫

- 公民館における障害者青年学級（「しょうがいしゃ青年教室」）、健常者向けの「青年講座」、市民グループ運営の喫茶「わいがや」の取組が連動しながら、障害の有無に関わらず共に活動する枠組みを構築。
- このうち、「パラスポーツ体験講座」では、「しょうがいしゃ青年教室」の知的障害者、「青年講座」や「わいがや」の健常者、一般参加者により、ゴールボール（障害者12名、健常者20名参加）、ボッチャ（障害者5名、健常者10名が参加）、シッティングバレー（障害者8名、健常者17名が参加）を実施。
- 例えば、ゴールボールについては、障害者と健常者がともにコートの設営等の準備段階から取組み、活動中は、互いに声を掛け合いながら、不得意な人に対して周囲が気遣いながら、思いやりをもったやり取りが実践。
  講座終了後、有志が東京都ゴールボール連絡協議会主催の交流大会にも継続して参加。

実施体制

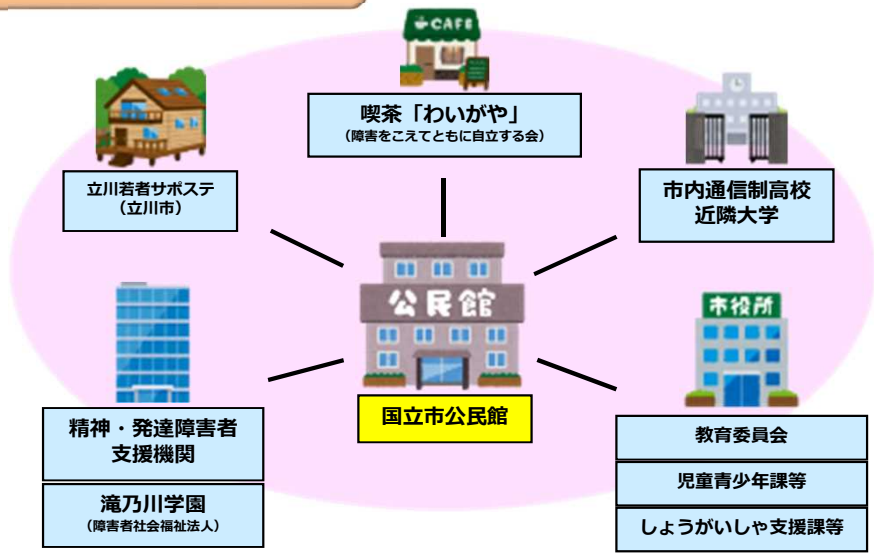

取組の成果

- 障害の有無に関わらず同じ空間でスポーツの楽しさを共有。
- 多様な人々が集まる公民館で、お互いの理解を促し、共生の理念を実体化。

※国立市ＨＰ資料等を元に文部科学省が作成

社会的包摂への寄与
-公民館での高齢者支援（主に孤食、孤立化防止）につながる取組事例-

公民館カレーの日【佐賀県佐賀市立楯誘公民館】

○ 毎月１０日を「カレーの日」として、公民館の各サークル、まちづくり協議会の部会が順番でカレーを作り、地域住民がカレーを食べながらおしゃべりする場を提供している。

うどん亭つどい【岡山県岡山市立西大寺公民館】

○ 公民館主催の「うどん作り講座」の受講修了生と連携して、毎月1回「うどん亭つどい」を開店し、うどんと旬の野菜の天ぷらをふるまっている。開店の日には、多様な人が集まり、新たなつながりづくりや交流の場となっている。地域の福祉施設などへの出張ボランティアなど活動が広がっている。

やすらぎプロジェクト【広島県庄原市西城自治振興センター】

○ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくため、地域や個人が抱える課題やニーズに応じ、孤立しがちな高齢者が家の外に出て地域活動に参加しやすいよう、買い物支援につながる「おでかけツアー」や自家消費用の野菜のインターネット販売など多様な事業を提供している。

（「学びを通じた地方創生コンファレンス」での事例発表や優良公民館表彰館の取組から抜粋）

社会的包摂への寄与
-公民館における外国人親子の居場所づくりの取組事例-

蕨市中央公民館等（埼玉県）

○ 公民館でボランティアによる日本語教室を行い、外国人親子等に学習の場を提供。
学習の場としてだけではなく、子育てに関する情報交換やゴミ捨てなど生活ルールを知る場にもなっている。

○ 市内5つの公民館で開催しており、26年度は約90回開催。約750名の外国人親子等が参加。

【平成27年度優良公民館】

教室に来る目的

- 来日したばかり。日本語を知りたい
- 小学校に行く前にひらがなを勉強
- 高校受験の面接の練習
- 子育て情報（予防注射や保育園）について知りたい
- ゴミ捨てなど地域の生活ルールを知りたい

（写真）蕨市立中央公民館

事務連絡
平成30 年12 月21 日

各都道府県教育委員会社会教育担当課長　殿
各指定都市教育委員会社会教育担当課長　殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

社会教育法第23 条第1項の解釈の周知について（依頼）

社会教育法（昭和24 年法律第207 号。以下「法」という。）第23 条第１項の解釈については、従前より通知の発出等によって周知を行ってきたところですが、近時、本件に関する問合せが数多く寄せられていることに鑑み、下記のとおり、その解釈について改めてお示しすることとしました。（以下略）

記

１ 法第23 条第１項第１号の趣旨について

法第23 条第１項第１号では、公民館が「もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。

本規定の趣旨は、公民館が、法第20 条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。

２ 法第23 条第１項第２号の趣旨について

法第23 条第１項第２号では、公民館が「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」を禁止している。本規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。

（公民館の運営方針）
第23条　公民館は，次の行為を行つてはならない。
一　もつぱら営利を目的として事業を行い，特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
二　特定の政党の利害に関する事業を行い，又は公私の選挙に関し，特定の候補者を支持すること。
２　市町村の設置する公民館は，特定の宗教を支持し，又は特定の教派，宗派若しくは教団を支援してはならない。

社会教育主事について

1．社会教育主事の職務

社会教育主事は、**社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員**であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行っている。

＜参考＞【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。
【社会教育法第九条の三】社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
２　社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の菅駅舎の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

＜具体的な職務の例＞

① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

2．社会教育主事の配置等

・社会教育主事の配置状況（社会教育調査より）
※派遣社会教育主事を含む

	平成8年	平成11年	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年
配置率	94.0%	87.0%	80.0%	75.8%	70.2%	64.2%	57.4%
人数	6,796人	6,035人	5,383人	4,119人	3,004人	2,518人	2,048人

・社会教育主事の発令
① 有資格者の教員が教育委員会に異動になり、発令を受ける。
（都道府県で発令を受けるか、派遣社会教育主事として県から派遣され、市町村から発令を受けることが多い）
② 有資格者の行政職員が教育委員会で発令を受ける。
③ 社会教育主事として各教育委員会に採用され、発令を受ける。　など

3．社会教育主事有資格者の養成

社会教教育主事の有資格者になるためには、大学あるいは国立育政策研究所社会教育実践研究センターが実施する社会教育主事講習を受講する方法と、大学の社会教育主事養成課程を修了する方法の２つの方法がある。

	社会教育主事講習	養成課程
実施主体	例年、全国12カ所の大学及び、 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター	全国の大学・短大（162校） ※通信課程あり
受講資格	社会教育主事講習等規程第二条に規定 ・大学に二年以上在籍し六十二単位以上を修得した者 ・教育職員の普通免許を有する者 ・二年以上社会教育に関する業務に従事した者　　等	大学生・短大生 科目等履修生
必要単位	9単位	24単位
養成人数	779人（平成30年度修了者数）	1,238人（平成29年度）

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令について

改正の趣旨

○ 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会）等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習（以下「講習」という。）及び大学（短期大学を含む。）における社会教育主事養成課程（以下「養成課程」という。）の科目の改善を図ることとする。

○ **また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者は「社会教育士（養成課程）」と称することができることとする。**

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 （第3条関係）

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科 目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2

→

科 目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

＜計8単位＞

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 （第11条第1項関係）

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科 目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	4 （選択必修）

→

科 目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	3 （選択必修）

＜計24単位＞

3. 「社会教育士（講習）」及び「社会教育士（養成課程）」の称号の付与 （第8条第3項、第11条第3項関係）

講習の修了証書授与者は「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者は「社会教育士（養成課程）」と称することができることとする。

施行期日等

○ この省令は、平成32年4月1日から施行する。

○ その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

社会教育士について

「社会教育士」とは！？～学びを通じて、人づくりと地域づくりに中核的な役割をはたす～

○ 社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍していくことを図るため、新設される称号

「社会教育士」に期待される役割

○ NPOや企業等の**多様な主体と連携・協働して**、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における**学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる**

○ 住民の地域社会への参画意欲を喚起する

○ 住民の多様な特性に応じて学習支援を行う

○ 住民の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげる

○ 地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出す

○ 地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応えていく

・・・等

社会教育を担う多様な主体に社会教育士がいることでさらなる学習機会の充実とネットワーク化を推進！

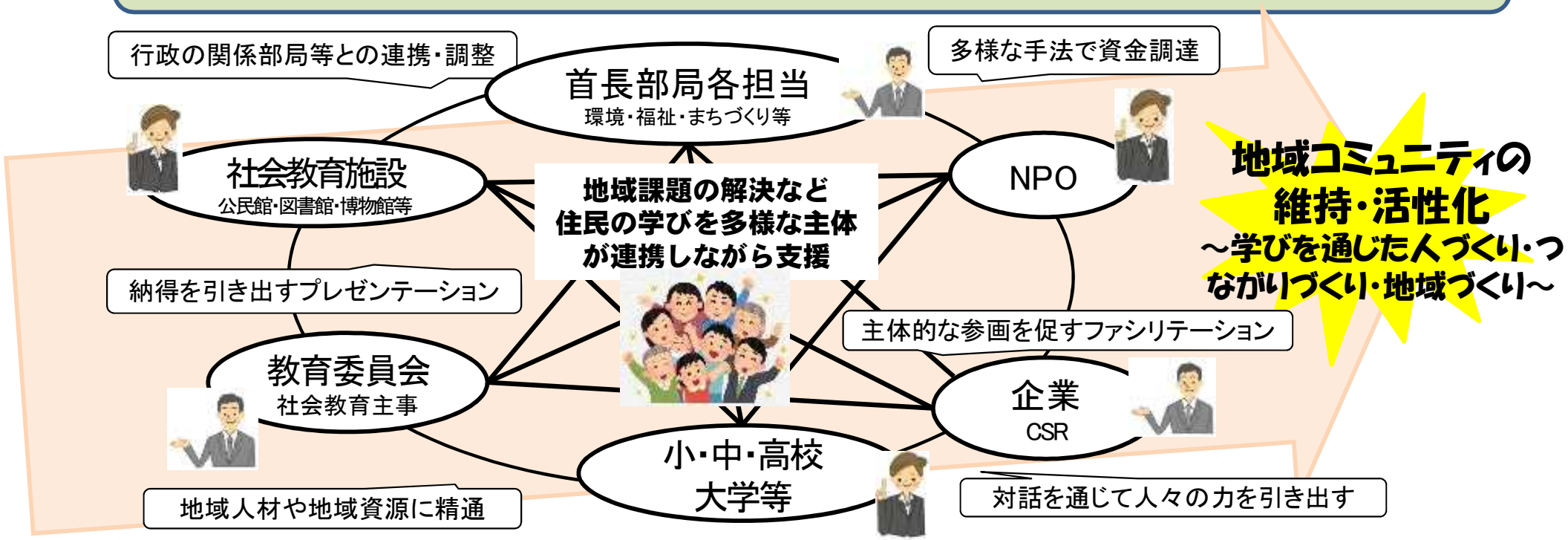

社会教育主事有資格者の配置・活用の事例① -栃木県-

学校・家庭・地域連携の推進役として～「地域連携教員」制度～

「地域連携教員制度」の概要

・平成26年より県内すべての小・中・高校・特別支援学校に配置
・**社会教育主事有資格者を積極的に活用**

【目的】

学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開する（学校の窓口の明確化・校内推進体制の整備）

⇒ 学校を核とした地域づくりにつなげていく

【職務と期待する効果】

1 学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】
- ○地域連携に関する計画の作成及び見直し
- ○地域連携に関する校内研修の企画・運営　等

2 学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集・発信に関すること【連絡調整や情報収集・発信】
- ○地域連携に関する情報収集・発信
- ○地域連携に関する活動の連絡調整　等

3 学校と地域が連携した取組の充実に関すること【取組の充実】
- ○地域連携に関する活動の実践
- ○地域連携に関する活動への支援
- ○計画や活動についての評価　等

子どもが笑顔・教職員が笑顔・地域が笑顔

・多様な体験や多くの人とのかかわりを通して社会性やコミュニケーション能力が育まれる。
・地域の人の多様な視点や地域資源を生かし充実した教育活動が展開できる。
・学校に対する地域の方々の理解が深まる。
・地域住民同士のつながりが生まれる。

社会教育主事有資格者とのかかわり

・有資格者を確実に把握（平成30年4月現在1058名）
・社会教育主事資格者の計画的育成（平成30年度　76名受講）
・有資格者の公立学校への全校配置を目指している

【社会教育主事有資格教員として期待される役割】
- ○学校・家庭・地域との連携のための校内のコーディネート
  - ・ボランティアや様々な機関との連携、活動の企画・運営
- ○社会教育の手法を生かした支援
  - ・校内研修やＰＴＡ研修会、家庭教育学級での参加体験型の学習を取り入れた研修
- ○教育情報の収集と発信
  - ・地域の課題やニーズの把握・分析、学校からの情報発信
- ○地域における社会教育活動
  - ・地域のボランティアグループへの参画　等

制度推進のための取組

・**リーフレットを毎年作成**。制度概要や活動の意義・事例だけではなく、研修に活用できる資料や活動状況等の調査結果も掲載し、制度への理解や取組の質の向上を図る。

（リーフレットに掲載されている内容より）
- ○地域連携教育活動状況について調査結果と考察
- ○「チームで取り組む地域連携教員」にむけての資料と事例
- ○モデル校や連携教員の取組の事例紹介

・・・等

・**地域連携教員のための手引書を作成**。
理論編・実践編としてまとめるとともに、県HPにもファイルをリンク。各学校においての活用を促す。

社会教育主事有資格者の配置・活用の事例② -仙台市-

“地域とともに歩む学校づくり”にむけて～「嘱託社会教育主事制度」～

「嘱託社会教育主事制度」

・昭和46年から始まった仙台市独自の制度（47年目）。
・市立学校に勤務し、社会教育主事の資格を有する仙台市の公立学校教員に対し、教育委員会から社会教育主事を委嘱（平成30年度は182名が委嘱されている（6月1日現在））。
・委嘱されている公立学校教員は若手職員から管理職までさまざま。
・地域情報の把握、地域資源や人材のネットワークづくり等に加え、カリキュラムマネジメントの推進役や校内における地域コーディネーターとの窓口等としての活躍を期待。
・区ごと独自の取組も展開（ジュニアリーダー育成/学校・地域・市民センター連携の推進等）

現職研修でフォローアップ

・市教育局生涯学習課による社会教育主事講習事後研修（年2回）
・「嘱託社会教育主事研究協議会」による研修（年2回）
・研修会を区ごとに年に数回設定　・・・等

区社会教育推進研修会の様子

第2期仙台市教育振興基本計画より

社会教育施設との連携を推進

・宮城野区社会教育推進連絡会では、“市民センターと学校が連携して行ってきた事例”を「防災系」「まちづくり系」など5つに分類して紹介するリーフレットを作成。学校と施設の両方で共有。

・各区中央市民センターと共催の体験型学習事業等様々な社会教育活動に嘱託社会教育主事が協力し、指導及び援助を行っている。

結びに代えて

「『社会教育』は古い、よくわからない」、

「『生涯学習』はやりたい人がやればいい趣味のようなもの」

という多くの人のイメージをまずは変えたい！

⇒ 「社会教育」は「社会とかかわる教育」、「社会とつながる教育」へ

○「社会教育」は「（人やモノ、コトを含めた）社会とかかわる教育」

- これからの社会を生き抜くためには、難しいことは誰かが考えてくれる、と受動的になるのではなく、「自分の頭で考え続ける」、そして「他者と協働しながら課題解決に向けて行動する」ことが不可欠。
- このことは現在進行中の教育改革全体を貫く考え方。

（例えば…）

第3期教育振興基本計画の理念：「自立、協働、創造」

新学習指導要領「社会に開かれた教育課程」

高大接続改革で重視する学力の3要素：①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

○「社会教育」は「（人やモノ、コトを含めた）社会とつながる教育」

- いつの時代にも人が幸福に生きるため、社会を持続させるため、「つながり」が必要。
- ICT化が進み、放っておけば一日誰とも話をしなくても生きていける時代においてはなおさら。
- 社会が急速に変化する中で、日本語の不自由な外国人や引きこもりがちの人々を含め、社会的に孤立しがちな人も増えている。
- 人生が長くなる中、長い退職後をどう生きるか。

今まさに、「社会とかかわり、つながる教育」である社会教育の出番。

従来の殻を破り、様々な人や団体と連携しながら、新しい時代の「開かれ、つながる、楽しい社会教育」を目指したい。

全国生涯学習市町村協議会調査から

２．今後、協議会で実施してほしいことは何ですか。

①最新の国の施策・制度説明
②ワークショップ（特定の地域課題をテーマとする）
③地区ブロック毎の研修・交流・説明会等の開催
（会員の取組（好事例）の発表、文科省その他省庁からの有益な情報、制度等の紹介など）
④大学や研究機関、社会教育関係団体との交流事業
⑤自治体の最新の好事例の発表
⑥講演会（聞きたい講演内容や講師など具体的に）
⑦その他

①【２０件・２５．６%】
②【　５件・　６．４%】
③【２１件・２６．９%】
④【　７件・　９．０%】
⑤【２４件・３０．８%】
⑥【　１件・　１．３%】
⑦【　０件・　０．０%】

５．文部科学省と連携して実施してほしいことはありますか。

①文科省の持つネットワークを有効活用した事業（講演講師やアドバイザーの紹介・仲介等）
②文科省との意見交換の場を設ける（ブロック毎あるいは市町村毎）。
③文科省の持つ各種媒体を利用して、会の取組を広く周知する。
（※現在、マナビィメールマガジンにて会員市町村の取組を紹介しています。）
④他市町村の特色ある取り組みなどの情報について、きめ細かく提供していただきたい。
⑤その他

①【２１件・３３．９%】
②【　７件・１１．３%】
③【　８件・１２．９%】
④【２６件・４１．９%】
⑤【　０件・　０．０%】

→今後、文科省が出向く、ブロック（小規模）意見交換を構想

ご清聴ありがとうございました

「マナビィ・メールマガジン」（総合教育政策局発行）を御利用ください！

マナビィ
故石ノ森章太郎氏デザインの
生涯学習のマスコットです。
「学び」とミツバチの「Bee」を合わせ
「マナビィ」と名づけられました。
学ぶことが好きな「マナビィ」には
「学」という字のように触角が３本あります。

〇マナビィ・メールマガジンとは？
・生涯学習、社会教育に関する情報の共有化等を促進するため、
毎月２回（８日、24日）配信しています。
・登録はコチラ
→ http://www.mext.go.jp/magazine/#002

〇主な配信コンテンツ
・リレートーク
・今月のニュース・お知らせ
・総合教育政策局の施策紹介
・全国の生涯学習の取組
～生涯学習を通じた地域振興～
・企業等からの取組紹介・お知らせ
・企画競争・公募等の入札情報　等

〇記事募集中！
リレートークへの寄稿、イベント情報や事例の発信等、随時記事を募集しています。
詳しくは、地域学習推進課地域振興係までお問合せ下さい。
TEL：03-6734-3464
E-mail：manaby@mext.go.jp

資料2－1

地域と学校の連携・協働の推進について

文部科学省　総合教育政策局　地域学習推進課
地域学校協働活動推進室

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

地域と学校の連携・協働　ー背景

社会的背景

地域の人間関係の希薄化

地域における地縁的なつながりの希薄化

少子化・核家族化・都市化・情報化等の経済社会の変化

地域における教育力の低下

保護者の学校に対するニーズの多様化

生徒・児童指導に関わる課題の複雑化

特別支援教育等に関わる課題の複雑化・多様化

学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

学校教育

「社会に開かれた教育課程」

①教育課程を介して目標を学校と社会が共有

②子供たちの育成すべき資質・能力を明確化

③地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開

地域　 　学校

連携・協働

- **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- **地域学校協働活動**

地域と学校の連携・協働　－コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み

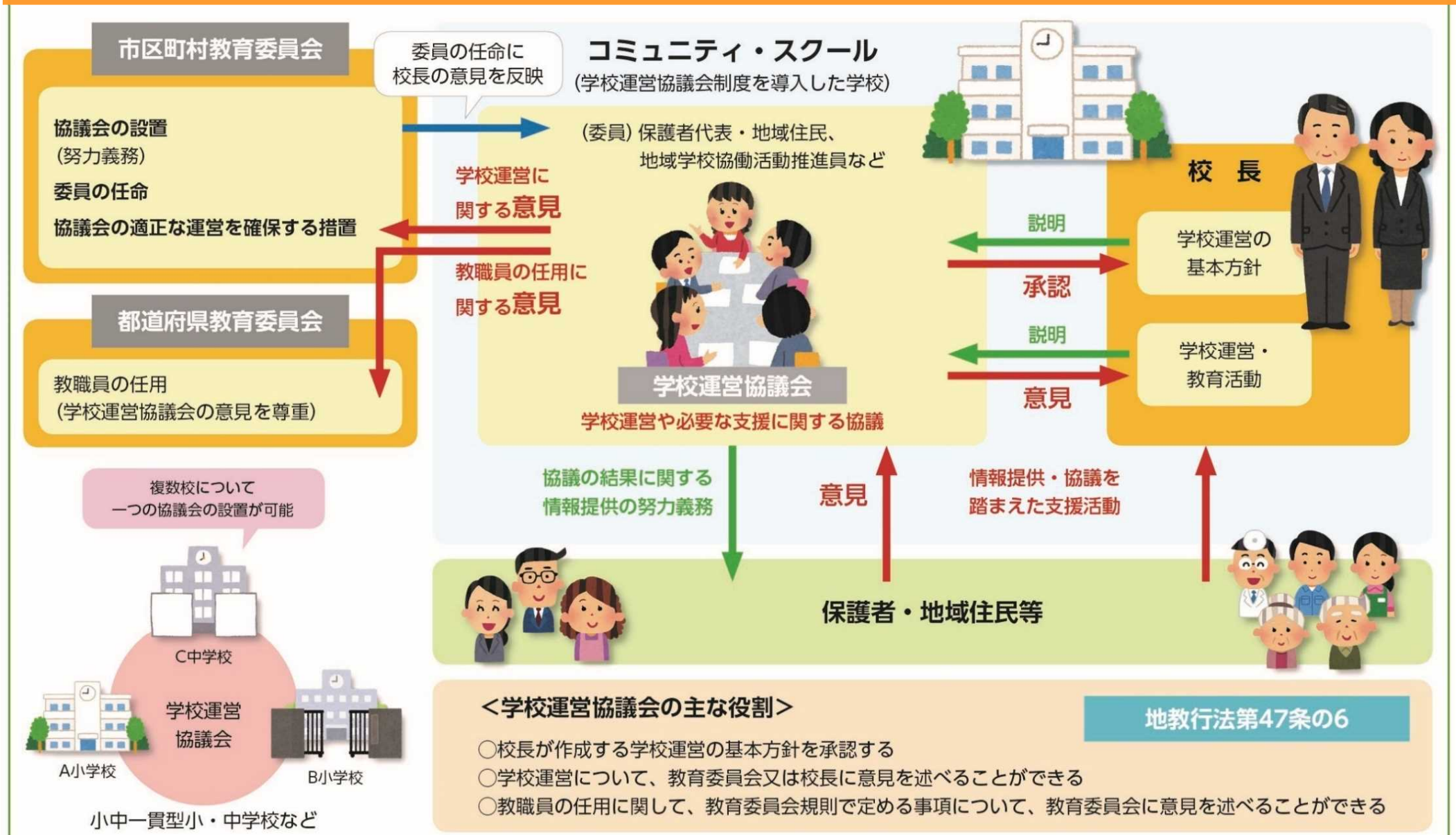

コミュニティ・スクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。

地域と学校の連携・協働　ー地域学校協働活動

◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。

◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

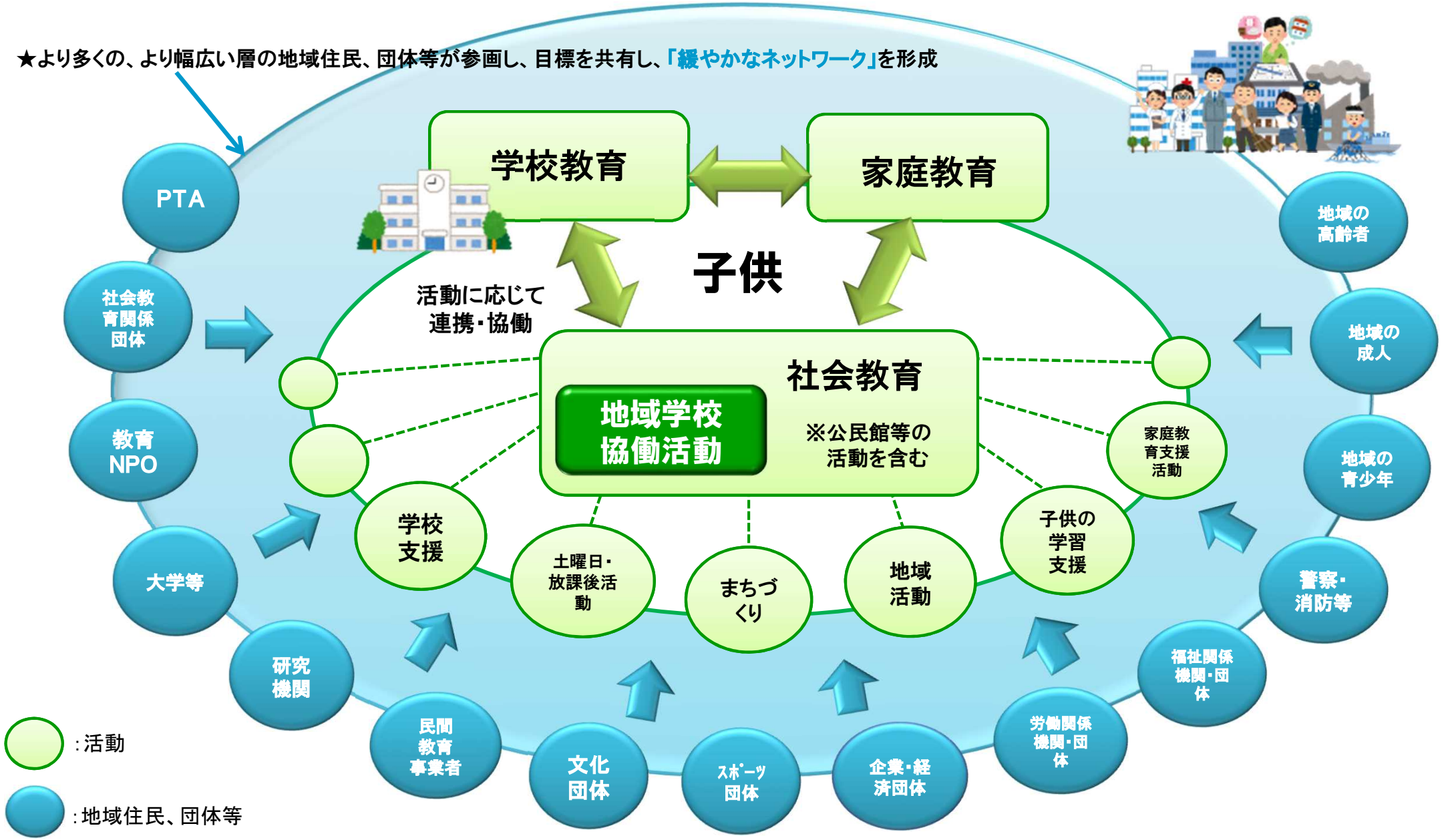

地域と学校の連携・協働　ー地域学校協働活動

≪様々な地域学校協働活動の例≫

学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習

◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習　など

放課後子供教室

◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動

地域未来塾

◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援

家庭教育支援活動

◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり　など

学校に対する多様な協力活動

◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援　など

地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画　など

新しい学習指導要領

予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる

第1部　学習指導要領改訂の基本的な方向性

○　人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理である。一方で**人間は、感性を豊かに働かせながら**、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよりものにしていくのかという**目的を自ら考え出すことができる**。多様な文脈が複雑に入り交じった環境の中でも、場面や状況を理解して自ら目的を設定し、その目的に応じて必要な情報を見いだし、情報を基に深く理解して自分の考えをまとめたり、相手にふさわしい表現を工夫したり、**答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだしたり**することができるという**強み**を持っている。

○　このために**必要な力を成長の中で育んでいる**のが、**人間の学習**である。…新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、**予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにする**ことが重要である。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）

地域と学校の連携・協働　ー学習指導要領改訂の方向性

未来社会を切り拓くための資質・能力を育成

何ができるようになるか
学びに向かう力、人間性等

3つの柱

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な
資質・能力を育む **「社会に開かれた教育課程」** の実現

何を学ぶか
知識・技能

どのように学ぶか
思考力・判断力・表現力等
アクティブ・ラーニングの視点

実施するために何が必要か

○　学校の指導体制の充実　　○　**家庭・地域との連携・協働**

⇒「チーム学校」の取組

＜社会に開かれた教育課程＞

①　**社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、**よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、**教育課程を介してその目標を社会と共有**していくこと。

②　これからの社会を創り出していく子供たちが、**社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んで**いくこと。

③　教育課程の実施に当たって、**地域の人的・物的資源を活用**したり、放課後や土曜日等を活用した**社会教育との連携**を図ったりし、**学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現**させること。

地域と学校の連携・協働　ー社会に開かれた教育課程の実現

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く**知識・技能**の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

学習指導要領	社会に開かれた教育課程		
	① これからのよりよい社会を創るよりよい学校教育とは？	② これからの社会を創っていく子供たちが身に付けるべき資質・能力とは？	③ 目標を達成するために、どのように社会との連携・協働を行っていくか？

情報の共有　　基本方針の承認　　熟議の実施　　地域学校協働活動の実施

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進

学校運営協議会の果たす役割　～山口県美祢市立綾木小学校～

コミュニティ・スクール以前の課題（まなび）

さまざまな体験活動を実施していたが・・・

- 児童は、やっているだけ、してもらう感の強さ（お客様）
- 単発的な学校行事として行っていた
  - 目的意識の弱さ
  - 計画性をもった、探求的な活動になっていなかった
- 児童に関わる地域の方が限られていた

地域と学校の連携・協働　ーコミュニティ・スクール（学校への効果）

学校運営協議会の果たす役割　～山口県美祢市立綾木小学校～

コミュニティ・スクール４年間の成果（まなび）

綾木学「大田・絵堂の戦い」

全校書き初め大会

感想画の指導

地域カリキュラムを美東中学校区（みとうこぶっちゃんネット）として作成

- ○　児童は、目的意識を持ち、自ら関わる姿となる
- ○　「綾木学」を６年間を通して、計画的に学ぶことができる
- ○　本物を学ぶことにより、生き生き真剣に取り組むが輝く
- ○　自分の言葉で、学習の成果を語り、書くことができる
- ○　「ふるさとが好き」「地域の行事への積極的な参加」の増加
- ○　行事だけでなく、幅広い地域の方の参画が増えた

地域と学校の連携・協働　ーコミュニティ・スクール（子供への効果）

生徒指導上の課題解決に向けた取組　～コミュニティ・スクールが機能し、補導件数が減少（福岡県春日市）～

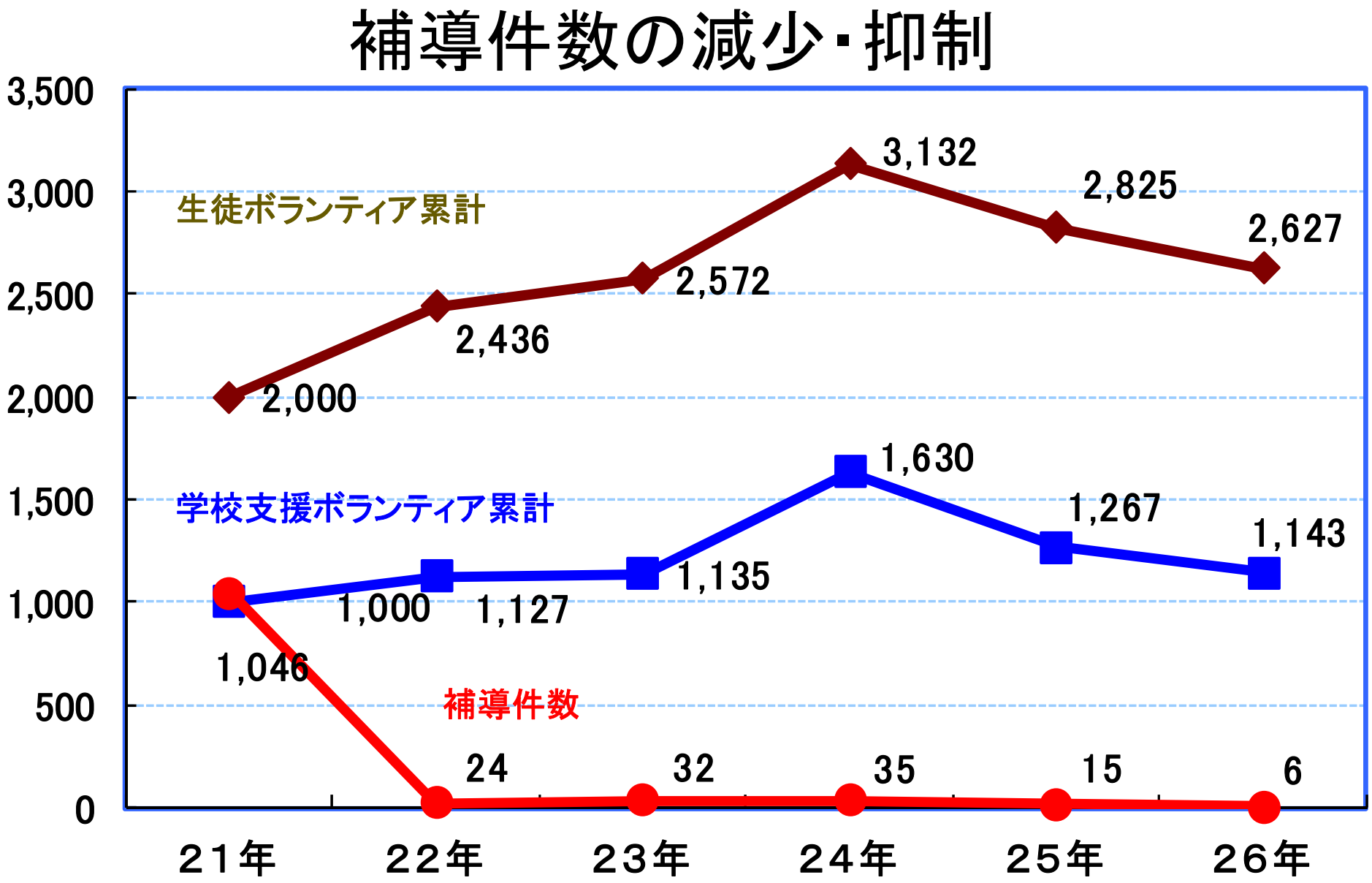

地域と学校の連携・協働　ーコミュニティ・スクール（子供への効果）

生徒指導上の課題解決に向けた取組　～年度別不登校児童生徒（欠席累計日数30日以上）出現の状況（北海道登別市）～

コミュニティ・スクールの導入を契機に、保護者・地域住民を含めたチームとして不登校対策に着手。学校運営協議会の組織を生かした初期対応や小学校低学年時点からの組織的なアプローチ等により、**新たな不登校の発生を抑えることができている**。

CS導入前

不登校事案の発生

学校

・学級担任（学年）による対応
・生徒指導部による対応
・スクールカウンセラーへの相談
・スクールソーシャルワーカーへの相談
etc

報告・相談
連携・協力

教育委員会

・指導主事、カウンセラー等の派遣
・児童相談所への相談
・フリースクール等との連絡・調整　etc

これまで学校は、ケースに応じて教育委員会事務局に報告・相談を行い、対策を講じてきた。

CS導入後

不登校事案の発生
不登校の予兆あり
→不登校対策チームの設置

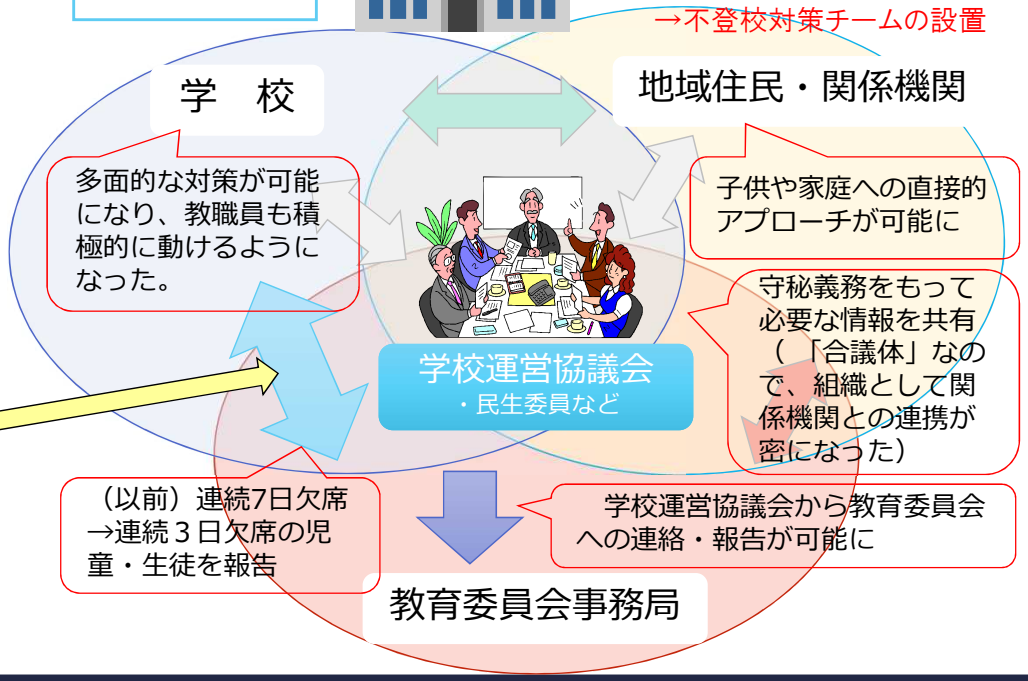

（登別市）不登校児童・生徒数

平成28年9月末現在

	CS導入前			CS導入後		
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
小学校(人)	6	7	8	5	4	0
中学校(人)	30	26	25	23	22	18
合計(人)	36	33	33	28	26	18

■学校運営協議会により、学校・教育委員会・地域住民（民生委員等）・関係機関が組織として情報を共有。協力体制の中で適切なアプローチが可能になり、不登校の発生を抑えることができている。

★学校運営協議会内で情報を共有
　→教育委員会との連携
　　＋　学校と地域（民生委員・関係機関等）との連携・協働
★不登校対策チームの設置
　→　適切な初期対応が可能
　→　本人への適切なケア、家庭へのアプローチが可能に

地域と学校の連携・協働　ー地域学校協働活動（子供への効果）

○コミュニケーション能力の向上

子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、
コミュニケーション能力の向上につながったと思いますか。

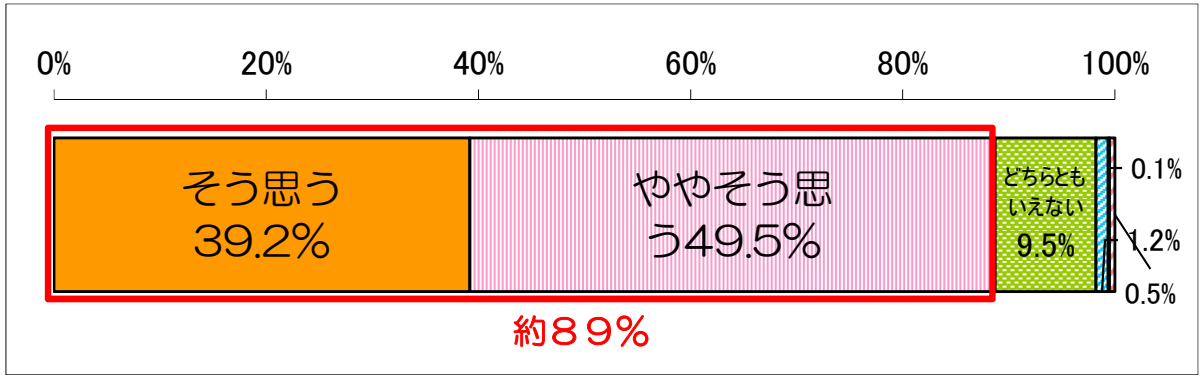

協働活動を通じて、子供たちが地域住民とが知り合いになることはとても重要ですね。

○地域への理解・関心の深化

子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や
経験の場が増え、地域への理解・関心が深まったと思いますか。

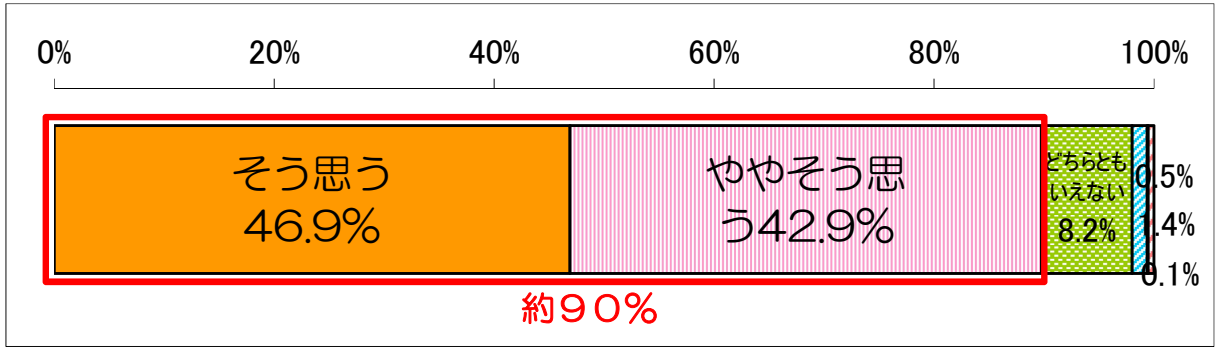

（「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。）

地域と学校の連携・協働　ー地域学校協働活動（子供への効果）

○学力の向上

さらに　保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動が進んでいる学校ほど学力が高い。

「地域には、ボランティアで学校を支援するなど、地域の子供たちの教育に関わってくれる人が多いと思うか」の回答結果と学力テストの正答率

地域住民が学校支援などを通じて、子供の教育に関わっている学校では、学力テストの結果が高い傾向にあるようです。

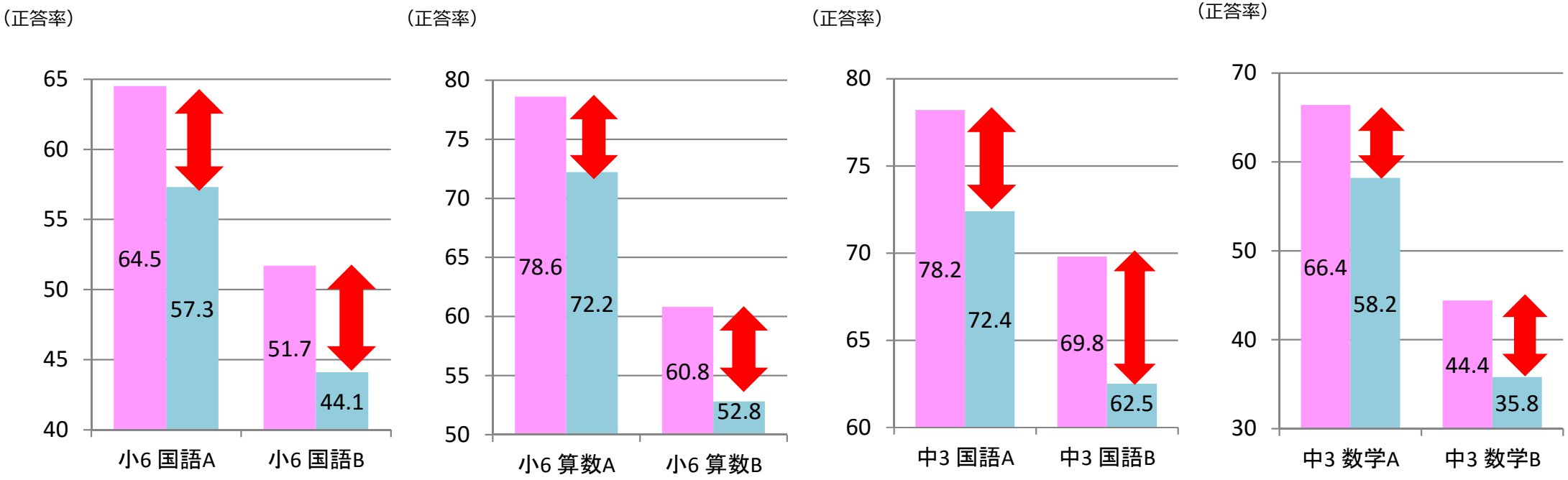

（平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究　国立大学お茶の水女子大学　平成26年3月）

２．地域と学校の連携・協働　ー地域学校協働活動（地域への効果）

○地域の活性化

地域住民が学校を支援することにより、地域の教育力が向上し、地域の活性化につながったと思いますか。

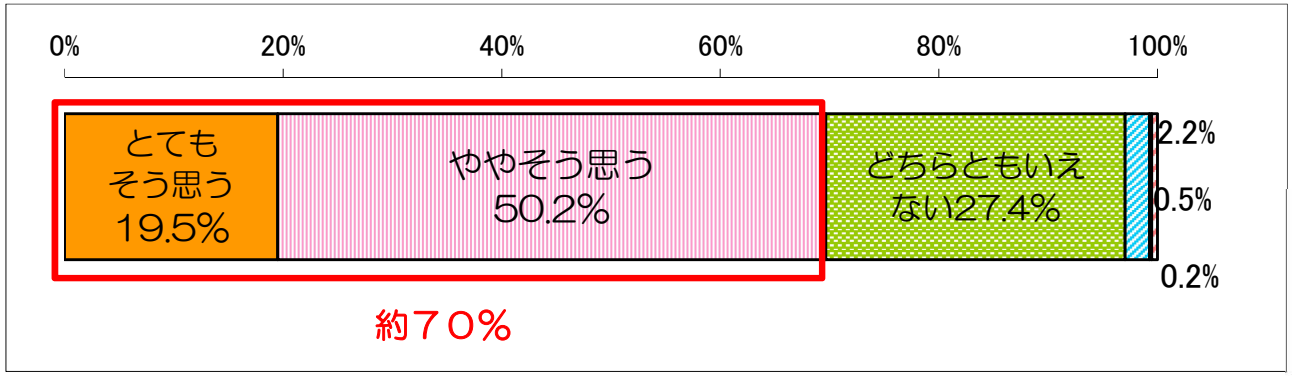

活動を通じて、地域住民同士のコミュニケーションも深まりますね。

○地域住民の生きがいづくりや自己実現

地域住民の生きがいづくりや自己実現につながったと思いますか。

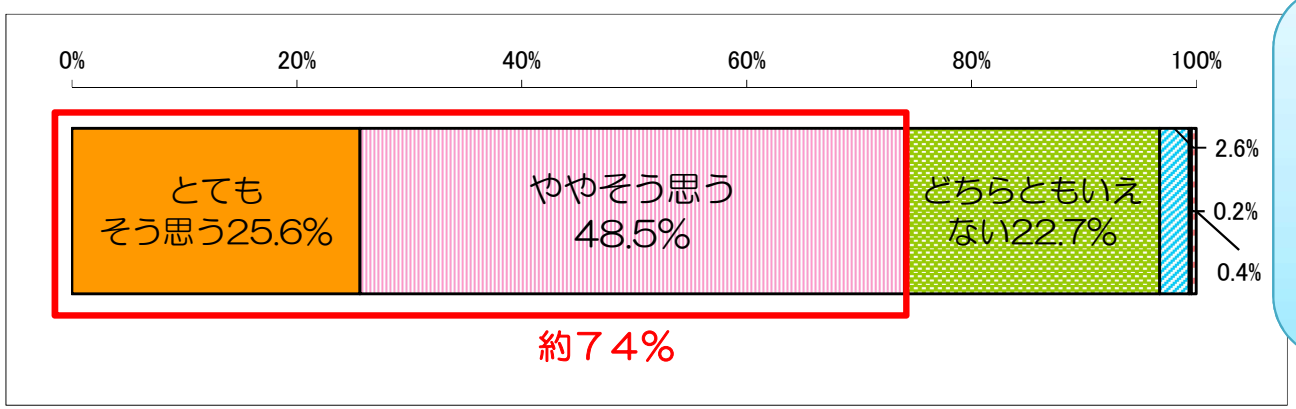

自分の趣味を活かして、活動することができるのもよさの一つです。

（「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。）

地域と学校の連携・協働　ー地域学校協働活動（地域への効果）

○被災時の自治組織の立ち上げ

東日本大震災時、避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調でしたか?

宮城県内の小中学校の事例

学校支援地域本部設置校

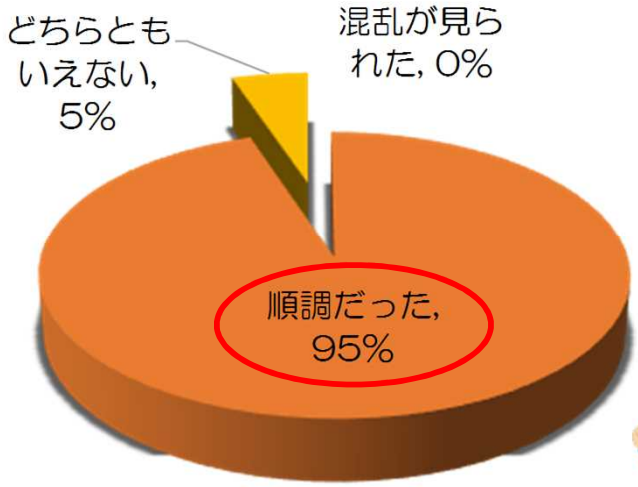

地域の方から「避難所は私たちに任せて、先生は子供たちのことを考えて」というような声があがり、自治組織が速やかに組織されるなど、緊急時の分担と協働作業がスムーズに進んだそうです。

学校支援地域本部未設置校

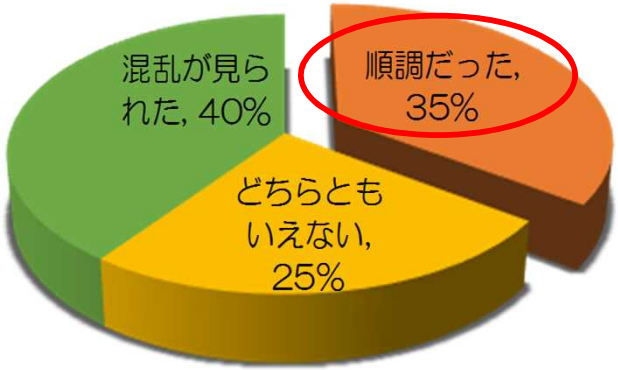

（東日本大震災後の宮城県内の小中学校長40名へのアンケート調査：文部科学省調べ）

平成28年の熊本地震でも、
学校支援地域本部設置校では、地域住民、学校教職員、児童生徒の結束力が高まっていたため、避難所の運営がスムーズであったとの声が聞かれています。

（熊本県教育委員会へのヒアリングより：文部科学省調べ）

協働活動を通じて、日頃から信頼関係をつくっておくことが大切ですね。

地域と学校の連携・協働　ー地域学校協働活動（学校への効果）

○学校の教育水準の向上

保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動は、
学校の教育水準の向上に効果があると思いますか?

【小学校】

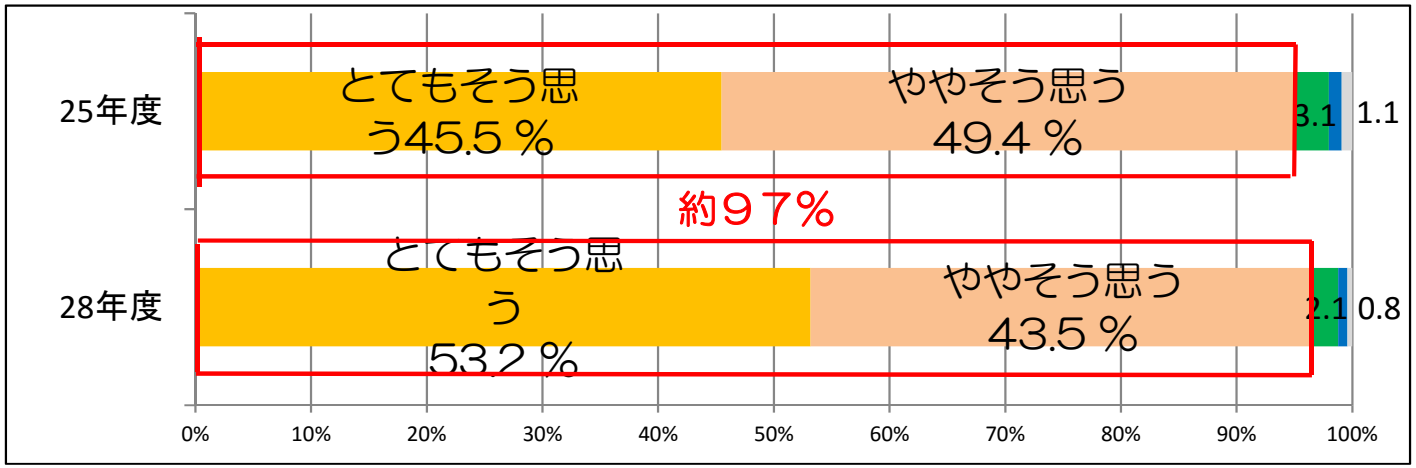

【中学校】

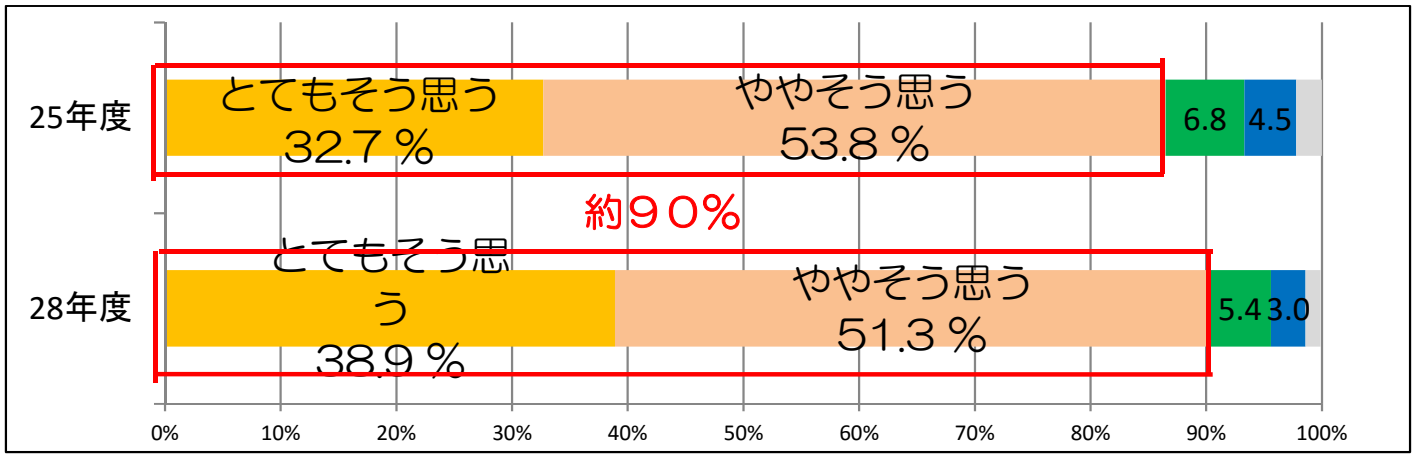

（「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。）

多くの学校で、地域による学校支援の活動は、学校の教育水準の向上によい影響があると捉えられているようです。

地域と学校の連携・協働　ー地域学校協働活動（学校への効果）

○教職員の指導等の時間の確保

地域住民が学校を支援することにより、
教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができたと思いますか?

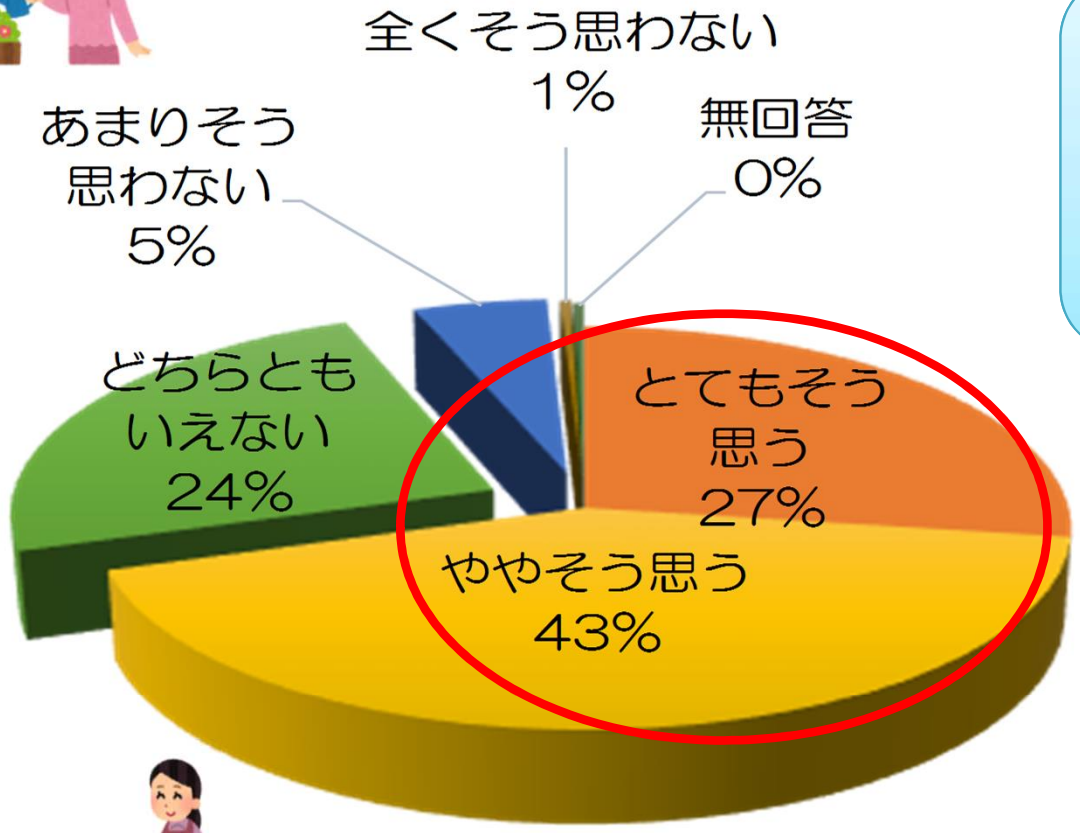

7割の学校で
授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた回答されています。

立ち上げ時は一時的に負担があるかもしれませんが、定着化すれば教員の負担減も期待できますね。

（「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。）

地域と学校の連携・協働　ーコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

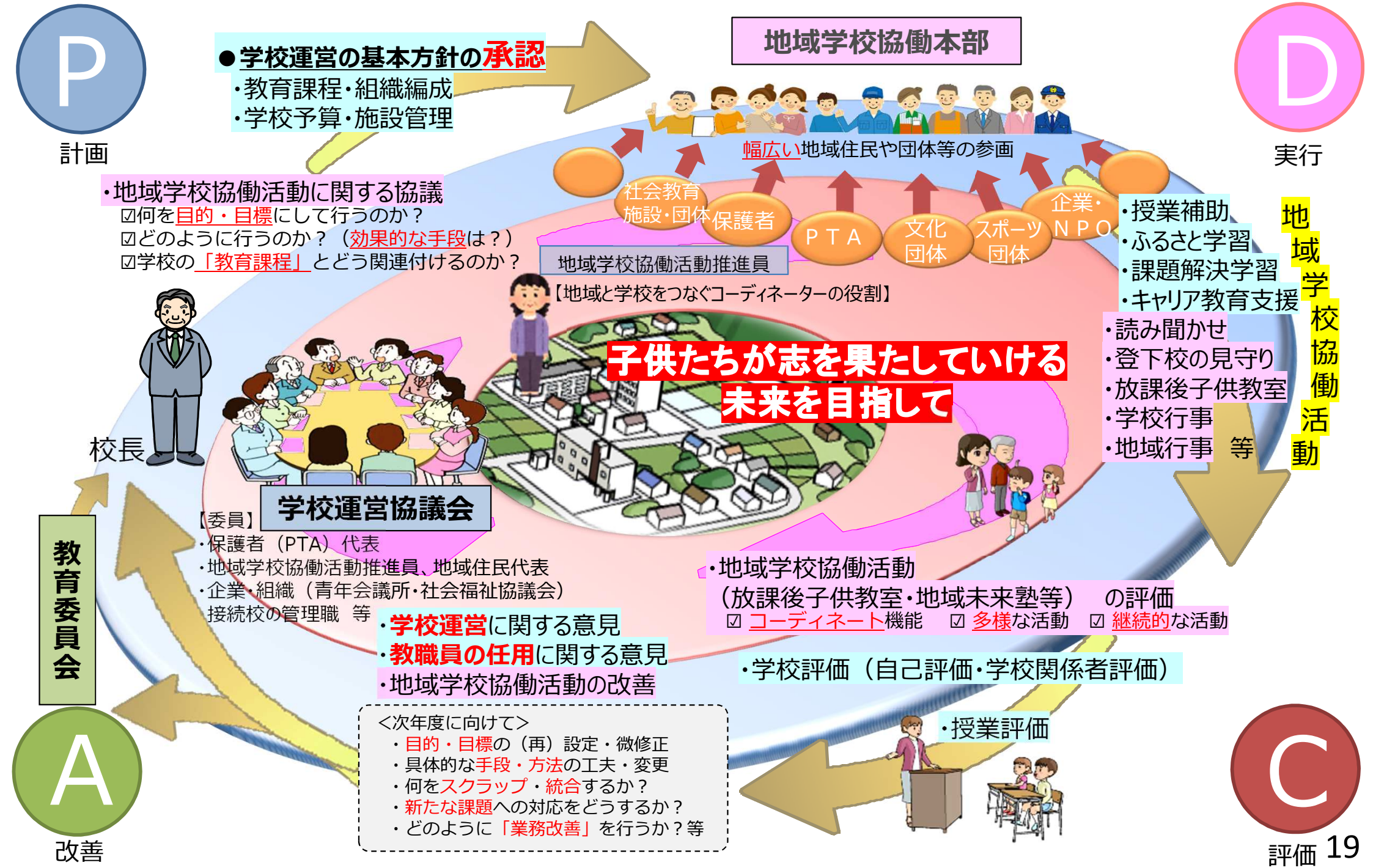

参考資料

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）【抜粋】

第１章　学校における働き方改革の目的

○ これまでの**我が国の学校教育の蓄積はSociety5.0においても有効**であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた**我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なもの**とするには、**学校における働き方改革が急務**。

○ **‘**子供のためであればどんな**長時間勤務**も良しとする**’**という働き方の中で、**教師が疲弊**していくのであれば、それは**‘子供のため’にはならない**。**学校における働き方改革の目的**は、教師のこれまでの**働き方を見直し**、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、**自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うこと**ができるようになること。

○ **志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならない**ものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。

○ 学校における働き方改革を進めるに当たっては、**地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化**により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

第４章　学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

○ これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。

○ 業務の明確化・適正化は、**社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく**、**社会との連携を重視・強化**するもの。学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 （※その業務の内容に応じて，地方公共団体や教育委員会，保護者，地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。）	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） （※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが，ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

地域学校協働本部整備率と学校運営協議会制度の導入率（都道府県別）

地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,194校（小学校：9,874校、中学校：4,284校、義務教育学校：36校）
学校運営協議会制度を導入している公立小・中・義務教育学校数： 4,796校（小学校：3,265校、中学校：1,492校、義務教育学校：39校）
（全国の地域学校協働本部数：8,567本部）

※本データは2019年度「学校を核とした地域力強化プラン」の予算案に係るブロック説明会(平成31年2月)の資料から、一部の自治体からの修正依頼を受け、データを修正している。

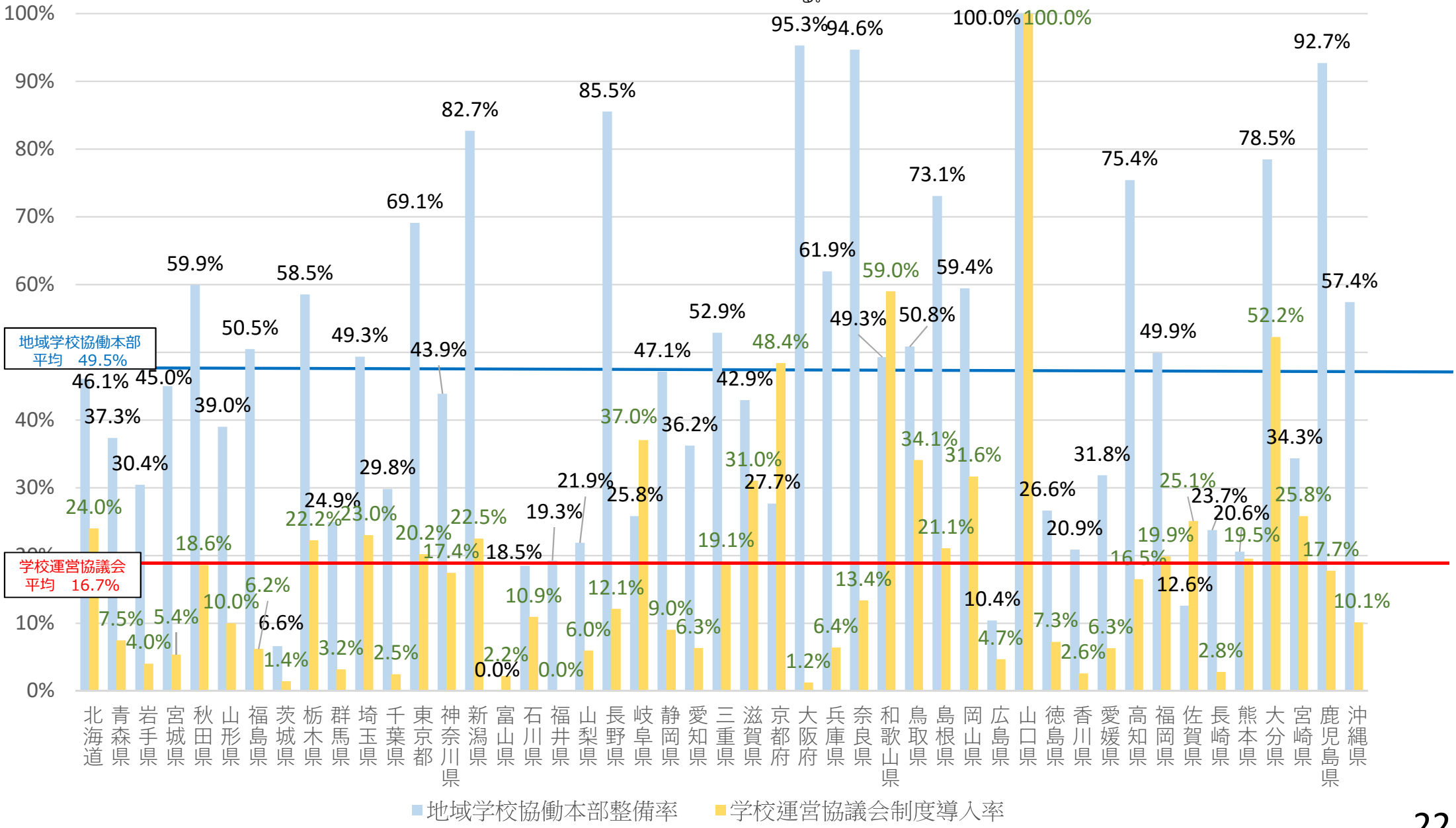

文部科学省・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター調査（平成30年５月時点）による。国庫補助対象外の取組を含む。

文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査（平成30年4月時点）による。

地域学校協働活動推進事業

（前年度予算額　　6,012百万円）
2019年度予算額　5,924百万円

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

文部科学省

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、これからの社会の創り手となる子供たちに、社会や地域と向き合い関わり合いながら学ぶ機会を与える「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく**「地域学校協働活動」**を積極的に推進していくことが必要。

目標

2022年度までに全小中学校において幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。

事業内容

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進する。

そのため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」を配置することにより、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「**地域学校協働本部**」の整備を推進することにより、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

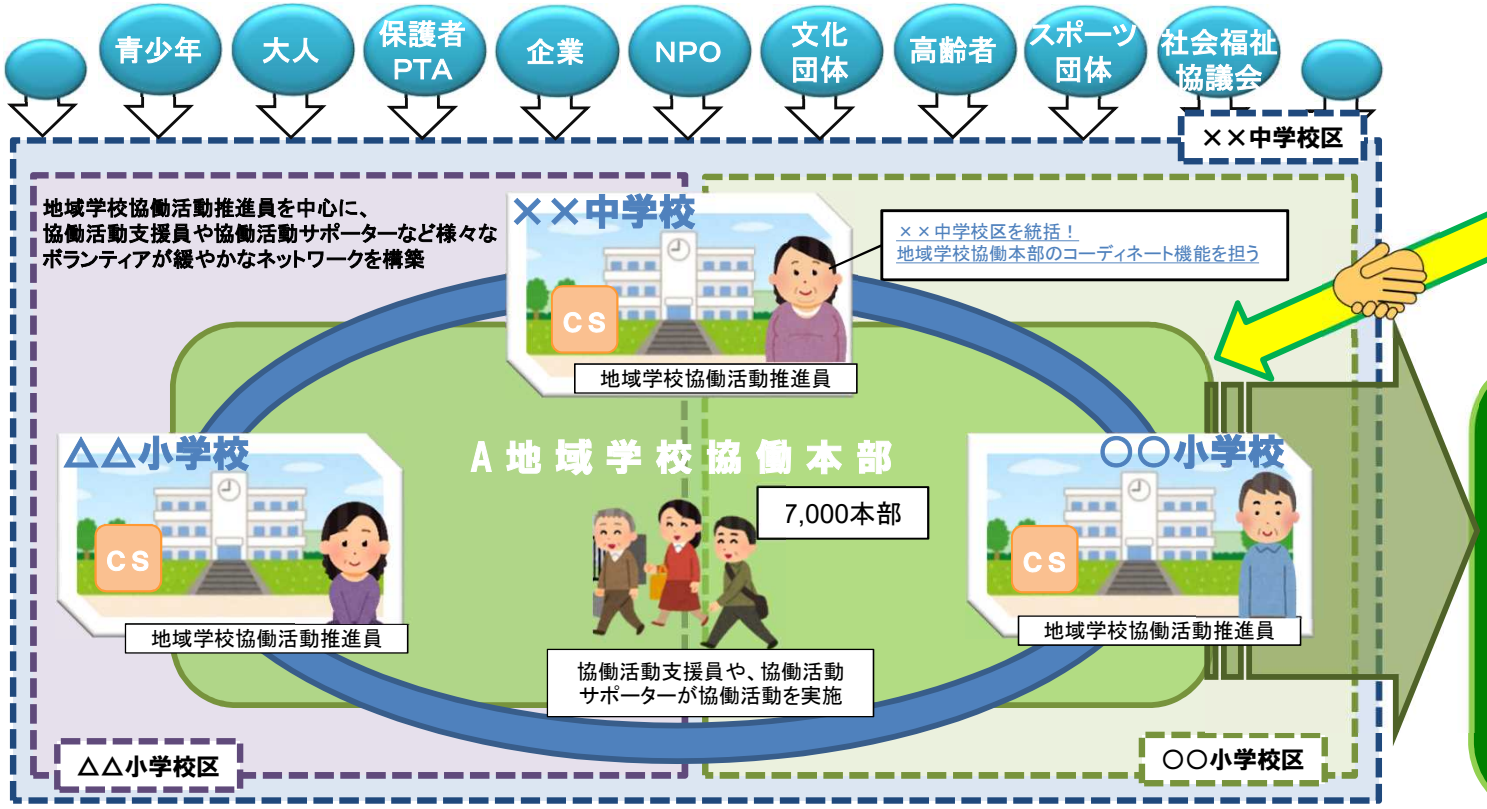

学校運営協議会
（コミュニティ・スクール）

学校運営・その運営に必要な支援に関する協議 等（地教行法第４７条の６）を行い、委員には、保護者や地域住民の他、**地域学校協働活動推進員が任命**される。

地域学校協働活動

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

- 地域ブランドづくり学習
- 防災学習
- ふるさと発見学習
- 放課後等の多様な体験・活動
  （放課後子供教室）
- 学習が困難な子供に対する学習支援活動
  （地域未来塾）
- 外部人材を活用した教育活動支援　等

コミュニティ・スクール推進体制構築事業

(前年度予算額　98百万円)
2019年度予算額　85百万円

文部科学省

※「学校を核とした地域力強化プラン」の1メニュー。

補助率：国　1/3

社会総がかりで子供たちを育むために、全ての公立学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。地教行法の改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域や学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実に向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。

＜改正地教行法＞学校運営協議会設置が努力義務化（全ての公立学校が対象）

＜700箇所＞

※CSディレクター：学校運営協議会の会議運営や、学校間、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会に係る業務を行う地域人材

域内「全ての学校」においてＣＳの推進体制を構築

推進協議会
（教育委員会主催）

※教育委員会の下部組織である各校の学校運営協議会をつなぎ、推進方策を協議

①「地域とともにある学校づくり」に向けて、学校と地域をつなぐ推進体制の構築
- ・各学校や地域の協議・活動内容の共有
- ・教職員と学校運営協議会委員の合同研修
- ・地域連携担当教職員の情報交換・研修

推進フォーラム
研修会

②「地域学校協働活動」との一体的な推進

コミュニティ・スクール ⇔ 地域学校協働本部

・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の効果的な運用に向けた協議

★「地域学校協働活動推進事業」の一環として実施

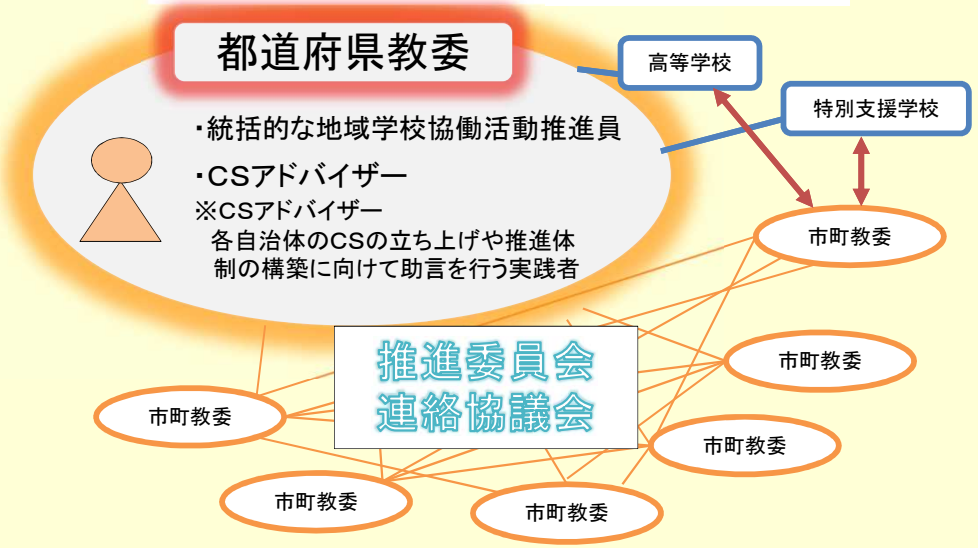

域内全ての市区町村及び管轄する学校においてＣＳの推進体制を構築

①市町村教委の学校教育・社会教育担当課の連携・協働体制の構築

学校教育 ⇔ 社会教育

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に向けた体制づくり

②県立学校と市町村立学校の学校運営協議会の連携・協働体制の構築

県立高校・特別支援学校 ⇔ 市区町村立小・中学校

③管理職・事務職員マネジメント研修

学校運営協議会の設置に関する地方財政措置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

＜具体的な措置内容＞

令和元年度　文教関係地方財政措置

社会を生き抜く力の育成

◇学校運営協議会の設置

学校運営協議会を設置する学校に対し、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費として、積算上、学校運営協議会委員報酬及び会議費等を措置。

「地域学校協働活動推進事業」実施状況、「学校運営協議会」設置状況

（平成30年11月）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域学校協働本部整備数 （地域学校協働活動実施数）	3,746本部 （小学校：6,244校 中学校：2,814校）	4,146本部 （小学校：6,568校 中学校：3,039校）	4,527本部 （小学校：6,881校 中学校：3,148校）	5,168本部 （小学校：7,166校 中学校：3,469校）	6,190本部 （小学校：7,437校 中学校：3,632校）
地域学校協働活動推進員等数　＊	16,346人	16,814人	18,105人	23,019人	23,931人
地域未来塾実施数	—	1,751箇所	2,587箇所 （中学校：2,439校 高等学校：148校）	2,813箇所 （中学校：2,646校 高等学校：167校）	2,995箇所 （中学校：2,820校 高等学校：175校）
放課後子供教室実施数	11,991教室	14,392教室	16,027教室	17,615教室	18,749教室
学校運営協議会設置学校数（CS）（コミュニティ・スクール導入学校数）	1,919校	2,389校	2,806校	3,600校	5,432校
実施市区町村数	本部　628市区町村 放課後　1,135市区町村 C S　187市区町村	本部　642市区町村 未来塾　322市区町村 放課後　1,077市区町村 C S　235市区町村	本部　669市区町村 未来塾　472市区町村 放課後　1,097市区町村 C S　285市区町村	本部　716市区町村 未来塾　515市区町村 放課後　1,098市区町村 C S　367市区町村	本部　772市区町村 未来塾　557市区町村 放課後　1,171市区町村 C S　532市区町村

※ 平成28年度までは「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」及び「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」として実施
※ 岩手県、宮城県、福島県等の被災自治体は委託事業「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」等で実施
＊ 平成28年度以前は地域コーディネーターのみ

地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的取組事例（岩手県大槌町）

小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と学校の課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

○教育環境の復興
→ 安心して学べる新しい学校の建設
→ ９年間の継続性を持った心のケア

○学校だけでは解決できない課題解決への取組
→ 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

＜大槌町の小中一貫教育＞

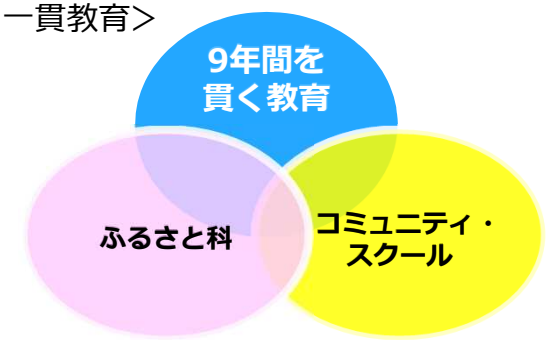

・次代を背負って立つ子供たちを育て、魅力的な地域・学校づくりを推進するため小中一貫教育の取組として「ふるさと科」を全学年に設置。
・生活科と特別活動の一部、総合的な学習の時間の全てを充てて実施

① 地域への愛着を育む学び
・地域の歴史や特産、郷土の文化等の学習
② 生き方・進路指導を充実させる力を育む学び
・職場体験活動、沿岸地区の仮設店舗での体験学習の実施等
③ 防災教育を中心とした学び
・「いきる・かかわる・そなえる」防災学習

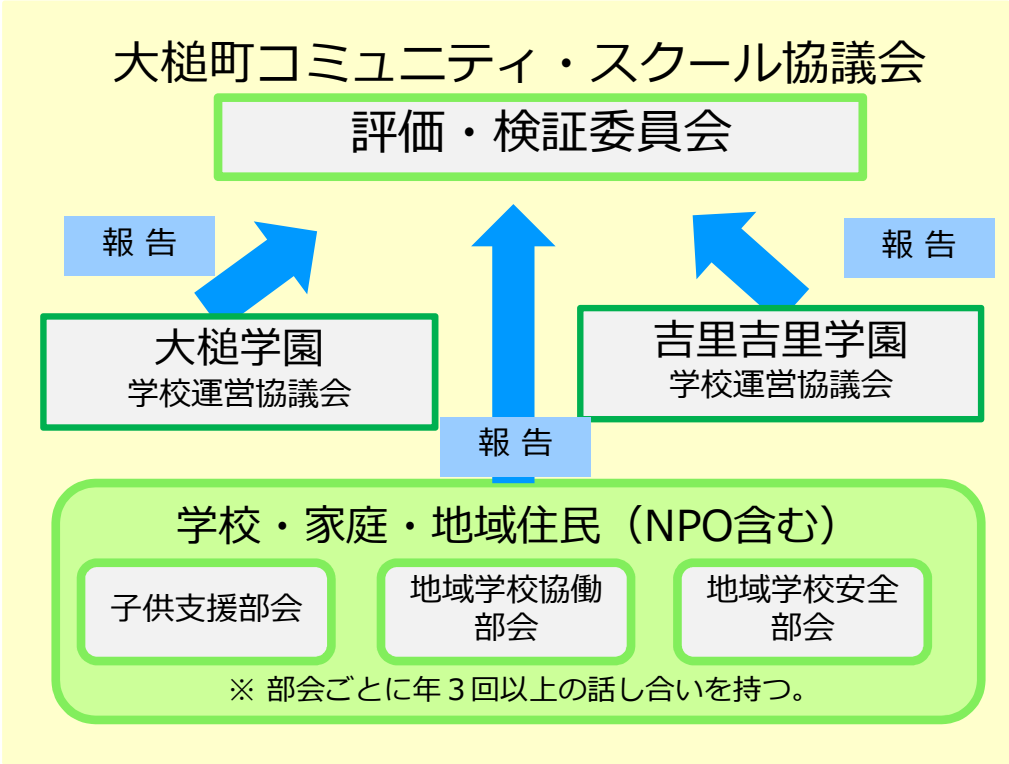

委員会名 部 会 名	主 な 活 動 内 容（ 協 議 内 容）	主 な メ ン バ ー
評価・検証 委員会	○学校運営協議会の報告 ○各部会の今年度の方針 ○目標設定・効果測定について	学校運営協議会長、ＰＴＡ会長・副会長、教育委員、各学校長、各部会長、教育委員会等
子供支援 部 会	○放課後や長期休業の子どもの居場所づくりや学習支援について	教員、保護者、地域住民、保健福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、ＮＰＯ等
地域学校 協働部会	○「ふるさと科」の推進について ○地域ボランティアについて	教員、保護者、地域住民、学校支援地域コーディネーター、商工会、教育委員会、ＮＰＯ等
地域学校 安全部会	○通学路交通安全プログラムの実施 ○学校安全計画の検討	教員、保護者、警察、消防署、消防団、三陸国道事務所、沿岸広域振興局道路整備課、大槌町役場職員、教育委員会等

本取組が復興に向かい日々変化する地域のコミュニティのつながりとなり、家庭・地域の教育力と生活環境の向上を図っていくことが期待できる。

地域と学校の連携・協働　－地域と学校の連携・協働の推進がカリキュラム・マネジメントに寄与した事例－　（島根県益田市立豊川小学校）

地域と学校の連携・協働の推進により、社会教育コーディネーターを中心に、地域ぐるみで子供を育む方向性を共有。活動を協働化し、カリキュラム・マネジメントにも寄与。

➢「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の教育力も高まり、大人も子供も学び合う「学びの循環」へ

学校運営協議会／地域の協議会での協議・連携

学校運営協議会

校長、教職員、社会教育コーディネーター、公民館、保育園、ＰＴＡ、自治会代表　等

地域の協議会が推薦した者を学校運営協議会の委員に任命

学校の教育目標や校内研究の取組、子供の状況を共有

地域の協議会

公民館、連合自治会、社会福祉協議会、民生児童委員、保育園、小学校、中学校、ＰＴＡ、社会教育コーディネーター等

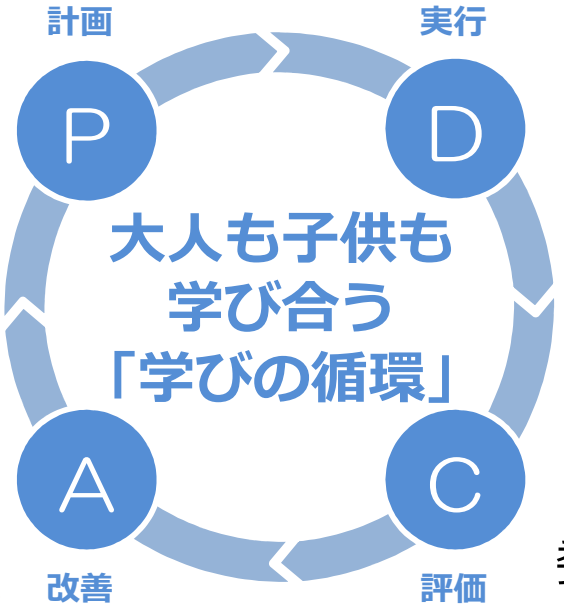

授業の実施

地域の特性や実情を踏まえて行う一部の授業について、地域住民と連携して実施。授業前に地域住民と指導案・ねらいを共有し、地域住民も授業に参画。指導案を踏まえて地域住民からも児童へ質問の投げかけ。

（授業で子供たちが作物を栽培する単元において、教師だけでは難しい大豆の栽培から豆腐作りまでを、地域住民の協力を得て実施）

カリキュラム・マネジメント

授業後、ねらいを達成した次年度以降も豆腐作りの活動が継続されていたが、学校・社会教育コーディネーター・公民館の協議により、公民館活動に切り替えて継続

➢ 社会教育コーディネーターが調整し、学校・地域の双方にとってより良い手法に転換することができ、児童の学びの充実にもつながった。

振り返り

授業実施後、学校運営協議会の委員を中心に、地域住民も授業の研究協議に参加。

学校と地域でつくる学びの未来ホームページ（文部科学省）

「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページをリニューアルしました。

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になられる方（自治体、学校関係者、保護者地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためは、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。 本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。

https://manabi-mirai.mext.go.jp/　もしくは“**学び未来**“で検索

資料２－２

地域との協働による高等学校教育改革の推進

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

令和元年度予算額251百万円(新規)

文部科学省

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

高等学校

・地域との協働による活動を学校の活動として明確化
・専門人材の配置等、学内における実施体制を構築

✓地域における活動を通じた探究的な学びの実現（新高等学校学習指導要領への対応）
✓学校の中だけではできない多様な社会体験

コンソーシアム

・将来の地域ビジョン・求める人材像の共有や協働プログラムの開発
・学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定

✓高校生のうちに地元地域を知ることにより、地元への定着やUターンが促進される
✓地域の活動に高校生が参画することにより、地域活力の向上へ貢献

標準スキームを踏まえつつ、地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

【プロフェッショナル型】
〈専門学科中心10校程度〉
地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

～特徴・取組例～
・地域の特産物の付加価値を高め安定的な食料生産により地域の発展を担う人材を育成
・ものづくりに関する専門的な技術を身に付け、地場産業を支える人材を育成など

【地域魅力化型】
〈普通科中心20校程度〉
地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

～特徴・取組例～
・地域との連携に係る教科横断的な単位を設定
・衰退しつつある地域の振興方策を地域との連携により研究・実践など

【グローカル型】
〈学科共通20校程度〉
グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成。

～特徴・取組例～
- グローバルな社会課題研究のカリキュラム研究開発
- 海外研修等をカリキュラムの中に体系的に位置づけ
- 海外からの留学生を受け入れるなど外国人生徒と一緒に授業・探究活動等を履修
- コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践など

地域との協働による高等学校教育改革推進事業 令和元年度指定校（51件）

プロフェッショナル型(11件)

都道府県	設置種別	管理機関名※	学校名	実施学科
栃木県	公立	栃木県教育委員会	栃木県立宇都宮工業高等学校	工業
長野県	公立	長野県教育委員会	長野県飯田OIDE長姫高等学校	工業・商業
岐阜県	公立	岐阜県教育委員会	岐阜県立岐阜工業高等学校	工業
愛知県	公立	愛知県教育委員会	愛知県立愛知商業高等学校	商業
三重県	公立	三重県教育委員会	三重県立四日市工業高等学校	工業
京都府	公立	京都府教育委員会	京都府立京都すばる高等学校	商業
島根県	公立	島根県教育委員会	島根県立出雲農林高等学校	農業
山口県	公立	山口県教育委員会	山口県立田布施農工高等学校	農業
愛媛県	公立	愛媛県教育委員会	愛媛県立小松高等学校	家庭
福岡県	公立	福岡県教育委員会	福岡県立香椎高等学校	家庭
熊本県	公立	熊本県教育委員会	熊本県立天草拓心高等学校	農業

※管理機関：高等学校の設置者（国立大学法人、教育委員会、学校法人等）又は高等学校と協働して取組を行う地域の関係機関（市町村、民間団体等）により組織する実行委員会等で、本事業を実施する機関

地域魅力化型(20件)

都道府県	設置種別	管理機関名	学校名
岩手県	公立	岩手県教育委員会	岩手県立大槌高等学校
宮城県	公立	宮城県教育委員会	宮城県石巻西高等学校
山形県	公立	山形県教育委員会	山形県立新庄北高等学校
山形県	公立	白い森人創生プロジェクトチーム（山形県小国町）	山形県立小国高等学校
埼玉県	公立	埼玉県教育委員会	埼玉県立小川高等学校
神奈川県	公立	神奈川県教育委員会	神奈川県立山北高等学校
福井県	公立	福井県教育委員会	福井県立鯖江高等学校
長野県	公立	長野県教育委員会	長野県白馬高等学校
静岡県	公立	静岡県教育委員会	静岡県立熱海高等学校
静岡県	私立	学校法人信愛学園	浜松学芸高等学校
三重県	公立	三重県教育委員会	三重県立飯南高等学校
兵庫県	公立	兵庫県教育委員会	兵庫県立生野高等学校
島根県	公立	島根県教育委員会	島根県立松江東高等学校
島根県	公立	島根県教育委員会	島根県立平田高等学校
岡山県	公立	岡山県教育委員会	岡山県立和気閑谷（わけしずたに）高等学校
徳島県	公立	徳島県教育委員会	徳島県立城西高等学校神山校
愛媛県	公立	愛媛県教育委員会	愛媛県立三崎高等学校
熊本県	公立	熊本県教育委員会	熊本県立上天草高等学校
宮崎県	公立	宮崎県教育委員会	宮崎県立飯野高等学校
宮崎県	公立	宮崎県教育委員会	宮崎県立宮崎南高等学校

グローカル型(20件)

都道府県	設置種別	管理機関名	学校名
北海道	公立	北海道教育委員会	北海道登別明日（のぼりべつあけび）中等教育学校
山形県	私立	学校法人九里学園	九里学園高等学校
山形県	公立	山形県教育委員会	山形県立山形東高等学校
千葉市	公立	千葉市教育委員会	千葉市立稲毛高等学校・附属中学校
東京都	私立	学校法人昭和女子大学	昭和女子大学附属昭和高等学校
福井県	公立	福井県教育委員会	福井県立丸岡高等学校
長野県	公立	長野県教育委員会	長野県長野高等学校
静岡県	公立	静岡県教育委員会	静岡県立榛原（はいばら）高等学校
愛知県	私立	学校法人名古屋石田学園	星城高等学校
愛知県	私立	学校法人栗本学園	名古屋国際中学校・高等学校
三重県	公立	三重県教育委員会	三重県立宇治山田商業高等学校
兵庫県	公立	兵庫県教育委員会	兵庫県立柏原高等学校
奈良県	公立	奈良県教育委員会	奈良県立畝傍（うねび）高等学校
奈良県	私立	学校法人奈良育英学園	育英西中学校・高等学校
和歌山県	私立	学校法人和歌山信愛女学院	和歌山信愛中学校・高等学校
岡山県	公立	岡山県教育委員会	岡山県立岡山城東高等学校
香川県	公立	香川県教育委員会	香川県立高松北高等学校
愛媛県	公立	愛媛県教育委員会	愛媛県立松山東高等学校
高知県	公立	高知県教育委員会	高知県立室戸高等学校
宮崎県	公立	宮崎県教育委員会	宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

新しい 時代の初等中等教育の在り方について（諮問）（抜粋）

（令和元年4月17日中央教育審議会）

第二に新時代に対応した高等学校 教育の在り方についてです。具体的には以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方

○ いわゆる文系・理系の類型にかかわらず学習指導要領に定められた様々な科目をバランスよく学ぶことやSTEAM教育の推進

○ 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

○ 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方

○ 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者 を含む特別な配慮を要する生徒に対する指導及び支援の在り方など生徒一人一人の能力適性等に応じた指導の在り方

技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について（第十一次提言）（抜粋）

（令和元年5月17日教育再生実行会議）

２．新時代に対応した高等学校改革

（５）地域や大学等との連携の在り方

○ 国は、新高等学校学習指導要領を踏まえた探究的な学習活動を推進する観点から、高等学校が、市町村、産業界、高等教育機関、社会教育施設等と協働して地域課題の解決等を通じた学びを実現する取組を推進する。

○ 国及び地方公共団体は、高等学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立し、学校外の人的・物的資源の一層の活用を通して、「社会に開かれた教育課程」の実現を図るため、高等学校における「チーム学校」の実現、高等学校の特性を踏まえたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入・活用と地域学校協働活動の実施を推進する。その際、多くの公立高等学校が都道府県により設置され、基礎自治体である市町村等との間の協働に課題がある場合があることを踏まえ、好事例を把握・周知することなどを通じ、学校運営協議会制度等を通じた都道府県、市町村及び高等学校との連携を強化する。

○ 地域を素材に課題探究する学びを実現する上で、高等学校と地域をつなぐコーディネーターの果たす役割は重要であり、そのための人材の確保と育成が必要であることから、国は、地方公共団体における取組等も踏まえ、コーディネーターとしての職制や処遇、育成施策の在り方について総合的に検討する。また、地方公共団体は、地域との連携に中核的な役割を果たしてきた教師について、地域連携の継続性を確保する上での人事上の配慮や工夫を行う。

○ 高等学校段階で地域の産業や文化への理解を深めることは、人材育成の観点のみならず、その後の地元定着やUターン等にも資するなど地方創生の観点からも重要であることから、地方公共団体は、民間資金などの多様な財源を活用し、高等学校における地域課題の解決等を通じた探究的な学びの実現を支援する。

○ 生徒の興味・関心に応じて多様な選択を可能とするとともに、離島・中山間地域にある高等学校の多様性を高める観点から、国は、全国各地で地域の特色をいかし、魅力ある教育を展開している高等学校について、事例の収集及び発信を強化する。

○ 高等学校は、地域問題発見・解決に向けた探究的な学習活動の大学と連携した実施等、高大連携によるカリキュラム開発等を推進する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

Ⅴ．各分野の施策の推進
１．地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす
（６）高等学校等における人材育成
＜概要＞
「キラリと光る地方大学づくり」による若者の育成の取組に加えて、高等学校等において、地域への課題意識や貢献意識を持ち、将来、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることのできる人材等を育成するため、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進する。また、その実現のため、地域と高等学校の協働によるコンソーシアムの構築や、中間支援組織に対する支援、地域と高等学校をつなぐコーディネーターの育成など、地域との協働による高等学校改革を総合的に推進する。

【具体的取組】
◎地域との協働による高等学校教育改革の推進
・高等学校が、市町村、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進し、将来、地域において地域ならではの新しい価値を創造する人材や、グローバルな視点を持ってコミュニティを支える地域のリーダーとなる人材、専門的な知識・技術を身に付け地域や産業界に求められる人材等の育成を強化する。
・また、生徒が地域課題の解決等を通じた探究的な学びを大学等において継続するための進路実現に向けた学習支援体制の構築や、大学等への接続も見据えた一貫プログラムの開発等を推進する。

◎地域・高校魅力化コンソーシアム（仮称）の設置促進

・高校生の地域での活動・学習機会を充実させるとともに、地域留学などの新しいひとの流れの創出など、「関係人口」を含む地域を担う次代の人材の育成を推進する観点から、「地域・高校魅力化コンソーシアム（仮称）」の設置を促進する。

・その際、当該コンソーシアムと高等学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働本部が連携・協働するなど、高等学校に関する地域の関係機関が一体となって関わる在り方について検討する。

・また、当該コンソーシアムの立上げ及び運営支援や職員研修、ファンドレイジングの共通基盤の構築・提供等を実施する中間支援組織に対しての支援の在り方も併せて検討し、機能の充実を図る。

◎高等学校と地域をつなぐ人材の育成等

・高等学校と地域をつなぐコーディネーターの在り方について検討し、必要な資質能力や役割等を明確化するとともに、配置・活用に向けた方策について検討することにより、その育成を推進する。

・さらに、大学等における養成プログラムの開発を推進するとともに、大学等が実施する社会教育主事講習、教員免許更新講習などの既存の研修制度等との連携等の強化や、ICT を活用した柔軟な受講形態の設定等により、コーディネーターを志す者の受講の機会拡大を図る。

◎グローカル人材の育成

・高等学校等での、地域における多様なグローカル人材の育成や外国人留学生の受入れを促進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」等）の推進や地域における留学、受入れ、交流などのグローバル人材育成に資する取組を効果的に促進する。

資料3

リカレント教育（社会人の学び直し）の拡充に向けて

文部科学省

令和元年７月29日
文部科学省

１．人生100年時代・Society5.0の到来

「人生100年時代」の到来

●健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、2007年に日本で生まれた子供は107歳まで生きる確率が50%あると言われている。

●人生100年時代においては、教育、雇用、退職後という伝統的な３ステージの人生モデルから、マルチステージのモデルに変わっていく。

● **2007**年生まれの子どもの**50%**が到達すると期待される年齢

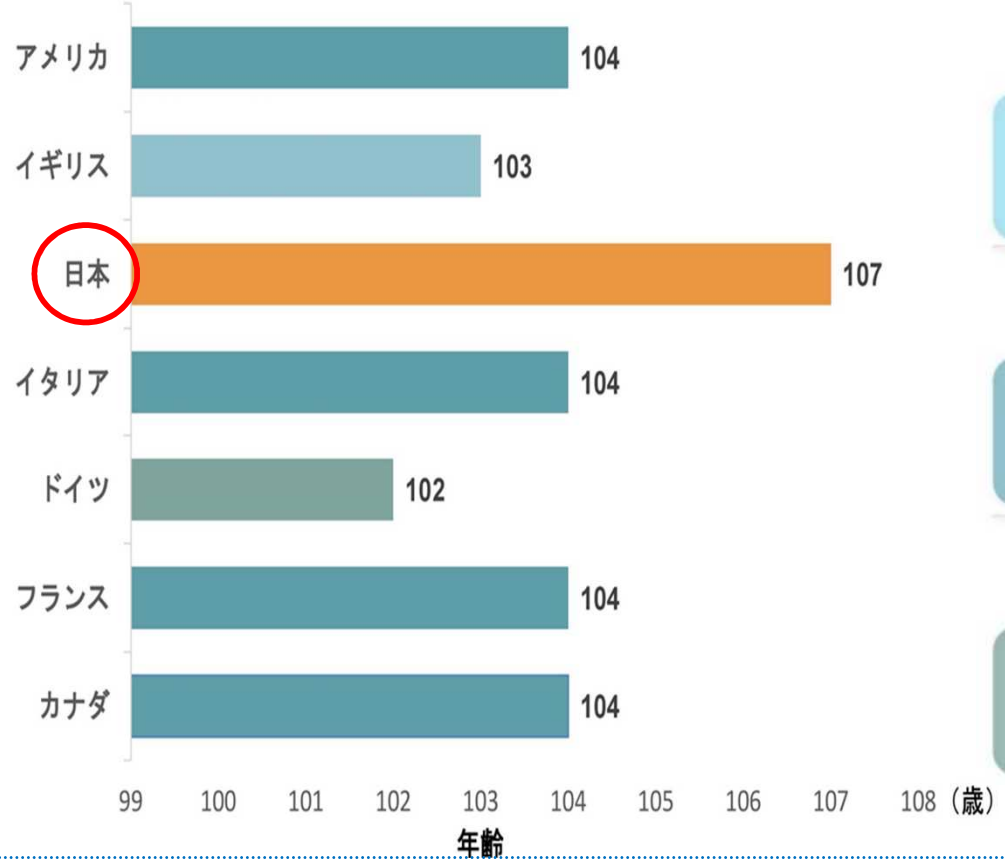

● 3ステージではなくマルチステージの人生

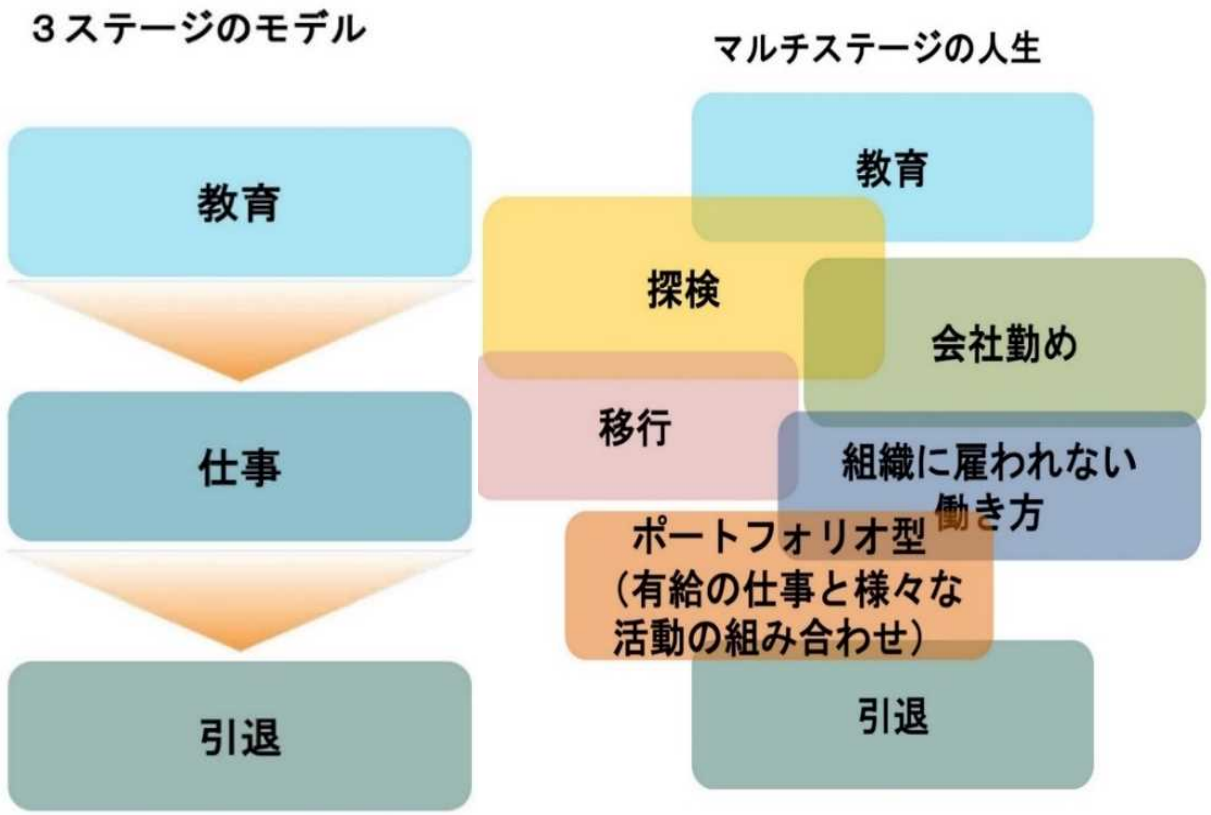

【出典】平成29年9月11日　人生100年時代構想会議資料4-2　リンダ・グラットン議員提出資料（事務局による日本語訳）より

Society 5.0の到来

●2030年頃には、第４次産業革命ともいわれる、IoTやビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新が一層進展。
狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上５番目の新しい社会である**Society 5.0　の到来**が予想されている。

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、**経済発展と社会的課題の解決を両立**する、**人間中心**の**社会（Society）**

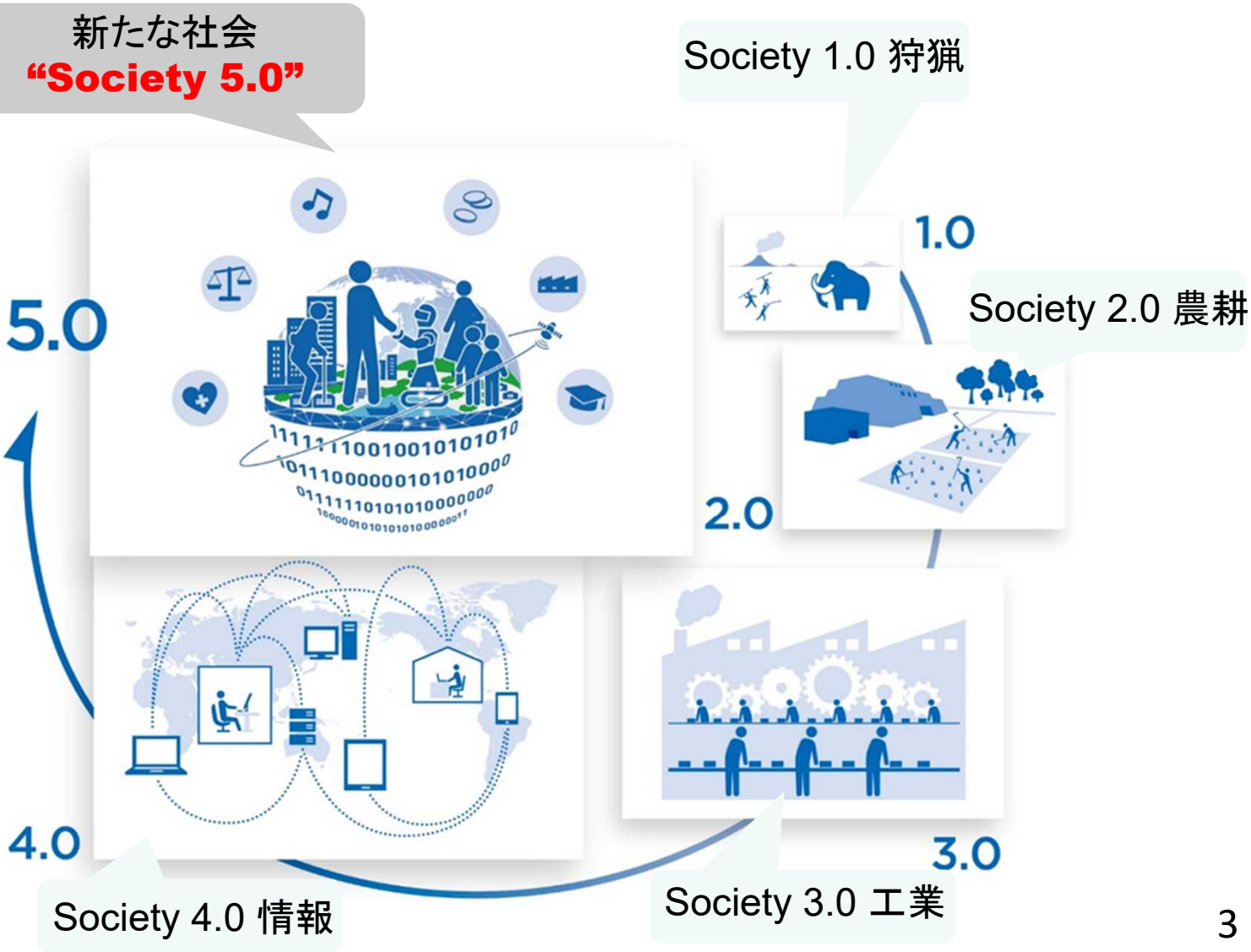

【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議ホームページ等より作成

Society 5.0の到来

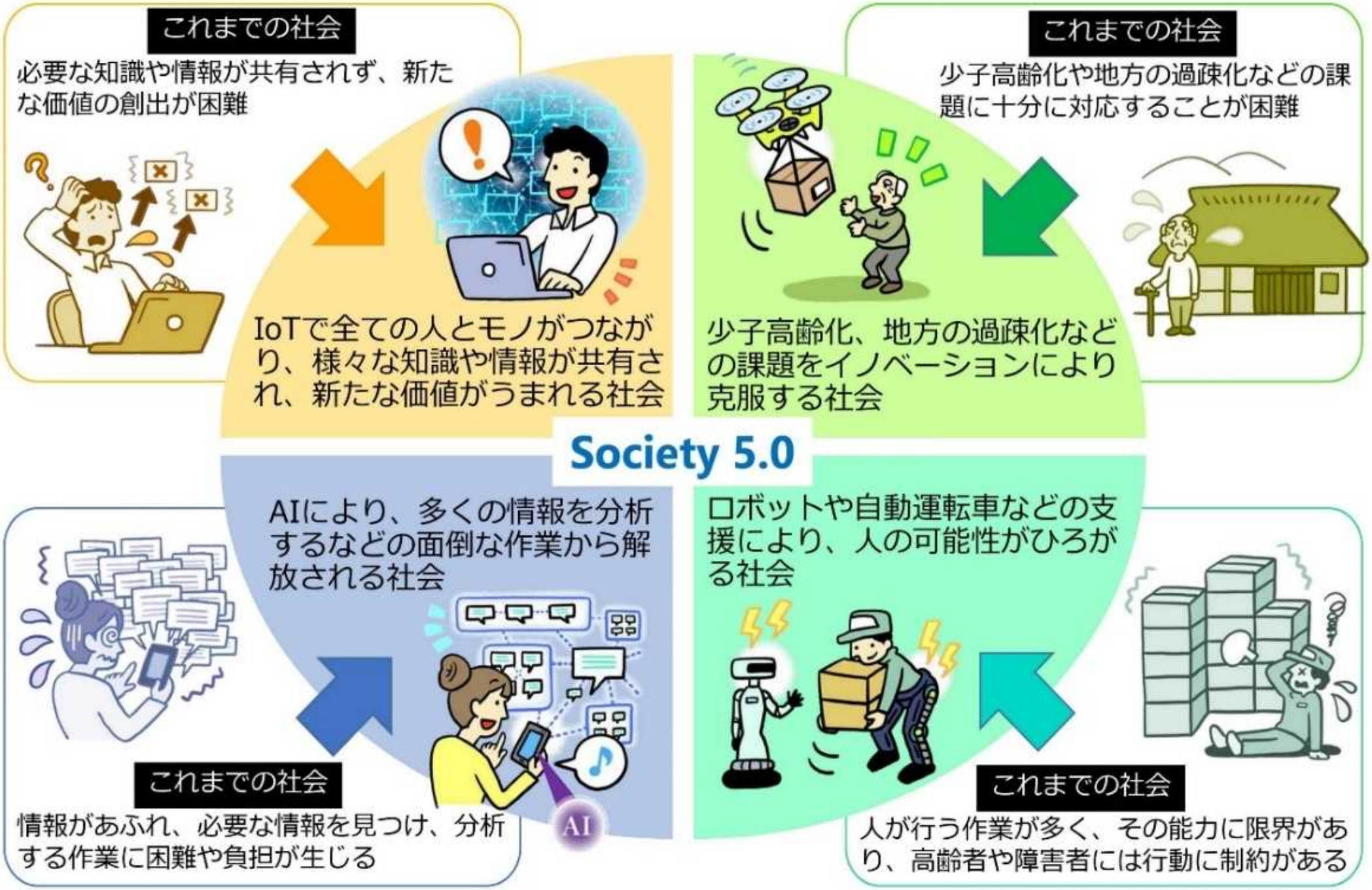

【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議ホームページ等より作成

人工知能やロボット等による代替可能性が高い労働人口の割合

10～20年後に、日本の労働人口の約49%が、技術的には人工知能やロボット等により代替できるようになる可能性が高いとの推計結果が出ている。

人工知能やロボット等による代替可能性が高い労働人口の割合
（日本、英国、米国の比較）

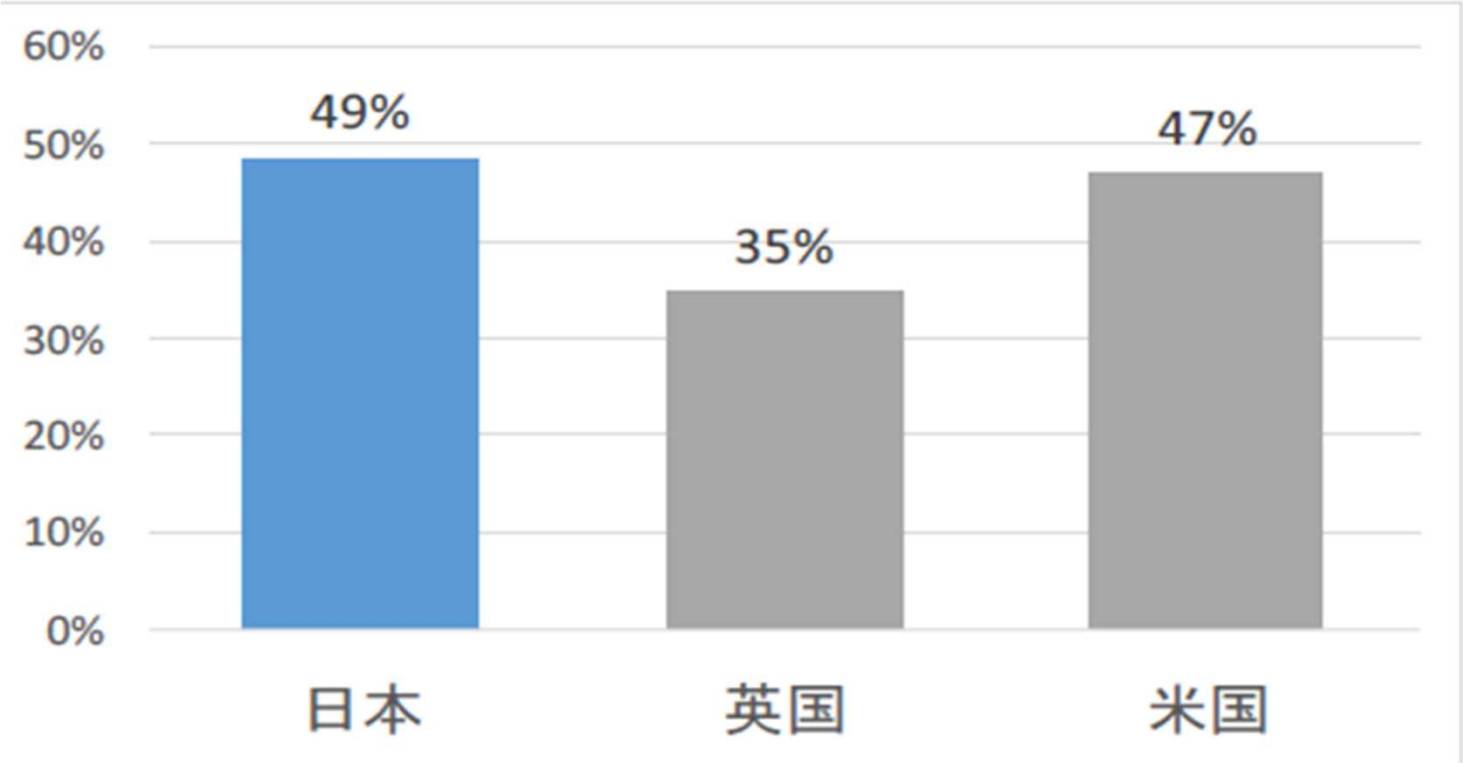

※ 日本データは国内601種類の職業について、それぞれ人工知能やロボット等で代替される確率を試算。

※ 日本データは、株式会社野村総合研究所と英オックスフォード大学のマイケル A. オズボーン准教授及びカール・ベネディクト・フレイ博士との共同研究（2015年）
米国データは、オズボーン准教授とフレイ博士の共著"The Future of Employment"（2013年）
英国データは、オズボーン准教授、フレイ博士、デロイトトーマツコンサルティング社による報告結果（2014年）
から採っている。

（出典）2015年12月2日株式会社野村総合研究所News Release

学び直しの重要性

人生100年時代の到来、Society5.0
に向けた社会の大きな変化の中で、
マルチステージの人生において人々が活躍し、
持続可能な社会を創造していくためには
社会人の学び直しが一層重要に

２. リカレント教育の現状と課題

高等教育機関における２５歳以上入学者割合の国際比較

日本の学士課程における25歳以上入学者の割合は、低いものにとどまっている。

25歳以上の「学士」課程への入学者の割合　（2016年）

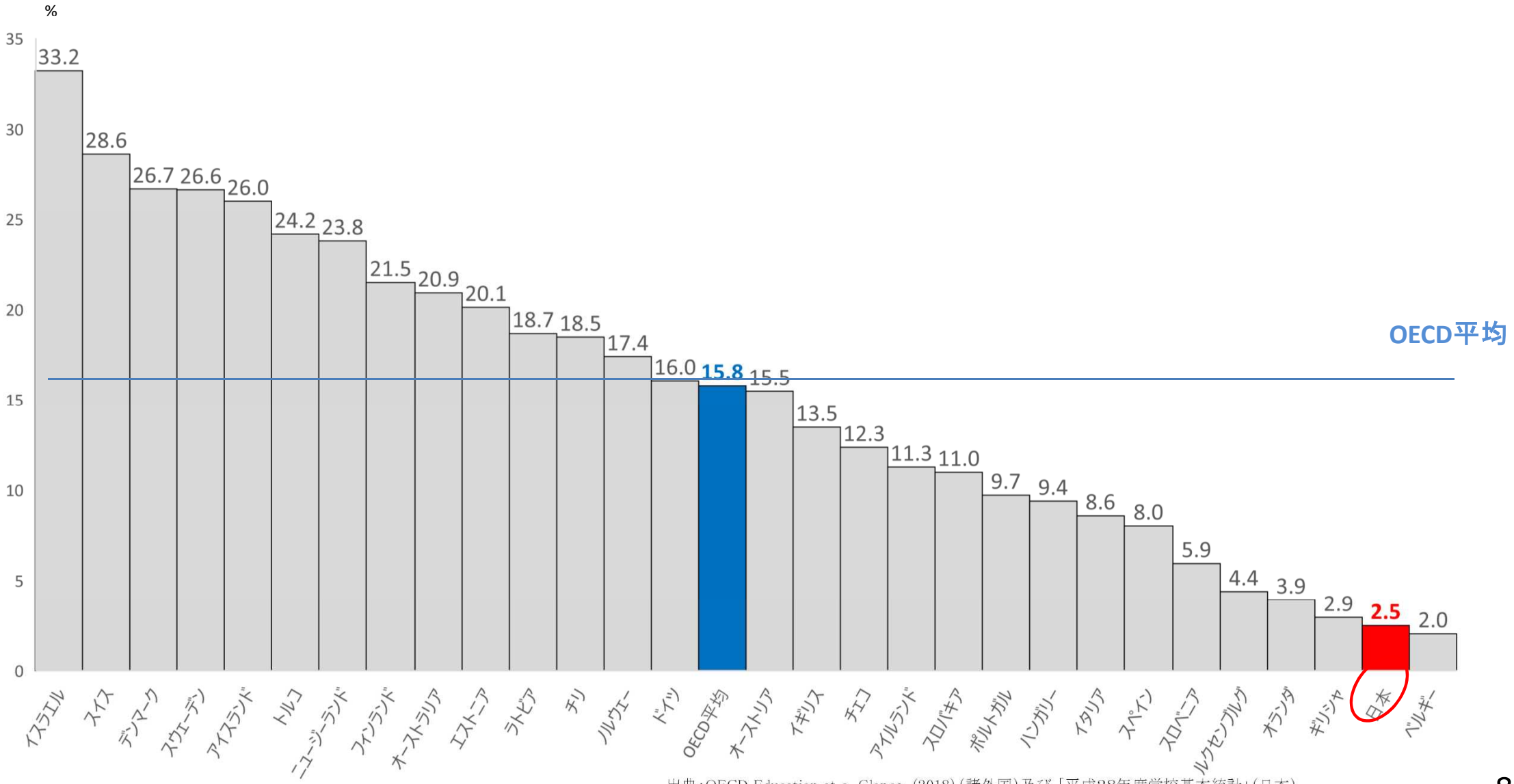

出典：OECD Education at a Glance（2018）（諸外国）及び「平成28年度学校基本統計」（日本）。
日本以外の諸外国の数値については、高等教育段階別の初回入学者の割合。日本の数値については留学生を含む。

社会人学習者数の現状

○　社会人学習者は、大学学部（通信制）、大学院、専修学校で学んでいる層が多い。
○　大学等の正規課程への入学者数は、ここ数年、横ばい傾向だが、単発・短期が多い公開講座の受講者数は、伸びている。

大学・専門学校等における社会人受講者数　約50万人（2016年）

※大学公開講座は除く

内訳

短期プログラム

プログラム別（通信・専修学校除く）

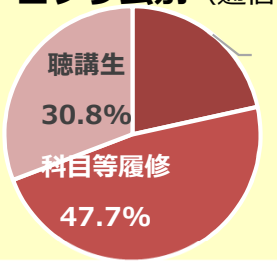

学校種別

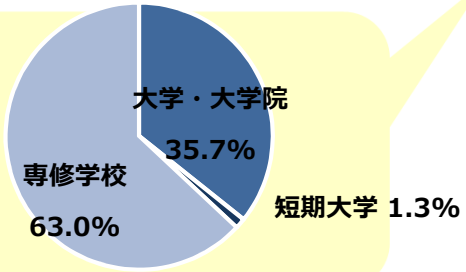

正規課程

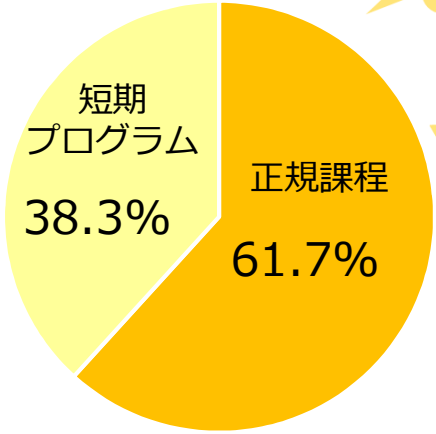

通学or通信（専修学校除く）

学校種別

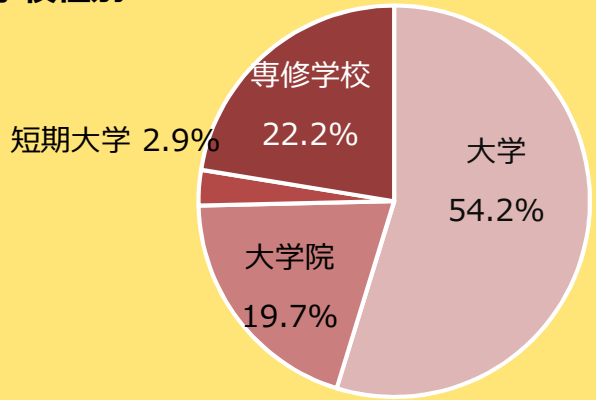

大学公開講座の受講者数

約134万人
（2016年）

出典：文部科学省「平成29年度開かれた大学づくりに関する調査研究」（平成30年3月）
※平成28年度は一部前回調査結果との比較による推測値も含まれている

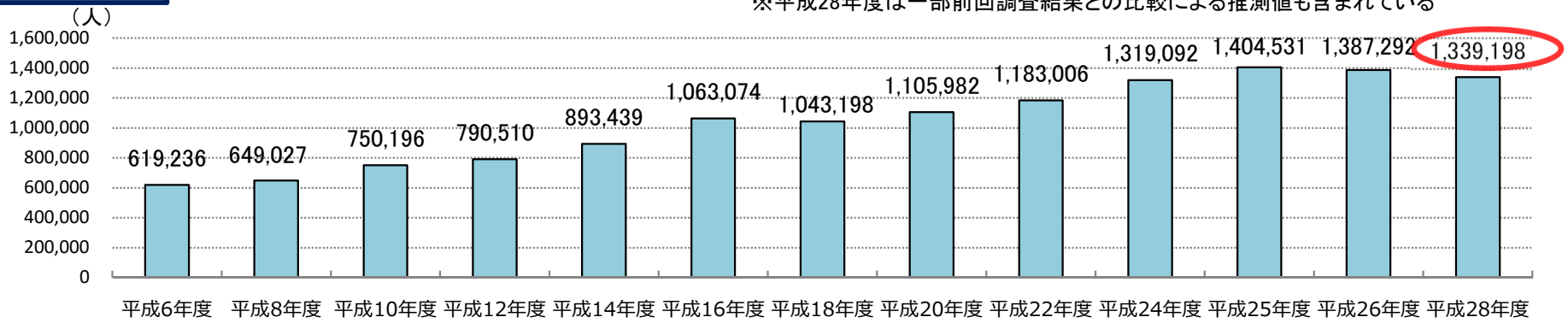

学び直しに関する国民の意識（学び直しの実施状況）

○社会人となった後も、学校（大学、大学院、短大、専門学校など）で正規課程または公開講座などの短期講座で学習したことがある（現在学習している）人、今後学習してみたい人の合計は、約３６％。
○年代別でみると、３０代ではその割合が５０％を超える一方、年齢が高いほど今後の学習意欲について消極的。

学習したことがある（現在学習している）、学習してみたい（小計）36.3%

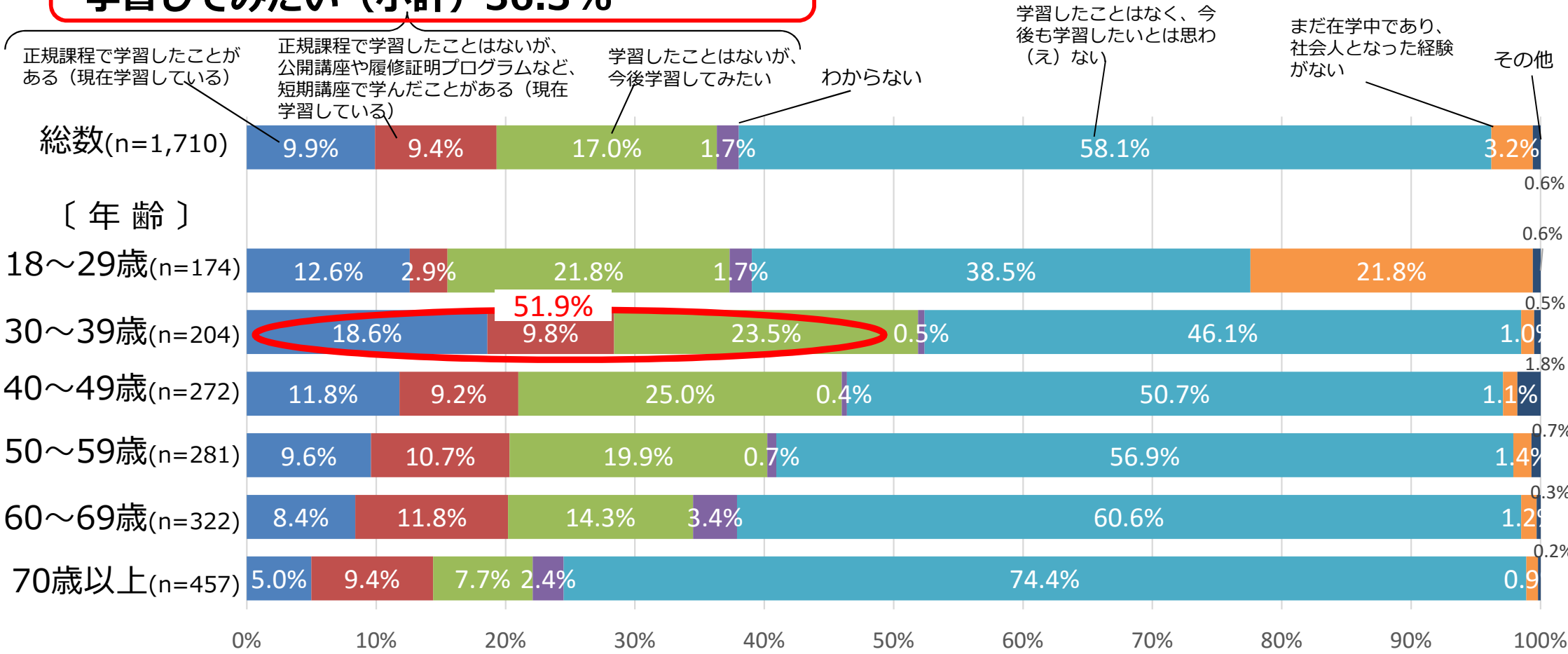

出典：平成30年度生涯学習に関する世論調査（全国18歳以上の日本国籍を有する者3，000人を対象とした抽出調査（有効回収率57．0%））

社会人の学びにおける課題（個人）

○ 社会人が学ぶ際の阻害要因には時間、費用、カリキュラムの問題が挙げられる。

労働者（正社員）が考える自己啓発を行う上での問題点の内訳（複数回答）

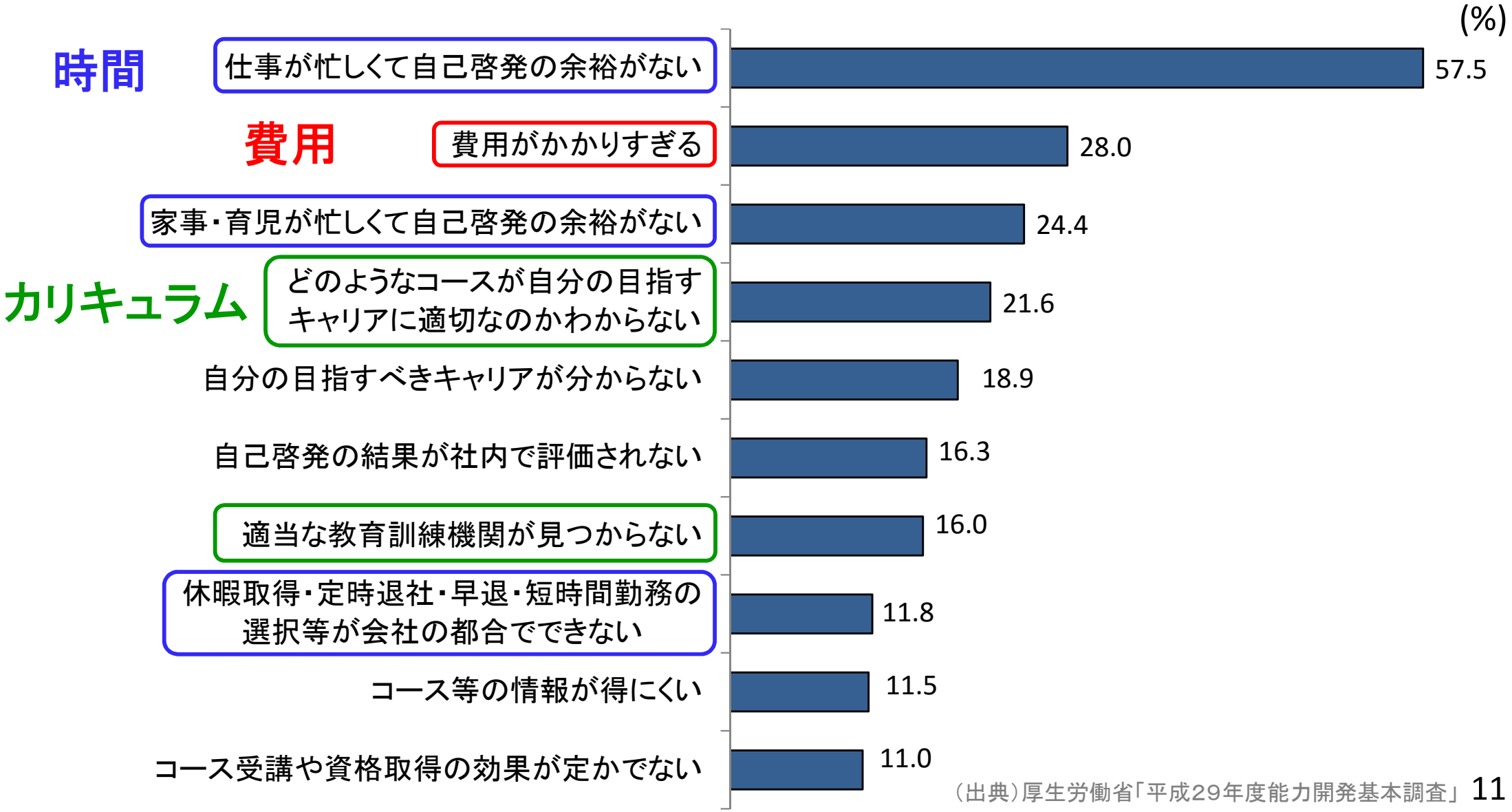

（出典）厚生労働省「平成29年度能力開発基本調査」

社会人の学びにおける課題（企業側②）

○ 企業の8割が外部教育機関として民間の教育訓練機関を活用。一方、**大学等を活用するのはごくわずか。**

企業が活用する外部教育機関の種別（複数回答）

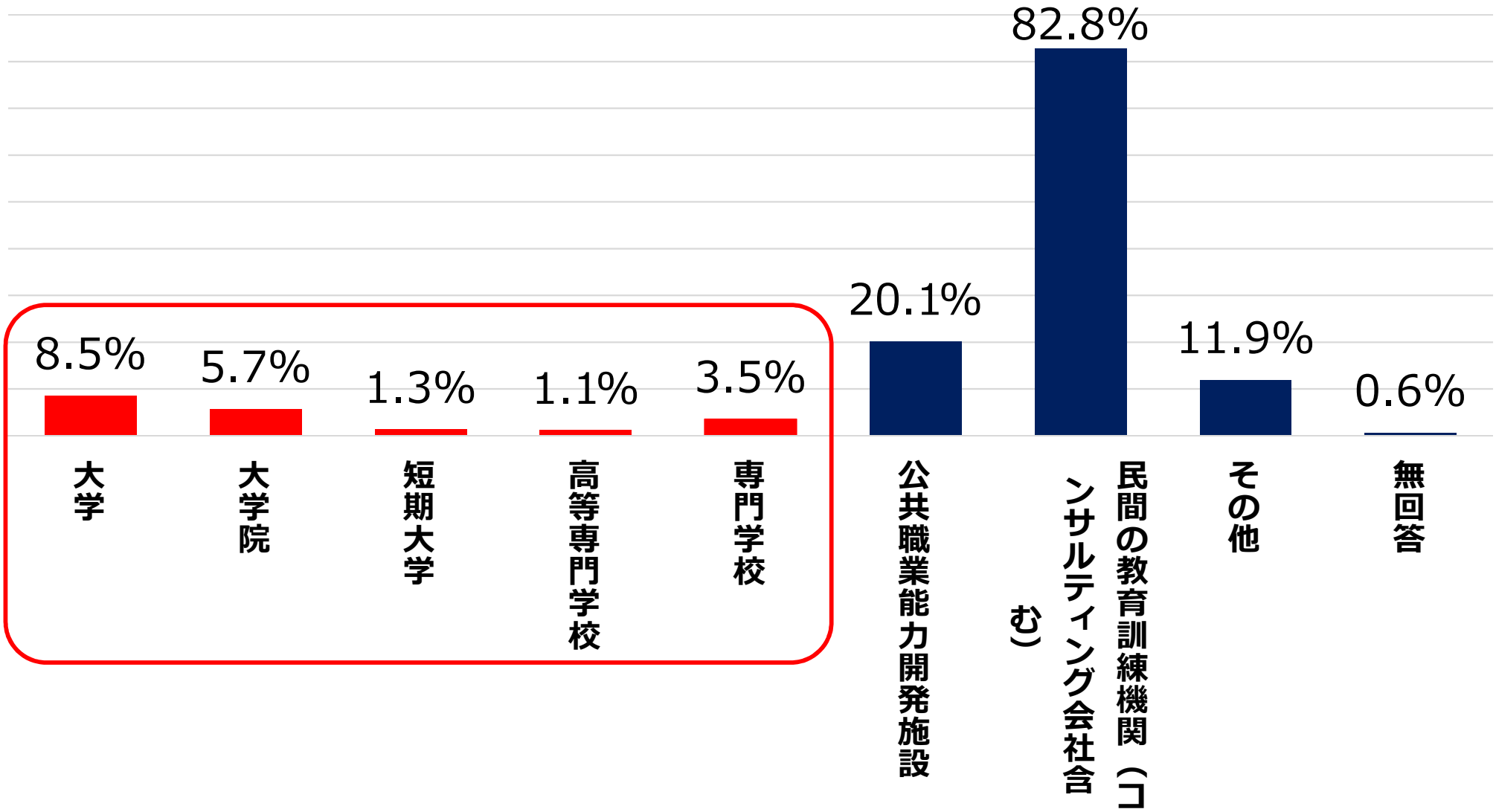

出典：社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究（平成27年度イノベーション・デザイン＆テクノロジーズ株式会社＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞）

社会人の学びにおける課題（企業側③）

○ 企業は大学等における教育内容を知らない。

大学等を活用しない理由

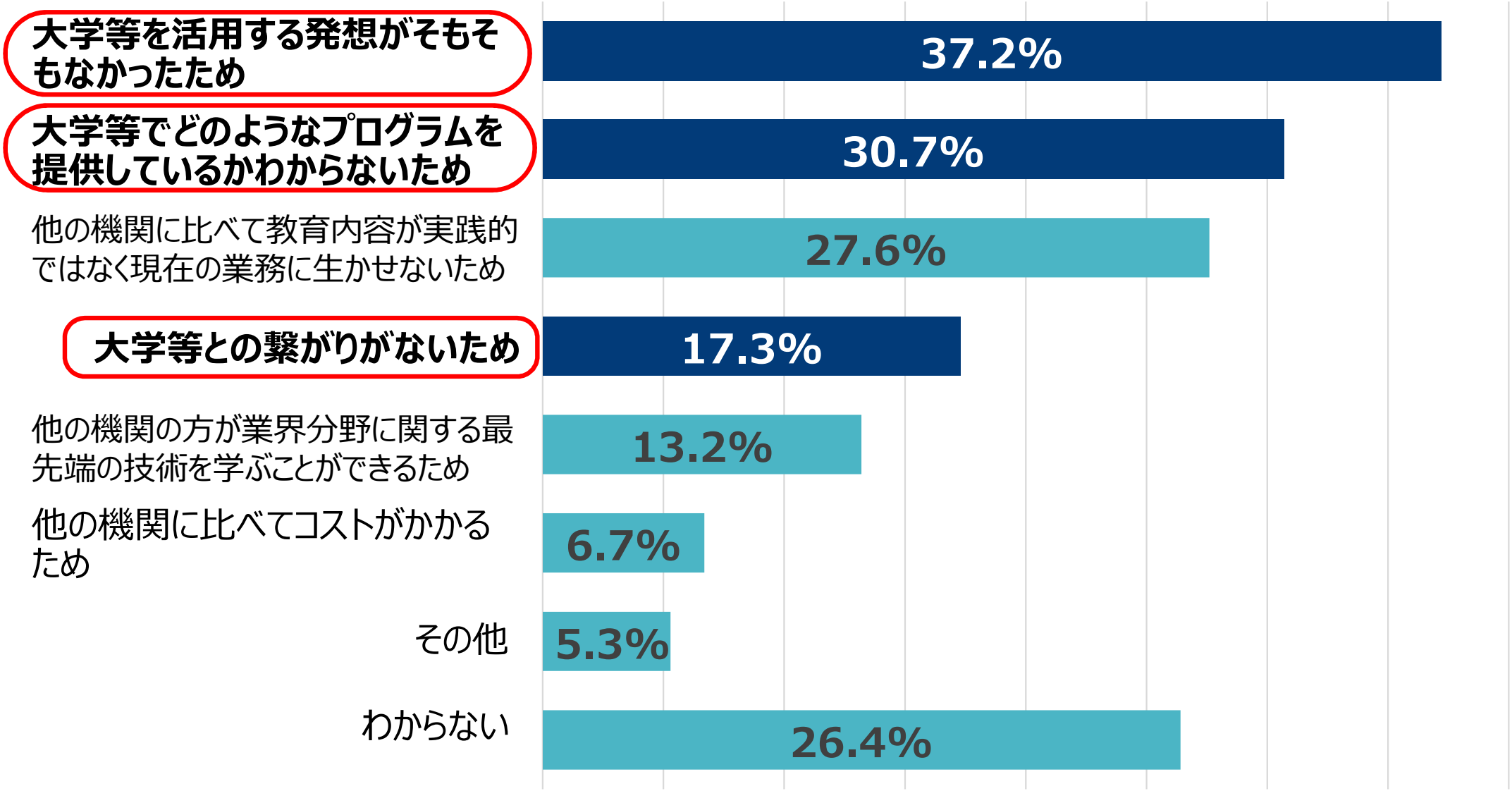

出典：社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究（平成27年度イノベーション・デザイン＆テクノロジーズ株式会社＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞）

３. リカレント教育の今後の方向性

社会人の学び直しに関する提言等①

◆経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～（令和元年６月21日閣議決定）

第２章　Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり
２．人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進
（１）少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

⑥ リカレント教育

社会人・女性・高齢者等の多様なニーズに対応して大学や専修学校等のリカレント教育を拡大する。このため、大学・大学院等において、産業界との連携・接続を強化し、人文社会科学系も含めた幅広い分野の教育プログラムを構築し、社会人が学び直す機会を拡充するとともに、戦略的な広報の実施等により、2019年10月から拡充される教育訓練給付の活用を進め、３年以内に教育訓練給付受給者の倍増を目指す。特定の職業分野への就職など幅広い社会人や地域のニーズを踏まえた産学官連携による実践的な出口一体型のリカレント教育を推進し、地方の労働力不足解消や都市から地方への新しい人の流れにつなげる。ＩＣＴ人材など社会が求める人材の育成を推進するため、ｅ-ラーニング等を活用したリカレント教育を進める。その際、関係府省庁の連携を強化するとともに、民間企業等の知見・ノウハウを最大限活用する。

リカレント教育の中核を担う実務家教員を育成する。プログラムのコーディネートから受講の成果を就業につなげるまでのキャリア支援を総合的に行うことができる専門人材の育成を進める。

社会人学生等が柔軟に履修期間・内容を選択できるよう、早期卒業・長期履修制度や単位累積加算制度の活用を促進する。全ての大学院が入学前や他大学院での学修を活用して単位累積加算的に学位授与を行うための方策を検討し、大学・大学院での学位取得の弾力化を進める。

（３）所得向上策の推進

① 就職氷河期世代支援プログラム

（ｉ）相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援

〇きめ細かな伴奏支援型の就職相談体制の確立

ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練の助言、求人開拓等の各専門担当者のチーム制によるきめ細かな伴走型支援を実施するとともに、専門ノウハウを有する民間事業者による対応、大学などのリカレント教育の場を活用した就職相談の機会を提供する。

社会人の学び直しに関する提言等②

〇受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等を整備する。「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

◆成長戦略2019（令和元年６月２１日閣議決定）

Ⅰ．Society5.0の実現

９．Society5.0時代に向けた人材育成

（1）KPIの主な進捗状況

《KPI》大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする。⇒ 2016年度：約50万人

（2）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）大学等における人材育成

・ 大学・専修学校等において数理・データサイエンス分野等を中心とした産学連携プログラムの開発を進めるとともに、MOOCS や放送大学の活用を拡充する。また、大学における実務家教員を育成するために2019 年度から研修プログラムの開発・全国展開を行うとともに、実務家教員のマッチングを行う人材紹介の仕組みを構築するほか、リカレント教育の講座情報等を提供するための総合的なポータルサイトを構築する。

◆まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年６月２１日閣議決定）

Ⅴ．各分野の施策の推進

１．地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

（5）地方創生を担う人材・組織の育成

◎将来の「地元」を担う人材育成の基盤の強化

・ 大学が地方公共団体や産業界と組織的に連携し、地域のシンクタンクとして機能する取組や、地域課題解決を担う人材育成に向けたリカレント教育のための取組のほか、高校生に対する教育への協力などの高大連携の取組を推進する。

リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実

2019年度予算額　9,296百万円
(前年度予算額　8,760百万円)

大学・専修学校のプログラムの新規開発・拡充や、社会人学習者への支援の強化を、関係省庁との連携によって推進することにより、「実践的なプログラムが不足」「時間がない」「費用がかかる」など社会人が抱える課題を解消し、リカレント教育の総合的な充実を図る。

社会人向けプログラムの新規開発・拡充

○ Society 5.0に対応した実践的プログラムの開発

（Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業：1,292百万円（1,070百万円））

- 産学連携による実践的な教育ネットワークを形成
- セキュリティ等のＩＴ技術者のスキルアップ・スキルチェンジのための短期プログラムの開発・実施
- 社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成・活用するシステムを構築

○ 専修学校リカレント教育プログラムの開発

(専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト：315百万円（新規））

- 短期の学びを中心に、分野を超えたリカレント教育プログラムの開発
- eラーニングを活用した講座の開催手法の実証
- リカレント教育の実施運営体制の検証

○ 放送大学の実務型プログラム等の充実

（放送大学学園補助金：7,631百万円（7,643百万円））

- 実務型講座（データサイエンス等）を含む映像コンテンツの充実
- 過去の科目を精選しリメイクを施したアーカイブ映像の配信

上記のほか、社会人の組織的な受入れを促進する大学等への経常費補助、職業実践的な教育を行う「専門職大学」等の設置（平成31年度開学）を実施。

リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実

2019年度予算額　9,296百万円
(前年度予算額　8,760百万円)

文部科学省

社会人学習者への支援強化

○ 女性の学びとキャリア形成の一体的支援

（男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業：32百万円（37百万円））

- 男女共同参画センター等でのリカレント教育を活用して、女性が復職・再就職しやすい環境整備の在り方を検討
- 実践的な職業教育や起業教育、就労支援等を総合的に提供するプラットフォームを形成
- 学びの入り口へ誘導するために効果的な広報の方法・内容等の検証（平成31年度より追加実施）

○ 学びを通じた地域社会参画の推進

（学びを通じた社会参画の推進に関する実証研究事業：9百万円（新規））

- 地域の多様な主体との連携・協働により、社会的に孤立しがちな人々の学びを通じた地域社会への参画を社会教育部署が核となって促進する取組の在り方を検討

○ 社会人向け情報アクセスの改善

（社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究：17百万円（11百万円））

- プログラムの開設状況、各種支援制度の情報へ効果的にアクセスできる情報発信ポータルサイトを整備
- 見本市等イベントを活用した社会人との接点の創出によるモデルの実践研究

上記のほか、高校卒業資格の取得に向けた学習支援の促進（学びを通じたステップアップ支援促進事業）を実施。

☆大学・専修学校の実践的短期プログラムの認定

- 学校教育法施行規則の改正により、履修証明制度の最低時間を現行の120時間から60時間へ引下げ、文部科学大臣の認定対象を拡大（大学・大学院「職業実践力育成プログラム」(BP)、2019年度に開講予定）
- 専修学校について、社会人向け短期プログラムを対象とする大臣認定を創設（「キャリア形成促進プログラム」、2019年度に開講予定）

⇒ 受講者の学習費用の軽減につながるよう、　認定講座をさらに充実

大学等における社会人受入れの推進に関する教育関係の仕組み

多様な教育プログラムの開設

（文部科学省調べ）

専門職大学院	高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院 【平成30年度】119校169 専攻　うち法科大学院39校39専攻、教職大学院54校54専攻
履修証明制度	社会人を対象に体系的な教育プログラム（60時間以上）を編成し、その修了者に対し、大学・専修学校等が履修証明書を交付できる制度 【平成28年度】（放送大学を除く） 大学：135校　受講者数：5,164人　証明書交付者数：3,153人 【平成29年度】 専門学校：58校　証明書交付者数：4,575人
科目等履修生制度	大学等の正規の授業科目のうち、必要な一部分のみについてパートタイムで履修し、正規の単位を修得できる制度 【平成28年度】（通信制の学部、研究科、放送大学を除く） 大　学：726校、履修生：16,840人 【平成29年度】 専門学校：104校、2,727人
大学公開講座	大学等における教育・研究の成果を直接社会に開放し、地域住民等に高度な学習機会を提供する講座 【平成28年度】※一部前回調査結果との比較による推測値も含まれている 開設大学数：1,109大学等　開設講座数：41,014講座　受講者数：1,622,798人
「職業実践力育成プログラム」（ＢＰ）文部科学大臣認定制度	大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定　【令和元年５月現在】 261課程
「キャリア形成促進プログラム」文部科学大臣認定制度	専修学校における社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的・専門的プログラムを文部科学大臣が認定　【平成31年1月現在】 10校、12課程

文部科学省

「職業実践力育成プログラム」（BP）認定制度の改善について
ー Brush up Program for professional ー

Brush up Program for professional

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを
「職業実践力育成プログラム」（ＢＰ）として文部科学大臣が認定（令和元年５月現在261課程）

＜目　　的＞プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- ○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラム
- ○ 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- ○ 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- ○ 総授業時数の一定以上（５割以上を目安）を以下の２つ以上の教育方法による授業で占めている
  - ①実務家教員や実務家による授業（専攻分野における概ね５年以上の実務経験）
  - ②双方向若しくは多方向に行われる討論（課題発見・解決型学修、ワークショップ等）
  - ③実地での体験活動（インターンシップ、留学や現地調査等）
  - ④企業等と連携した授業（企業等とのフィールドワーク等）
- ○ 受講者の成績評価を実施
- ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表（修了者の就職状況や修得した能力等）
- ○ 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- ○ 社会人が受講しやすい工夫の整備（週末・夜間開講、集中開講、ＩＴ活用等）

今後、リカレント教育を一層推進していくためには、受講しやすい環境を整備することが必要であり、**短期間で修了できるプログラムのニーズが高い**

履修証明制度（※）について、最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直し、より短時間のプログラムについてもBP認定の対象に

➡ 社会人の多様なニーズに応えるリカレントプログラムの推進

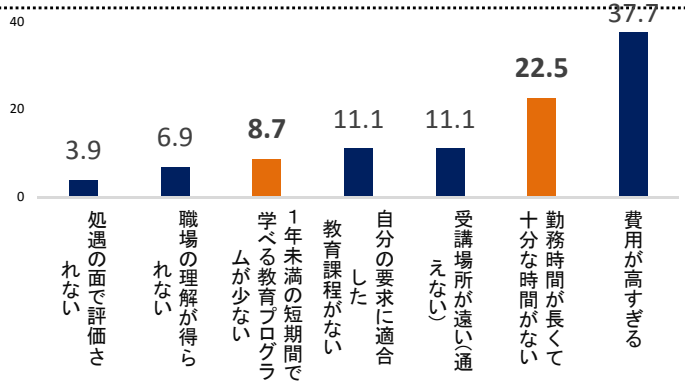

出典：社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究
（平成27年度イノベーション・デザイン＆テクノロジーズ株式会社＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞）

※主に社会人を対象とする正規の課程以外の教育プログラムのうち、一定の要件を満たすもの（履修証明プログラム）について、修了者に対して、学校教育法に基づく「履修証明書」を交付できる制度

女性の復職・就職支援を目的としたリカレント教育の例①

日本女子大学

○2007年より育児や夫の転勤、自身の進路変更等で離職した女性に1年間のリカレント教育を提供
○再就職・就業に必要となる実践的スキルを身につける講座の提供と、企業とのマッチングを含め、学びから就労までを一体的に支援する体制を整備

■ **プログラム内容**

＊職業実践力育成プログラム認定課程

“再” 教育

１年間の履修

（講座例）
キャリアマネジメント、ＩＴリテラシー、英語スキル、日本語コミュニケーション、簿記、財務会計、経営分析、経理実務、貿易実務、記録情報管理、社会保険法、労働法　等

×

“再” 就職支援

支援内容：
（入学前）
キャリア相談会、個別相談
（在学中～修了後）
就職相談、キャリアコンサルティング、修了生と受講生との交流会、大学主催の合同企業説明会、独自の求人webサイト開設

企業連携プログラム

【大学と企業の双方向プログラム】
企業と連携したインターンシップや寄附授業、業務提案などを実施
➔離職後の長期間ブランクによる就労不安の解消

女性の復職・就職支援を目的としたリカレント教育の例②

日本女子大学

実績

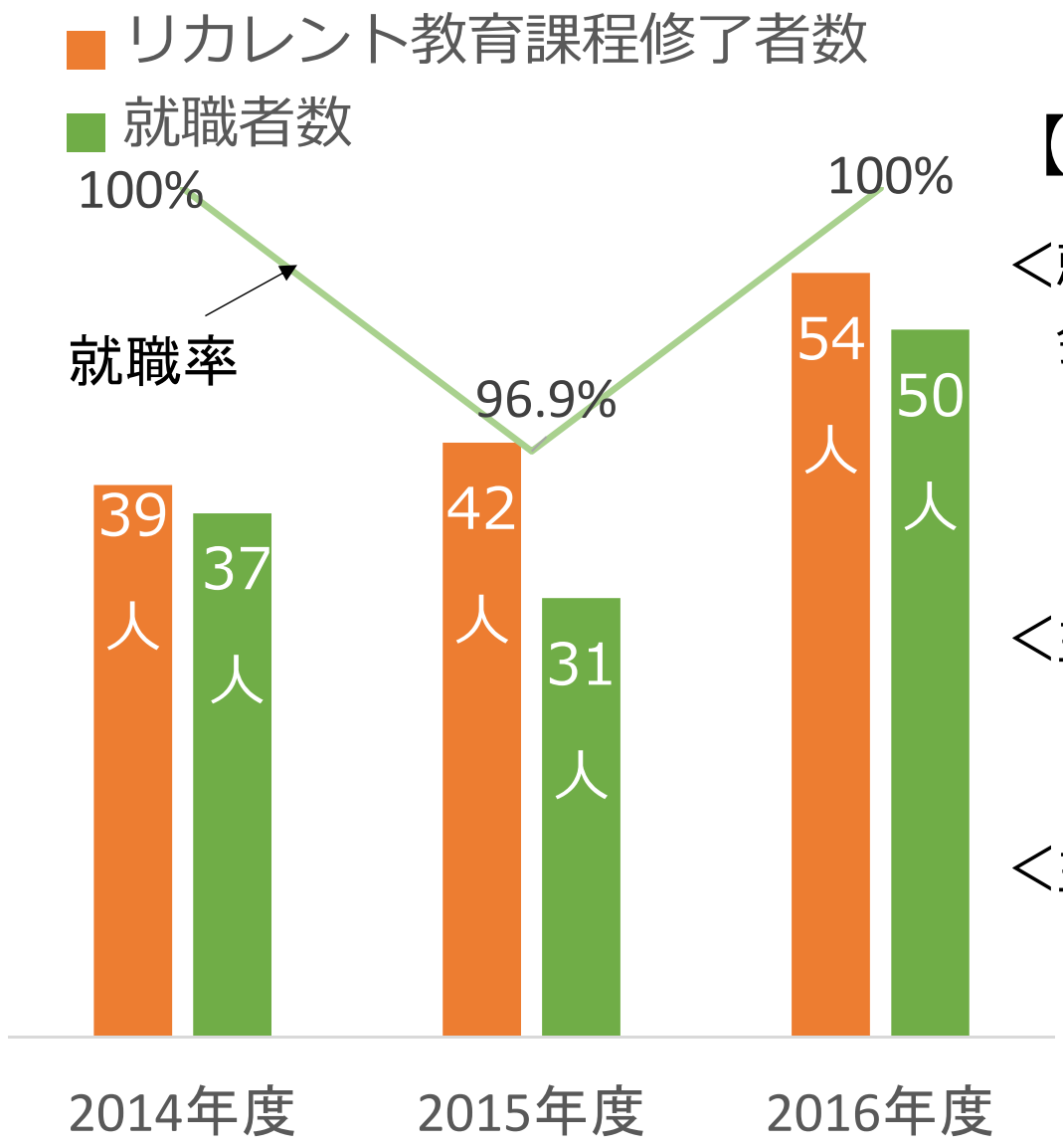

【就職実績】

＜就職先企業例：大手企業のグループ会社等の中堅企業＞

東京ガス都市開発株式会社、
キリンビジネスエキスパート株式会社、
株式会社ニチレイビジネスパートーズ　等

＜主な業種＞

教育・学習支援、
学術研究・専門・技術サービス

＜主な職種＞

事務職業務（事務、秘書、貿易事務）、
営業職業務

社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究

2019年度予算額　１７百万円
（前年度予算額　　１１百万円）

文部科学省

概要

人生100年時代を見据えた我が国全体の生産性の向上につなげていくため、経済社会環境の変化に対応した**社会人の学びを拡充することが重要**であるが、大学等における社会人受講者数の拡大に向けては、**学びに関する情報への接触機会の不足が課題**となっており、キャリア等の課題を抱える社会人が**具体的な学習意欲を持ち、大学等においてプログラムを受講するところまで繋がりにくい状況**にある。

そのため、社会人や企業等の学びに対するニーズを整理し、社会人が、各大学・専修学校等における**社会人向けのプログラムの開設状況や、社会人の学びを支援する各種制度に関する情報に効果的・効率的にアクセスすることができる機会の創出**に向けて、**民間・大学等と連携体制を構築し、実践的な調査研究**を行う。

仕組み

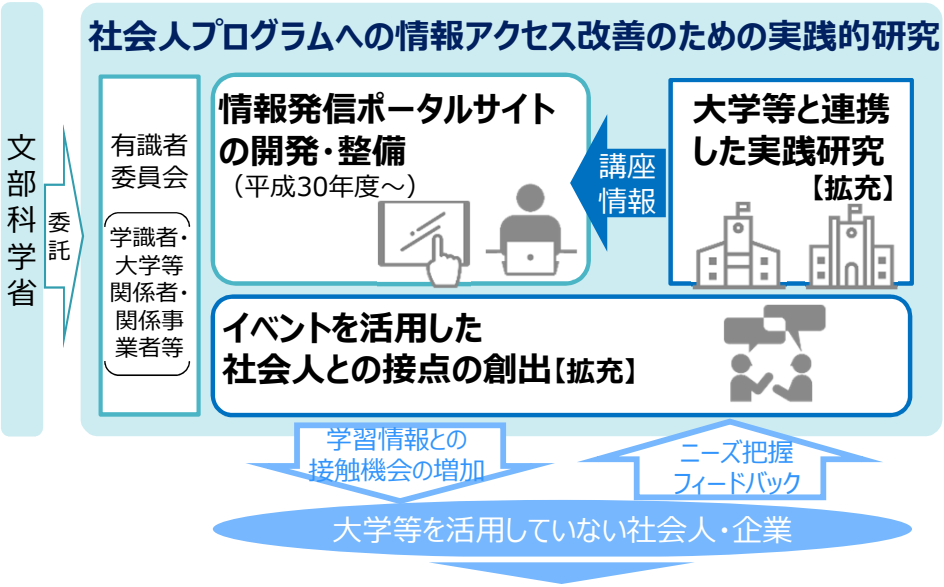

関連指標

●学びに関する情報アクセスに課題を抱える社会人の割合の縮減

・学び直しに関する社会人の意識【内閣府「平成27年度教育・生涯学習に関する世論調査」】

「学んだことがある」：19.1%　　「学んだことはないが、今後は学んでみたい」：30.3%

「学び直しに関する情報を得る機会の拡充が必要」：29.8%

●大学・専門学校等の社会人受講者数を2022年までに100万人に【未来投資戦略2018 KPI】

（2015年：約49万人）

事業内容のポイント

１．情報発信ポータルサイトの整備

・社会人の学びの意欲を喚起しつつ、大学等で開設されている社会人向けプログラムの情報や、学びを支援する各種制度に関する情報を総合的に発信するポータルサイトを整備。

・民間が運営する情報プラットフォームと連携し、継続的に情報へのアクセスが可能となるシステムを構築。

・大学等と連携し、当該大学等において開設されている多様なプログラムに係る一元的な情報発信と、それによる社会人の受講に至る効果を実践的に研究。【拡充】

２．見本市等イベントを活用した社会人との接点の創出

・大学等のプログラムを活用することを想起できていない社会人や企業を含め、リカレント教育の裾野の拡大を図る観点から、キャリア課題を抱える社会人等が多く参加するイベントへの出展等により、社会人と学びの接点を創出。

・社会人の多様なキャリア課題ごとに、効果的なアプローチ方法を検証するとともに、接点を通じて得られたフィードバック情報を、講座内容や情報発信の改善に活用。【拡充】

見本市の例
（教育ITソリューションEXPO）

○**経済財政運営と改革の基本方針2018**（平成30年６月15日閣議決定）
「・・・民間が運営しているリカレント教育の講座情報を提供するホームページをネットワーク化し、総合的な情報提供を行うポータルサイトを整備する。」（第２章１．（１）④リカレント教育）

○**第３期教育振興基本計画**（平成30年６月15日閣議決定）
「学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度、検定や資格等に関する情報に、効率的にアクセスすることができるよう、関係機関の情報発信の質の向上を図る。」（第２部。３．目標（12））

情報発信ポータルサイト「マナパス」について

マナパス
社会人の大学等での学びを応援するサイト

大学等における学び直し講座や支援に関する情報を総合的に発信するポータルサイト ※５月に試行版がオープン

概要

設定した検索条件に合わせた講座の一覧や詳細が表示される。
(フリーワード検索のほか、地域、金額、分野、資格、通学/通信、文部科学大臣認定対象講座等で検索可能)

その他、修了生インタビューや用語解説集、支援制度情報等も掲載し、イメージを具体的に持ってもらうことで学び直しへと誘導

←修了生インタビュー

→用語解説集

マナパスはこちら

資料4

学校における働き方改革の推進について

文部科学省

文部科学省

勤務実態の現状と分析①

○教員の1週間当たりの学内勤務時間（※持ち帰り時間は含まない）

→ いずれの職種でも平成18年度の調査と比べて、**勤務時間が増加**している

平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- 若手教師の増加
- 総授業時数の増加
  （小学校：1.3コマ増、中学校：1コマ増）
- 中学校における部活動時間の増加
  （平日：7分、土日：1時間3分）

○業務内容別の学内勤務時間（1日当たり）

平日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業（主担当）	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業（補助）	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導（集団）	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導（個別）	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04			0:06		
事務（調査回答）	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務（学納金）	0:01			0:01		
事務（その他）	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

土日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業（主担当）	0:07	0:00	+0:08	0:03	0:00	+0:03
授業（補助）	0:01			0:00		
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導（集団）	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導（個別）	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:00			0:00		
事務（調査回答）	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務（学納金）	0:00			0:00		
事務（その他）	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

勤務実態の現状と分析②

○若手教師の増加

年齢の前回調査との比較

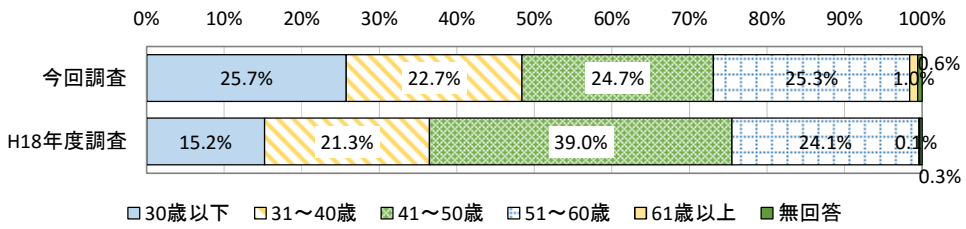

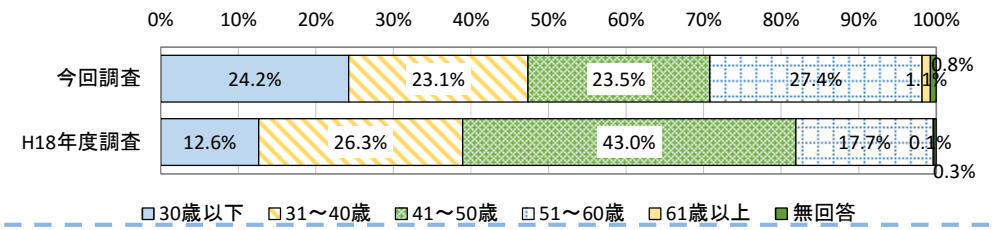

○教師の年齢構成(H28)

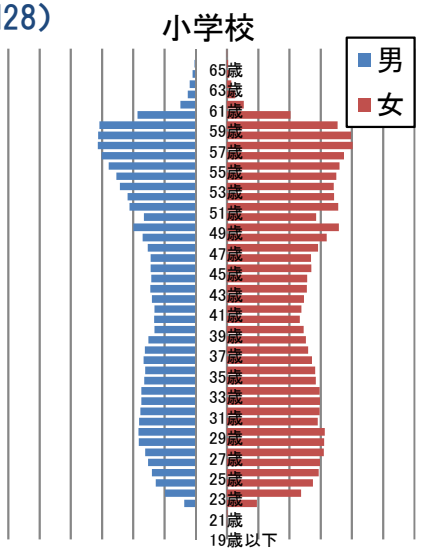

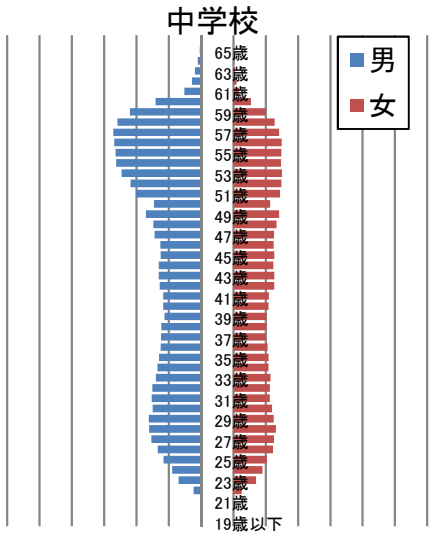

出典：平成28年学校教員統計

平成29年６月　中央教育審議会へ諮問

平成31年１月　中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」をとりまとめ

第1章　学校における働き方改革の目的
第2章　教員の勤務の長時間化の現状と要因
第3章　勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
第4章　学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
第5章　学校の組織運営体制の在り方
第6章　教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度
第7章　学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
第8章　改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について①

学校における働き方改革の目的＜第1章＞

○ 学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、**子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになる**こと

○ 志ある教師の過労死等が社会問題になっているが，子供のためと必死になって文字通り昼夜，休日を問わず教育活動に従事していた**志ある教師が，適切な勤務時間管理がなされていなかった中で勤務の長時間化を止めることが誰もできず，ついに過労死等に至ってしまう事態は，本人はもとより，その遺族又は家族にとって計り知れない苦痛であるとともに，児童生徒や学校にとっても大きな損失**である。さらに，不幸にも**過労死等が生じてしまった場合に，勤務実態が把握されていなかったことをもって，公務災害の認定に非常に多くの時間がかかり，遺族又は家族を一層苦しめてしまうような事例も報告**されている。この点については，勤務時間管理の徹底や「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた各地方公共団体の規則等に基づく勤務時間管理の徹底，学校や教師の業務の明確化・適正化による勤務の縮減を図り，一刻も早く改善しなければならない。こうした**志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり，我々は，学校における働き方改革を実現し，根絶を目指して以下に述べる必要な対策を総合的に実施していく必要**がある。

勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進＜第3章＞

○ 労働安全衛生法の改正を踏まえ、**勤務時間管理を徹底**。**公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン**を策定、**その実効性を高めるための制度的工夫を行い改革の始点**とする。

○ ストレスチェックや産業医への相談等、**労働安全衛生管理体制の整備**を徹底。人事評価や学校評価を通じ、**教職員一人一人の意識改革**を進める。

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日文部科学省策定）

○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる **在校時間を対象とすることを基本**とする（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について**外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする**（休憩時間を除く）。

○上限の目安時間

①**1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内**　②**1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで）

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について②

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化<第4章>

○ これまで学校が担ってきた業務について、**仕分けを実施**。（右表の通り）

○ 業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、**学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するかの決断**。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて，地方公共団体や教育委員会，保護者，地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが，ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

学校における働き方改革の諸施策の実施による在校等時間の縮減の目安の例

【小学校】

○**登校時間等の見直し**による出勤時刻の適正化

→ 平日45分 × 約200日（長期休業を除く平日）：**年間約150時間**

（※）小学校における一般的な正規の勤務開始時刻 8：15
教員勤務実態調査（平成28年度）の平均出勤時刻 7：30 → 差:45分

○**統合型校務支援システムの活用**による成績処理等に係る負担軽減

→ 平日30分 × 約245日（勤務日）　：**年間約120時間**

（※）北海道の事例によると，年間平均換算116.9時間 1日あたり29分の軽減

【中学校】

○中学校の部活動指導の適正化

①**部活動ガイドラインで示された活動時間等の遵守**

（学期中：平日1日・休日1日の休養日）

→ 平日41分 × 43週（52週－長期休業9週）：年間約30時間

休日2時間9分 × 43週（52週－長期休業9週）：年間約90時間

合計：年間約120時間

②**部活動指導員等の外部人材の活用**

（学期中：平日1日・休日1日，長期休業中：20日）

→ 学期中：年間約120時間＋長期休業中：20日 × 2時間9分

：**年間約160時間**

（※）長期休業中の時間を教員勤務実態調査（平成28年度）の土日の中学校の部活動2時間9分と仮定

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について③

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化＜第4章＞

○ 業務の明確化・適正化を確実に推進するため、

・文部科学省は、条件整備とともに、
①学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出、
②関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことを徹底、
③市町村単位の在校等時間の公表など業務改善が自走する仕組みの確立、
④学校に新たに業務を求める場合のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、
などの責任を確実に果たす。

・教育委員会は、新たに学校に業務が生じる場合について、スクラップ・アンド・ビルドの観点から仕分けを実施。

・校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減

（例）夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備等

・学校が担ってきた業務の見直しに当たっては、安全配慮義務など学校の責任についての法的な整理を踏まえる必要。

○答申を踏まえ、学校における働き方改革を強力に推進するため、平成31年1月25日に大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を省内に設置。
推進本部において、文部科学大臣メッセージを公表。

○学校関係者や保護者・地域の方々など社会全体に向けて、「学校の働き方改革」の趣旨・目的等を広く知って頂くため、公式プロモーション動画を制作し、平成31年3月8日に公開。
（公開後５日間で1万回以上、3.1万回以上（６月１８日時点）視聴）

○また、校長等が適切に勤務時間管理を行えるよう、その基本となる関係法令や「上限ガイドライン」等について、文部科学省担当職員が分かりやすく解説する動画を公開。

○その他、政府広報を活用し、学校における働き方改革に関する学校の取組等を紹介。

○学校週５日制の完全実施に伴い夏休みに研修等の業務の実施を求めてきた平成１４年の通知を廃止し、学校閉庁日の設定等を促すとともに、ICTの活用を含めた研修の整理・精選、部活動の適正化、高温時のプール指導の削減等、長期休業中の業務の見直しを求める新たな通知を発出。

文部科学大臣メッセージ

≪教育委員会・学校の教職員の皆様へ≫
～学校における働き方改革の実現に向けて～

本年１月に中央教育審議会から，学校における働き方改革に関する答申を頂きました。
今の教師の働き方の深刻な状況について，その厳しさを一番実感しておられるのは皆様だと思います。“子供のため”を合い言葉に，志ある教師の皆様が，その使命感から様々な社会の要請に献身的に応え，これまでの学校教育を支えてきましたが，長時間勤務の中で疲弊し，時に過労死に至る痛ましい事態が生じている今，一刻も早く働き方を変えなくてはなりません。
何より働き方改革は教育の質を向上させるために必要です。Society 5.0といったこれまでにない激動の時代を生き抜く力を，子供たちに身に付けさせるため，教師自らが生活の質を豊かにして人間性や創造性を高め，効果的な教育活動を行うことが今回の働き方改革の目的です。これからも優秀な若者に教師を志してもらうためにも重要です。
文部科学省は，本答申を踏まえ，教職員定数の改善等の一層の条件整備をはじめとして，提言された施策に全力で取り組んでまいります。
その上で，働き方改革の推進には，教育委員会・学校の皆様との連携のもと，これまで以上に真剣に取り組むことが不可欠であるため，今回メッセージを出すことにしました。

＜教育委員会の皆様＞
教育委員会は，教育活動の充実のため，学校が最大限力を発揮できるように支える組織です。
このため，各担当部署がそれぞれ学校に対して指示しているようなものがあれば，全体として学校業務を俯瞰して，スクラップ・アンド・ビルドを行っていくことが不可欠です。
また，学校が子供と向き合う業務に集中するためには，家庭・地域の理解・協力を得ながら，業務の役割分担・適正化を図ることが必要です。他方，学校から地域や家庭に対し，「これは学校の仕事ではない」とは言いづらいものです。教育委員会が学校と関係機関，家庭や地域との連携の起点・つなぎ役として前面に立って，学校運営協議会制度や地域学校協働本部等の体制整備も含め，負担軽減につながる取組をお願いします。
さらに，首長部局にも働きかけ，ICT環境や人材確保等，必要な予算の確保に御尽力をお願いします。

＜学校の教職員の皆様＞
いつも子供たちのために御尽力いただいていることに感謝します。このたび，これまで学校や教師が担ってきた代表的な14の業務を始め，学校や教師が担うべき業務の考え方を示しました。教育委員会の支援を受けて，これを機に，学校業務の見直しをお願いします。
勤務時間を意識した働き方も重要です。限られた時間の中で子供たちへの効果的な指導を行うため，メリハリをつけた時間の使い方が大切です。是非，実践的な取組をお願いします。
校長等の管理職の皆様，組織マネジメントは管理職の重要な仕事です。これまで慣例的にやってきた業務も今一度見直しをお願いします。優先順位をつけて，必要性の低い業務は思い切ってやめること，家庭・地域との適切な役割分担を進めるために学校運営協議会の場等で話し合い，理解・協力を得ることも大事です。

私たち，教育に携わる者の目的は一つ，すべては子供たちのためです。
今，子供たちに真に必要な教育環境を確保するため，その在り方を見直す必要があります。
未来を担うのは子供たちです。こうした子供たちのため，我々みんなで取り組みましょう。子供たちへのより良い教育のための学校の働き方改革に御理解をいただき，是非御協力をお願いいたします。

平成31年（2019年）3月18日
文部科学大臣柴山昌彦

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について④

学校における働き方改革の実現に向けた環境整備＜第7章＞

○ 上記の方策の実施のためには環境整備が必要。教職員定数の改善や専門・外部スタッフ等の確保等の条件整備を行う。

文部科学省として、以下の通り環境整備を推進 【令和元年度予算】

◆学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- **学校の指導体制の充実ー教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上ー**
  - 小学校専科指導の充実（英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（新学習指導要領への対応））・・・＋1,000人
  - 中学校生徒指導体制の強化・・・＋50人
- **学校の運営体制の強化ー校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減ー**
  - 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）・・・＋30人
  - 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化・・・＋30人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で＋1,456人の改善。

※ 平成29年３月の義務標準法改正により、通級指導や外国人児童生徒に対する日本語指導教育等のための加配定数について、基礎定数化。

通級による指導に係る教員定数　児童生徒13人に対し教員１人（現状16.5対１）
外国人児童生徒等教育に係る教員定数　児童生徒18人に対し教員１人（現状21.5対１）

◆教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充**・・・64.6億円【SC:27,500校(+800校)】【SSW:10,000人(+2,500人)】
- **スクール・サポート・スタッフの配置**・・・14.4億円【3,600人(+600人)】
  ※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教師のサポート
- **中学校における部活動指導員の配置**・・・10.1億円【9,000人(+4,500人)】
- **学力向上を目的とした学校教育活動を支援する人材の配置促進**・・・31億円【7,700人】
- **いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究**・・・0.1億円

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について⑤

学校における働き方改革の実現に向けた環境整備＜第7章＞

○ 今後引き続き、教育課程の在り方、教員免許制度の改善、新時代の学びにおける先端技術の活用、小規模校の在り方等について検討が必要。

○ こうした提言も踏まえ、平成31年4月17日に中央教育審議会に対し、「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問。

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項（概要）

1．新時代に対応した義務教育の在り方

○ 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
○ 義務教育９年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
○ 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
○ 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方　等

2．新時代に対応した高等学校教育の在り方

○ 普通科改革など各学科の在り方
○ 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
○ 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
○ 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方　等

3．増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

○ 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
○ 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
○ 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方　等

4．これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

○ 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
○ 義務教育９年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
○ 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
○ 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
○ 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
○ 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
○ 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
○ 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
○ いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
○ 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
○ 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について⑥

改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ＜第8章＞

○ 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、**学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表**することで、各地域の取組を促すべき。

○ また、教員勤務実態調査（平成28年度）と比較できる形で、**3年後を目途に勤務実態の調査を行う**べき。

教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革＜第6章＞

〇給特法の今後の在り方

・教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要するとすることは、現状を追認する結果になり、**働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない**。

・したがって、**給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出す**ことが求められる。

・なお、**教職調整額が「4%」とされていること**については、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、**必要に応じ中長期的な課題として検討すべき**。

○ 一年単位の変形労働時間制の導入

・かつて行われていた**「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保**は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、**選択肢の一つ**として検討。

・教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、**地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき**。

・**導入の前提**として、文部科学省等は①**長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき**、②**学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要**であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③**育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保**できるよう措置すべき。

○ 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、**教師に関する労働環境について**、**給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律**といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて**中長期的に検討**。

…我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。

資料5

文教施設の個別施設計画の策定について

１．インフラ長寿命化計画（個別施設計画）について

・政府の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策に関する関係府省庁連絡会議）に基づき、文部科学省の所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成 27 年３月に策定するとともに、2020 年度までに個別施設計画の策定をお願いしてきたところ。

・「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議）において、学校施設、社会教育・文化施設、スポーツ施設については、個別施設計画の策定率を 2020 年度末までに 100％とすることが、ＫＰＩとして設定。

２．インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定状況について

・平成 30 年４月１日現在、公立学校施設は７％、社会教育施設は 11％、文化施設は 13％、スポーツ施設は 14％となっており、他の各施設における計画策定率に比べて極めて低い状況。

⇒「個別施設計画の策定について（通知）」（平成 31 年１月８日付け 30 文科施第 396 号）において、できるだけ早い時期の策定を改めて依頼するとともに、未だ個別施設計画の検討に着手していない設置者に対しては、早急に検討に着手するよう依頼。

３．インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定に係る課題等について

・建築の専門知識を有する職員の不足等があげられている。

・このような状況を踏まえ、文部科学省では、本年６月に開催された全国営繕主管課長会議（国土交通省主催）において、全国の営繕部局の方々に文教施設に係る個別施設計画策定について協力を依頼。

⇒劣化状況の判断など、専門知識が必要な場合については、庁内の営繕部局等に積極的に相談いただくようお願いいたします。

４．インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の早期策定に向けて

・教育委員会においては、公立学校施設をはじめ社会教育施設、文化施設、スポーツ施設等を所管しているため、全ての所管施設に係る個別施設計画の早期策定に向けて庁内で連携いただくようお願いいたします。

※所管施設をまとめて計画策定した例：北海道南富良野町
（URL：https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/kurashi-info/plan/）

・また、本日の資料について、庁内で各施設担当に情報共有いただくようお願いいたします。

・なお、個別施設計画に基づき集約化・複合化等を行う場合※には、公共施設等適正管理推進事業債の活用が可能です（概要は裏面参照）。

※公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、個別施設計画等に位置付けられた事業

【本件担当】
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部　施設企画課
施設マネジメント係（一元的相談窓口）
ＴＥＬ：03-5253-4111（内線 4669）

公共施設等適正管理推進事業債

（期間：平成29年度から平成33年度まで（⑥は平成32年度まで（ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる））

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業　〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉
【公共用の建築物】 施設（義務教育施設を含む）の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業
【社会基盤施設（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）】 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業）
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

※下線部分を平成31年度から拡充

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
〈充当率等〉充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率：90%

（注）義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

出典：総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000609778.pdf）に基づき作成

３０文科施第３９６号
平成３１年１月８日

各都道府県教育委員会教育長
各　都　道　府　県　知　事
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各国立大学法人の長
各公立大学法人の長
各大学共同利用機関法人機構長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長
独立行政法人国立女性教育会館理事長
独立行政法人国立科学博物館長　殿
独立行政法人国立美術館理事長
独立行政法人国立文化財機構理事長
独立行政法人教職員支援機構理事長
国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
独立行政法人日本芸術文化振興会理事長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省大臣官房長
生　川　浩　史
（印影印刷）

個別施設計画の策定について（通知）

我が国のインフラが今後急速に老朽化することが予想される中、国及び地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象に、国及び地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理等を推進するため、平成 25 年 11 月 29 日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

文部科学省では基本計画を踏まえ、所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するとともに、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（通知）」（平成 27 年 3 月 31 日付け 26 文科施第 569 号）において、各設置者に向けて行動計画・個別施設

計画をそれぞれの目標年度までに策定していただくようお願いしてきたところです。

行動計画の策定は完了しましたが、平成30年4月1日現在、文部科学省所管施設における個別施設計画策定率は、別紙1のとおり、他の各施設における計画策定率に比べて極めて低い状況となっております。

ついては、「個別施設計画の策定について（通知）」（平成30年1月10日付け29文科施第301号）において、できるだけ早い時期の策定を依頼していたところですが、個別施設計画が未策定の設置者におかれては、2020年度までのできるだけ早い時期に策定するよう、改めてお願いします。特に、策定完了の目標としている2020年度まで残り2年となり、計画の策定には相応の時間を要することから、未だ個別施設計画の検討に着手していない設置者におかれては、早急に検討に着手するようお願いします。

また、文教施設の個別施設計画策定に関する一元的な相談窓口を下記のとおり設置しますので、個別施設計画の策定に関して質問があれば相談窓口に問い合わせをお願いします。

なお、都道府県別に集計した策定状況は別紙2のとおりであり、各設置者の策定状況については、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」のホームページで公表されていることを申し添えます。

このことについて、都道府県教育委員会及び都道府県知事部局におかれては、域内の市区町村教育委員会及び市区町村長部局に対して周知いただくようお願いします。

記

○文教施設の個別施設計画策定に関する相談窓口

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 施設マネジメント係

電　話　番　号：03-5253-4111（内線4669）

メールアドレス：sisetuki@mext.go.jp

【調査結果公表ホームページ】

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/

＜本件問合せ先＞

大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

施設マネジメント係

TEL　03-5253-4111（内線4669）

個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定状況について

別紙1

第7回インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会幹事会（資料1）

【背景】

○　政府は、国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を策定し、各インフラの管理者は、平成32年度までのできるだけ早い時期に「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することとした。

＜参考＞

各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として「個別施設毎の長寿命化計画」を策定するものである。

なお、行動計画は、インフラを構成する各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設について対象とし、個別施設計画は、行動計画において個別施設計画を策定することとした施設を対象としている。

○　これを受け、各主体による取組を促進するため、平成30年4月1日時点における個別施設計画の策定状況をとりまとめた。

所管府省	分野	対象施設	策定状況					（参考）平成29年4月1日時点計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②／①)	⑤計画策定率（③／②）	
内閣府	内閣府本府が維持管理する施設	庁舎等（一般庁舎、防災関連施設、迎賓館）（単位：施設数）	13	13	13	100%	100%	100%
		宿舎（単位：施設数）	2	2	2	100%	100%	100%
	所管独立行政法人が維持管理する施設	北方領土問題対策協会施設（単位：施設数）	3	3	3	100%	100%	100%
		国立公文書館施設（単位：施設数）	2	2	0	100%	0%	0%
警察庁	警察施設	庁舎等（単位：施設数）	14,967	10,527	4,637	70%	44%	38%
		宿舎（単位：施設数）	5,136	4,289	1,668	84%	39%	38%
	交通安全施設	交通安全施設（信号機等）（単位：管理者数）	47	33	11	70%	33%	28%
	警察通信施設	警察通信施設（無線中継所）（単位：施設数）	576	576	576	100%	100%	100%
総務省	官庁施設	庁舎（単位：施設数）	23	20	20	87%	100%	100%
		宿舎（単位：施設数）	6	6	6	100%	100%	100%
	情報通信	情報通信関係施設（単位：ネットワーク）	7	7	7	100%	100%	100%
	郵便	直営郵便局（単位：局）	20,158	16,500	16,500	82%	100%	100%
	消防関係施設	消防庁舎（単位：消防本部数）	728	728	227	100%	31%	22%
法務省	官庁施設	庁舎等（単位：施設数）	941	936	934	99%	99%	99%
		宿舎（単位：施設数）	440	429	429	98%	100%	98%
外務省	官庁施設	庁舎等（単位：施設数）	80	80	80	100%	100%	83%
		宿舎（単位：施設数）	109	109	108	100%	99%	77%
財務省	官庁施設	庁舎等（単位：施設数）	791	764	764	97%	100%	100%
		宿舎（単位：施設数）	949	947	947	99%	100%	100%

所管府省	分野	対象施設	策定状況					（参考）平成29年4月1日時点計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②／①)	⑤計画策定率(③／②)	
文部科学省	学校施設	公立学校施設(単位:管理者数)	1,786	1,786	122	100%	7%	4%
		国立大学法人等施設(単位:管理者数)	91	91	9	100%	10%	4%
		公立大学等施設(単位:管理者数)	91	91	21	100%	23%	27%
	社会教育施設	社会体育施設(単位:管理者数)	1,928	1,928	262	100%	14%	10%
		文化会館等(単位:管理者数)	1,331	1,331	175	100%	13%	10%
		社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く)(単位:管理者数)	2,101	2,101	234	100%	11%	8%
	独立行政法人施設	独立行政法人施設(単位:管理者数)	16	16	1	100%	6%	6%
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%	100%
		宿舎(単位:施設数)	20	20	20	100%	100%	100%
厚生労働省	水道分野	上水道施設(単位:管理者数)	1,430	1,430	1,076	100%	75%	73%
	医療分野(公的医療機関)	病院(単位:施設数)	1,519	1,203	117	79%	10%	0%
	福祉分野(公立施設)	児童福祉施設等(単位:施設数)	14,056	12,143	2,758	86%	23%	17%
		保護施設(単位:施設数)	91	91	29	100%	32%	25%
		障害福祉施設等(単位:施設数)	2,123	1,821	429	86%	24%	22%
		老人福祉施設(単位:施設数)	2,693	2,370	509	88%	21%	12%
	雇用分野	職業能力開発短期大学校等(単位:施設数)	118	118	7	100%	6%	0%
	年金分野	年金事務所(単位:施設数)	289	289	289	100%	100%	100%
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	721	711	702	99%	99%	92%
		宿舎(単位:施設数)	197	127	116	64%	91%	76%
農林水産省	農業水利施設（受益面積100ha以上の基幹水利施設）	ダム、調整池、ため池(単位:施設数)	885	760	516	86%	68%	64%
		頭首工(単位:施設数)	1,387	1,171	755	84%	64%	58%
		水路(単位:施設数)	9,844	8,727	5,915	89%	68%	60%
		用排水機場(単位:施設数)	2,492	2,145	1,700	86%	79%	71%
		施設機械等(単位:施設数)	950	788	525	83%	67%	61%
	農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル(単位:施設数)	3,575	3,575	1,301	100%	36%	13%
	農業集落排水施設	管路施設、処理施設(単位:市町村数)	891	754	313	85%	42%	36%
	地すべり防止施設	抑止工、抑制工(単位:区域数)	1,974	1,897	395	96%	21%	8%
	海岸保全施設(農村振興局所管)	堤防、護岸、胸壁等(単位:地区海岸数)	1,803	1,109	285	62%	26%	9%
	治山	保全施設事業に係る施設、地すべり防止施設等(単位:地区数)	2,029	1,760	1,049	87%	60%	37%
	林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設(単位:施設数)	36,911	36,911	12,049	100%	33%	22%
	漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設(単位:漁港数)	2,637	2,637	2,112	100%	80%	70%
	漁場の施設	増殖場、養殖場(単位:施設数)	185	185	138	100%	75%	53%
	漁業集落環境施設	漁場集落排水施設(単位:施設数)	393	393	70	100%	18%	14%
	海岸保全施設(水産庁所管)	堤防、護岸、胸壁等(単位:地区海岸数)	3,067	2,438	802	79%	33%	11%
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	1,037	436	388	42%	89%	－
		宿舎(単位:施設数)	280	226	197	81%	87%	－

所管府省	分野	対象施設	策定状況					（参考）平成29年4月1日時点計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②／①)	⑤計画策定率(③／②)	
経済産業省	官庁施設	庁舎等(単位：施設数)	5	5	5	100%	100%	100%
		宿舎(単位：施設数)	4	4	4	100%	100%	100%
	工業用水	工業用水道事業(単位：事業数)	154	154	60	100%	39%	31%
国土交通省※	道路	橋梁（橋長2m以上） (単位：団体数)	1,828	1,828	1,332	100%	73%	65%
		トンネル(単位：団体数)	714	714	260	100%	36%	26%
		大型の構造物(単位：団体数)	737	737	293	100%	40%	31%
	河川・ダム	主要な河川構造物(単位：施設数)	44,151	14,945	13,622	34%	91%	88%
		ダム(単位：施設数)	558	558	465	100%	83%	58%
	砂防	砂防設備（砂防堰堤・床固工等）、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設(単位：事業主体数)	90	90	80	100%	89%	80%
	海岸	堤防・護岸・胸壁等(単位：地区海岸数)	5,440	4,790	2,183	88%	46%	24%
	下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位：事業者数)	1,472	1,472	1,024	100%	70%	43%
	港湾	係留施設(単位：施設数)	13,903	13,779	13,272	99%	96%	96%
		外郭施設(単位：施設数)	20,759	20,387	13,420	98%	66%	63%
		臨港交通施設(単位：施設数)	9,345	9,174	6,818	98%	74%	59%
		廃棄物埋立護岸(単位：施設数)	241	237	82	98%	35%	34%
		その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、係留施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位：施設数)	16,886	8,271	3,658	49%	44%	35%
	空港	空港土木施設（滑走路、誘導路、エプロン）(単位：空港（空港及び共用空港）数)	109	109	109	100%	100%	100%
		空港土木施設（幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸）(単位：空港（空港及び共用空港）数)	109	80	80	73%	100%	98%
		空港機能施設（航空旅客の取扱施設）(単位：空港（空港及び共用空港）数)	91	91	62	100%	68%	66%
	鉄道	鉄道（線路（橋梁、トンネル等構造物））(単位：事業者数)	187	187	187	100%	100%	100%
		軌道（線路建造物）(単位：事業者数)	33	33	33	100%	100%	100%
	自動車道	橋(単位：施設数)	92	92	66	100%	72%	16%
		トンネル(単位：施設数)	8	8	8	100%	100%	0%
		大型の構造物（門型標識等）(単位：事業者数)	23	23	15	100%	65%	32%
	航路標識	航路標識（灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等）(単位：施設数)	5,229	5,229	5,229	100%	100%	100%
	公園	都市公園（国営公園）(単位：公園数)	17	17	17	100%	100%	100%
		都市公園(単位：地方公共団体数)	712	712	659	100%	93%	90%
	住宅	公営住宅(単位：事業主体数)	1,696	1,696	1,510	100%	89%	89%
		UR賃貸住宅(単位：棟数)	15,693	15,693	15,693	100%	100%	100%
		公社賃貸住宅(単位：事業主体数)	11	11	11	100%	100%	100%
	官庁施設	庁舎等(単位：施設数)	2,868	1,474	1,450	51%	98%	91%
		宿舎(単位：施設数)	775	741	730	96%	99%	89%

所管府省	分野	対象施設	策定状況					（参考）平成29年4月1日時点計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②／①)	⑤計画策定率(③／②)	
環　境　省	廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設(単位：施設)	4,231	2,869	1,202	68%	42%	8%
	自然公園等施設	国立公園(単位：公園)	34	34	0	100%	0%	0%
		国民公園・墓苑(単位：公園等)	4	4	0	100%	0%	0%
		世界自然遺産関連施設(単位：遺産地域)	4	2	0	50%	0%	0%
		野生生物関連施設(単位：施設)	42	18	0	43%	0%	0%
		生物多様性センター(単位：施設)	1	0	―	0%	－	－
	官庁施設	庁舎等(単位：施設数)	238	154	149	65%	97%	76%
		宿舎(単位：施設数)	42	18	12	43%	67%	25%
防　衛　省	官庁施設	庁舎等(単位：施設数)	493	400	350	81%	88%	74%
		宿舎(単位：施設数)	589	429	316	73%	74%	53%
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	事務所(単位：施設数)	4	4	4	100%	100%	100%
－	地方公共団体庁舎※2	地方公共団体庁舎(単位：施設数)	1,788	1,788	250	100%	14%	8%

※国土交通省は平成29年3月31日時点

※2総務省調査による

別紙２

都道府県別の個別施設計画策定状況調査（学校施設）

平成30年4月1日時点

	学校施設														
	公立学校施設 （単位：管理者数）												公立大学施設　※公立大学法人を除く （単位：管理者数）		
	都道府県域内管理者集計 （①＋②＋③）			都道府県（①）			政令指定都市（②）			市区町村（③）			都道府県域内管理者集計		
都道府県名	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)
北海道	180	4	2.2%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	178	4	2.2%	2	1	50.0%
青森県	41	3	7.3%	1	0	0.0%	－	－	－	40	3	7.5%	－	－	－
岩手県	34	3	8.8%	1	0	0.0%	－	－	－	33	3	9.1%	－	－	－
宮城県	36	3	8.3%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	34	3	8.8%	－	－	－
秋田県	26	5	19.2%	1	1	100.0%	－	－	－	25	4	16.0%	－	－	－
山形県	36	2	5.6%	1	0	0.0%	－	－	－	35	2	5.7%	－	－	－
福島県	58	3	5.2%	1	0	0.0%	－	－	－	57	3	5.3%	－	－	－
茨城県	45	3	6.7%	1	0	0.0%	－	－	－	44	3	6.8%	1	0	0.0%
栃木県	26	2	7.7%	1	1	100.0%	－	－	－	25	1	4.0%	－	－	－
群馬県	36	4	11.1%	1	1	100.0%	－	－	－	35	3	8.6%	－	－	－
埼玉県	64	7	10.9%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	62	6	9.7%	－	－	－
千葉県	55	6	10.9%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	53	5	9.4%	1	1	100.0%
東京都	63	7	11.1%	1	0	0.0%	－	－	－	62	7	11.3%	－	－	－
神奈川県	34	4	11.8%	1	0	0.0%	3	2	66.7%	30	2	6.7%	1	1	100.0%
新潟県	31	2	6.5%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	29	1	3.4%	－	－	－
富山県	16	0	0.0%	1	0	0.0%	－	－	－	15	0	0.0%	－	－	－
石川県	20	1	5.0%	1	1	100.0%	－	－	－	19	0	0.0%	－	－	－
福井県	18	3	16.7%	1	0	0.0%	－	－	－	17	3	17.6%	－	－	－
山梨県	28	2	7.1%	1	0	0.0%	－	－	－	27	2	7.4%	1	0	0.0%
長野県	78	5	6.4%	1	0	0.0%	－	－	－	77	5	6.5%	1	0	0.0%
岐阜県	43	2	4.7%	1	1	100.0%	－	－	－	42	1	2.4%	2	1	50.0%
静岡県	36	2	5.6%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	33	0	0.0%	－	－	－
愛知県	55	8	14.5%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	53	7	13.2%	－	－	－
三重県	30	1	3.3%	1	0	0.0%	－	－	－	29	1	3.4%	1	0	0.0%
滋賀県	20	2	10.0%	1	1	100.0%	－	－	－	19	1	5.3%	－	－	－
京都府	27	1	3.7%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	25	0	0.0%	－	－	－
大阪府	44	3	6.8%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	41	1	2.4%	－	－	－
兵庫県	42	3	7.1%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	40	2	5.0%	1	0	0.0%
奈良県	40	2	5.0%	1	0	0.0%	－	－	－	39	2	5.1%	－	－	－
和歌山県	31	1	3.2%	1	0	0.0%	－	－	－	30	1	3.3%	－	－	－
鳥取県	20	0	0.0%	1	0	0.0%	－	－	－	19	0	0.0%	－	－	－
島根県	20	1	5.0%	1	1	100.0%	－	－	－	19	0	0.0%	－	－	－
岡山県	28	2	7.1%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	26	1	3.8%	1	0	0.0%
広島県	24	3	12.5%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	22	2	9.1%	1	0	0.0%
山口県	20	2	10.0%	1	0	0.0%	－	－	－	19	2	10.5%	－	－	－
徳島県	25	2	8.0%	1	1	100.0%	－	－	－	24	1	4.2%	－	－	－
香川県	18	0	0.0%	1	0	0.0%	－	－	－	17	0	0.0%	1	1	100.0%
愛媛県	21	0	0.0%	1	0	0.0%	－	－	－	20	0	0.0%	－	－	－
高知県	35	1	2.9%	1	1	100.0%	－	－	－	34	0	0.0%	－	－	－
福岡県	61	7	11.5%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	58	5	8.6%	－	－	－
佐賀県	21	2	9.5%	1	0	0.0%	－	－	－	20	2	10.0%	－	－	－
長崎県	22	4	18.2%	1	0	0.0%	－	－	－	21	4	19.0%	－	－	－
熊本県	46	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	44	0	0.0%	－	－	－
大分県	19	3	15.8%	1	1	100.0%	－	－	－	18	2	11.1%	－	－	－
宮崎県	27	0	0.0%	1	0	0.0%	－	－	－	26	0	0.0%	－	－	－
鹿児島県	44	1	2.3%	1	1	100.0%	－	－	－	43	0	0.0%	1	1	100.0%
沖縄県	42	0	0.0%	1	0	0.0%	－	－	－	41	0	0.0%	1	0	0.0%
合計	1786	122	6.8%	47	18	38.3%	20	9	45.0%	1719	95	5.5%	16	6	37.5%

都道府県別の個別施設計画策定状況調査（社会体育施設）

平成30年4月1日時点

都道府県名	社会教育施設 社会体育施設（単位：管理者数）											
	都道府県域内管理者集計（①+②+③）			都道府県（①）			政令指定都市（②）			市区町村（③）※一部事務組合等を含む		
	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)
北海道	186	29	15.6%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	184	29	15.8%
青森県	40	1	2.5%	1	1	100.0%	－	－	－	39	0	0.0%
岩手県	35	7	20.0%	1	0	0.0%	－	－	－	34	7	20.6%
宮城県	40	2	5.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	38	1	2.6%
秋田県	34	10	29.4%	1	1	100.0%	－	－	－	33	9	27.3%
山形県	38	11	28.9%	2	0	0.0%	－	－	－	36	11	30.6%
福島県	66	6	9.1%	1	0	0.0%	－	－	－	65	6	9.2%
茨城県	50	4	8.0%	2	1	50.0%	－	－	－	48	3	6.3%
栃木県	30	8	26.7%	2	2	100.0%	－	－	－	28	6	21.4%
群馬県	39	2	5.1%	1	1	100.0%	－	－	－	38	1	2.6%
埼玉県	69	11	15.9%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	67	9	13.4%
千葉県	66	9	13.6%	2	2	100.0%	1	0	0.0%	63	7	11.1%
東京都	59	18	30.5%	1	0	0.0%	－	－	－	58	18	31.0%
神奈川県	39	12	30.8%	1	1	100.0%	4	1	25.0%	34	10	29.4%
新潟県	32	4	12.5%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	30	3	10.0%
富山県	19	2	10.5%	1	0	0.0%	－	－	－	18	2	11.1%
石川県	23	2	8.7%	1	0	0.0%	－	－	－	22	2	9.1%
福井県	22	6	27.3%	1	0	0.0%	－	－	－	21	6	28.6%
山梨県	31	2	6.5%	2	1	50.0%	－	－	－	29	1	3.4%
長野県	87	8	9.2%	2	1	50.0%	－	－	－	85	7	8.2%
岐阜県	44	5	11.4%	1	1	100.0%	－	－	－	43	4	9.3%
静岡県	35	3	8.6%	1	0	0.0%	2	1	50.0%	32	2	6.3%
愛知県	60	11	18.3%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	58	11	19.0%
三重県	32	0	0.0%	1	0	0.0%	－	－	－	31	0	0.0%
滋賀県	22	1	4.5%	1	1	100.0%	－	－	－	21	0	0.0%
京都府	28	4	14.3%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	26	3	11.5%
大阪府	47	4	8.5%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	44	4	9.1%
兵庫県	49	10	20.4%	2	2	100.0%	1	0	0.0%	46	8	17.4%
奈良県	45	8	17.8%	1	0	0.0%	－	－	－	44	8	18.2%
和歌山県	34	1	2.9%	2	0	0.0%	－	－	－	32	1	3.1%
鳥取県	23	3	13.0%	1	1	100.0%	－	－	－	22	2	9.1%
島根県	25	2	8.0%	2	2	100.0%	－	－	－	23	0	0.0%
岡山県	30	2	6.7%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	27	2	7.4%
広島県	26	3	11.5%	2	0	0.0%	1	0	0.0%	23	3	13.0%
山口県	23	2	8.7%	1	0	0.0%	－	－	－	22	2	9.1%
徳島県	25	2	8.0%	1	0	0.0%	－	－	－	24	2	8.3%
香川県	18	2	11.1%	1	1	100.0%	－	－	－	17	1	5.9%
愛媛県	23	2	8.7%	1	0	0.0%	－	－	－	22	2	9.1%
高知県	34	6	17.6%	1	1	100.0%	－	－	－	33	5	15.2%
福岡県	70	11	15.7%	3	0	0.0%	3	3	100.0%	64	8	12.5%
佐賀県	21	3	14.3%	1	1	100.0%	－	－	－	20	2	10.0%
長崎県	26	4	15.4%	1	0	0.0%	－	－	－	25	4	16.0%
熊本県	51	3	5.9%	2	1	50.0%	1	0	0.0%	48	2	4.2%
大分県	20	3	15.0%	2	2	100.0%	－	－	－	18	1	5.6%
宮崎県	28	0	0.0%	2	0	0.0%	－	－	－	26	0	0.0%
鹿児島県	47	12	25.5%	1	1	100.0%	－	－	－	46	11	23.9%
沖縄県	37	1	2.7%	1	1	100.0%	－	－	－	36	0	0.0%
合計	1928	262	13.6%	62	27	43.5%	23	9	39.1%	1843	226	12.3%

都道府県別の個別施設計画策定状況調査（文化会館等）

平成30年4月1日時点

都道府県名	社会教育施設 文化会館等 （単位：管理者数）											
	都道府県域内管理者集計 （①+②+③）			都道府県（①）			政令指定都市（②）			市区町村（③） ※一部事務組合等を含む		
	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)
北海道	76	12	15.8%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	74	11	14.9%
青森県	26	0	0.0%	－	－	－	－	－	－	26	0	0.0%
岩手県	26	7	26.9%	1	0	0.0%	－	－	－	25	7	28.0%
宮城県	24	4	16.7%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	22	3	13.6%
秋田県	23	10	43.5%	1	0	0.0%	－	－	－	22	10	45.5%
山形県	25	5	20.0%	1	0	0.0%	－	－	－	24	5	20.8%
福島県	38	2	5.3%	1	0	0.0%	－	－	－	37	2	5.4%
茨城県	29	2	6.9%	1	0	0.0%	－	－	－	28	2	7.1%
栃木県	19	5	26.3%	1	1	100.0%	－	－	－	18	4	22.2%
群馬県	27	2	7.4%	1	1	100.0%	－	－	－	26	1	3.8%
埼玉県	56	8	14.3%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	54	6	11.1%
千葉県	38	5	13.2%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	36	4	11.1%
東京都	53	17	32.1%	1	1	100.0%	－	－	－	52	16	30.8%
神奈川県	27	6	22.2%	1	0	0.0%	3	1	33.3%	23	5	21.7%
新潟県	26	5	19.2%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	24	3	12.5%
富山県	15	1	6.7%	1	0	0.0%	－	－	－	14	1	7.1%
石川県	17	2	11.8%	1	0	0.0%	－	－	－	16	2	12.5%
福井県	18	1	5.6%	1	0	0.0%	－	－	－	17	1	5.9%
山梨県	25	3	12.0%	1	0	0.0%	－	－	－	24	3	12.5%
長野県	60	3	5.0%	1	0	0.0%	－	－	－	59	3	5.1%
岐阜県	38	4	10.5%	1	1	100.0%	－	－	－	37	3	8.1%
静岡県	30	3	10.0%	1	0	0.0%	2	1	50.0%	27	2	7.4%
愛知県	49	6	12.2%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	6	12.8%
三重県	21	0	0.0%	1	0	0.0%	－	－	－	20	0	0.0%
滋賀県	18	4	22.2%	1	1	100.0%	－	－	－	17	3	17.6%
京都府	17	2	11.8%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	15	1	6.7%
大阪府	41	5	12.2%	1	0	0.0%	3	0	0.0%	37	5	13.5%
兵庫県	42	12	28.6%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	40	11	27.5%
奈良県	34	1	2.9%	1	0	0.0%	－	－	－	33	1	3.0%
和歌山県	18	1	5.6%	1	0	0.0%	－	－	－	17	1	5.9%
鳥取県	10	4	40.0%	1	1	100.0%	－	－	－	9	3	33.3%
島根県	17	1	5.9%	1	1	100.0%	－	－	－	16	0	0.0%
岡山県	24	2	8.3%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	21	2	9.5%
広島県	24	1	4.2%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	22	1	4.5%
山口県	22	2	9.1%	2	0	0.0%	－	－	－	20	2	10.0%
徳島県	15	1	6.7%	1	0	0.0%	－	－	－	14	1	7.1%
香川県	17	1	5.9%	1	1	100.0%	－	－	－	16	0	0.0%
愛媛県	18	1	5.6%	1	0	0.0%	－	－	－	17	1	5.9%
高知県	23	0	0.0%	1	0	0.0%	－	－	－	22	0	0.0%
福岡県	49	6	12.2%	1	0	0.0%	2	1	50.0%	46	5	10.9%
佐賀県	17	1	5.9%	－	－	－	－	－	－	17	1	5.9%
長崎県	24	4	16.7%	1	0	0.0%	－	－	－	23	4	17.4%
熊本県	27	3	11.1%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	25	2	8.0%
大分県	14	4	28.6%	2	2	100.0%	－	－	－	12	2	16.7%
宮崎県	20	1	5.0%	1	0	0.0%	－	－	－	19	1	5.3%
鹿児島県	36	4	11.1%	1	1	100.0%	－	－	－	35	3	8.6%
沖縄県	18	1	5.6%	1	0	0.0%	－	－	－	17	1	5.9%
合計	1331	175	13.1%	47	17	36.2%	22	7	31.8%	1262	151	12.0%

都道府県別の個別施設計画策定状況調査（社会教育施設）

平成30年4月1日時点

都道府県名	社会教育施設											
	社会教育施設（社会体育施設及び文化会館等を除く）（単位：管理者数）											
	都道府県域内管理者集計（①+②+③）			都道府県（①）			政令指定都市（②）			市区町村（③）※一部事務組合等を含む		
	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)	計画策定対象管理者数(A)	計画策定完了管理者数(B)	計画策定率(B/A)
北海道	204	25	12.3%	1	1	100.0%	3	0	0.0%	200	24	12.0%
青森県	46	3	6.5%	2	2	−	−	−	−	44	1	2.3%
岩手県	40	7	17.5%	1	0	0.0%	−	−	−	39	7	17.9%
宮城県	42	5	11.9%	2	0	0.0%	2	2	100.0%	38	3	7.9%
秋田県	36	10	27.8%	1	1	100.0%	−	−	−	35	9	25.7%
山形県	41	5	12.2%	2	0	0.0%	−	−	−	39	5	12.8%
福島県	75	8	10.7%	1	0	0.0%	−	−	−	74	8	10.8%
茨城県	51	3	5.9%	2	0	0.0%	−	−	−	49	3	6.1%
栃木県	29	8	27.6%	1	1	100.0%	−	−	−	28	7	25.0%
群馬県	38	5	13.2%	2	2	100.0%	−	−	−	36	3	8.3%
埼玉県	77	14	18.2%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	75	13	17.3%
千葉県	67	9	13.4%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	65	8	12.3%
東京都	73	18	24.7%	1	0	0.0%	−	−	−	72	18	25.0%
神奈川県	45	9	20.0%	2	0	0.0%	6	2	33.3%	37	7	18.9%
新潟県	36	7	19.4%	2	0	0.0%	1	1	100.0%	33	6	18.2%
富山県	21	2	9.5%	2	0	0.0%	−	−	−	19	2	10.5%
石川県	27	2	7.4%	1	0	0.0%	−	−	−	26	2	7.7%
福井県	21	4	19.0%	1	0	0.0%	−	−	−	20	4	20.0%
山梨県	33	2	6.1%	2	0	0.0%	−	−	−	31	2	6.5%
長野県	84	2	2.4%	2	0	0.0%	−	−	−	82	2	2.4%
岐阜県	51	5	9.8%	1	1	100.0%	−	−	−	50	4	8.0%
静岡県	42	4	9.5%	2	0	0.0%	3	2	66.7%	37	2	5.4%
愛知県	69	7	10.1%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	66	7	10.6%
三重県	38	6	15.8%	2	0	0.0%	−	−	−	36	6	16.7%
滋賀県	23	3	13.0%	1	0	0.0%	−	−	−	22	3	13.6%
京都府	30	2	6.7%	2	0	0.0%	2	2	100.0%	26	0	0.0%
大阪府	55	5	9.1%	2	0	0.0%	3	0	0.0%	50	5	10.0%
兵庫県	54	10	18.5%	2	2	100.0%	2	0	0.0%	50	8	16.0%
奈良県	45	5	11.1%	2	0	0.0%	−	−	−	43	5	11.6%
和歌山県	38	3	7.9%	2	0	0.0%	−	−	−	36	3	8.3%
鳥取県	23	4	17.4%	1	0	0.0%	−	−	−	22	4	18.2%
島根県	28	2	7.1%	1	1	100.0%	−	−	−	27	1	3.7%
岡山県	34	1	2.9%	2	1	50.0%	2	0	0.0%	30	0	0.0%
広島県	31	1	3.2%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	27	1	3.7%
山口県	26	2	7.7%	1	0	0.0%	−	−	−	25	2	8.0%
徳島県	27	1	3.7%	1	0	0.0%	−	−	−	26	1	3.8%
香川県	21	0	0.0%	1	0	0.0%	−	−	−	20	0	0.0%
愛媛県	26	0	0.0%	2	0	0.0%	−	−	−	24	0	0.0%
高知県	42	1	2.4%	2	0	0.0%	−	−	−	40	1	2.5%
福岡県	73	8	11.0%	1	0	0.0%	4	2	50.0%	68	6	8.8%
佐賀県	24	5	20.8%	1	0	−	−	−	−	23	5	21.7%
長崎県	26	2	7.7%	1	0	0.0%	−	−	−	25	2	8.0%
熊本県	50	4	8.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	47	4	8.5%
大分県	22	3	13.6%	2	2	100.0%	−	−	−	20	1	5.0%
宮崎県	29	0	0.0%	1	0	0.0%	−	−	−	28	0	0.0%
鹿児島県	48	2	4.2%	1	1	100.0%	−	−	−	47	1	2.1%
沖縄県	40	0	0.0%	2	0	0.0%	−	−	−	38	0	0.0%
合計	2101	234	11.1%	70	16	22.9%	36	12	33.3%	1995	206	10.3%

資料6

OECD日本イノベーション教育ネットワーク

Japan Innovative Schools Network supported by OECD

「地方創生イノベーションスクール2030 第2期(ISN2.0)」

OECD日本イノベーション教育ネットワーク（以下ISN）[1] は、東日本大震災の復興支援プロジェクトであるOECD東北スクール[2] の後継プロジェクトとして、OECD（経済協力開発機構）と文部科学省の協力のもと、22世紀に求められる資質・能力を涵養するための新しい学びのモデルの開発に取り組むとともに、中高生が地域課題の解決に様々な他者と関わりながら取り組むことによる地方創生モデルの創出を目指して「地方創生イノベーションスクール2030」を推進し、実践に基づく教育研究活動を2015年から実施してきまた。現在はこの第2期のプロジェクト(ISN2.0)を、国内13県、海外9か国から約60校の参加校・チームと推進しています。

ISN2.0では、ISN1.0の最終成果物として生徒たちがまとめた「生徒共同宣言」[3] を理解し、実践に移すことを基本に、生徒たちが2030年の社会に向けた地域課題の解決をめざし、世界各国の生徒と協働しながら進める探究学習のネットワーク構築を推進します。そして、生徒とその活動を支える教員の実践を教師、研究者、教育行政関係者が中心となり、関係企業やNPO等とも協働して研究することで、新しい学びの枠組みをISNの関係者全員で作り上げていくことをめざします。また、日本の次期学習指導要領を踏まえ、更にはOECD の 国際プロジェクトであるEducation2030（正式名称：Future of Education and Skills: Education2030 [4]）を意識した研究テーマに取り組むことで、国際的に議論されている新しい学びのフレームづくりに貢献することをめざします。

国内外の探究的な学びの実践事例から学んだり、自校の取り組みを発信したい、次世代の学びの枠組み作りに貢献したい、そして地域課題解決や国際協働に取り組む高校生どうしの学びあいの場に参画したい、という学校・チームのご参加をお待ちします！

ISNボードメンバー（2019年7月1日現在）

鈴木 寛	（代表責任者）	東京大学　公共政策大学院　教授
三浦 浩喜	（共同代表責任者）	福島大学理事・副学長
秋田 喜代美	（研究統括責任者）	東京大学教育学部長・大学院教育学研究科長　教授
山﨑 昌樹		株式会社 ベネッセコーポレーション 学校カンパニー長
山中 伸一		株式会社ドワンゴ　取締役
岸 学		東京学芸大学　名誉教授

鈴木寛
代表責任者

ISNアドバイザー（2019年7月1日現在）

Andreas Schleicher	OECD教育スキル局 局長
無藤 隆	白梅学園大学　教授
白水 始	東京大学　大学総合教育研究センター　教授
芳川 恒志	東京大学　政策ビジョンセンター　特任教授
堀井 秀之	(一社)日本社会イノベーションセンター代表理事
荒井 優	札幌新陽高等学校　校長　　他、海外アドバイザー多数

Andreas
Schleicher

ISN2.0参加自治体・学校（2019年7月1日現在）

岡山龍谷高校-マレーシア（コタバル市）、探究チーム福井（県内7校）-シンガポール・フィリピン他、明石工業専門学校、郁文館グローバル高等学校、英数学館中・高等学校、かえつ有明中・高等学校、神戸大学附属中等教育学校、さいたま市立大宮国際中等教育学校、栄北高等学校、東京都立杉並総合高校、豊島岡女子学園、長崎県立佐世保西高校、長崎県立諫早高校、新潟大学教育学部附属新潟中学校、福島県立ふたば未来学園、福島市を活性化させる高校生ネットワーク（県内13校）、宮城県多賀城高等学校、山形県立米沢興譲館高等学校、チーム湧別（湧別市、湧別高校等）、立命館宇治中学校・高等学校、岡山県立瀬戸高校。和歌山県立日高高校

1. ISN ウェブサイト：https://innovativeschools.jp/
2. OECD東北スクール ウェブサイト：http://oecdtohokuschool.sub.jp/
3. ISN1.0の集大成である「生徒国際イノベーションフォーラム2017」と、最終的な成果物として発表した「生徒共同宣言」を次のウェブページを参照： https://innovativeschools.jp/archive/international_student_innovation_forum2017/
4. ISNはEducation 2030 IWG (Informal Working Group)にスクールネットワークメンバーとしてその立ち上げから参加しています。OECD Education 2030 projectのウェブサイトはこちら： http://www.oecd.org/education/2030-project/

地方創生イノベーションスクール2030第1期（ISN1.0）の成果

ISN1.0では、日本の5つの地域（東北、和歌山、福井、広島、隠岐島前）と９つの国・地域（シンガポール、ドイツ（ハール、コンスタンツ）、USA、インドネシア、ニュージーランド、フィリピン、エストニア、トルコ）がパートナーとしてコア・クラスターを構成し、地域課題の解決に臨みました。加えて独立行政法人国立高等専門学校機構が独自のカリキュラムでコア・クラスターとして参加しました。ISN1.0の集大成である「生徒国際イノベーションフォーラム2017」（2017年8月2-4日於国立オリンピック記念青少年総合センター）には、これらの参加国・参加地域から300名を超える生徒・教員が参加し、課題探求プロジェクトの成果発表と、地域の課題解決のために生徒たちに必要な力、そしてその力をどう学校の学びの中で身に着けるのか、という「学びのイノベーション」を議論し、最終的な成果物として「生徒共同宣言」[5]を作成し、世界に向けて発表しました。この宣言を取りまとめた和歌山クラスターの代表生徒は、OECDで開催された国際会議にも出席しました。。

ISN1.0参加生徒を対象に実施した追跡調査の結果[6]からは、国際協働型プロジェクト学習の効果として、言語の壁を乗り越えてコミュニケーションをとった経験や、異地域での実践に触れて、社会に対するアクションを起こすべきという意識の変化や、身につけた力で社会に働きかけるだけでなく、他者を巻き込み活動のスケールアップを行うことなど、Student Agencyの育ちが見られました。また進路に関しての大きな変更や、自分自身に対する捉え方が変わったりということが生徒の語りに見られており、自分自身で壁を乗り越え、一定の成果を出すことが自己効力感を高めること、また成果のその先を体現している先行モデルを知ると共に、実際に行動している他者との出会いと交流が、生徒のAgencyを育むことは、OECD東北スクールで示された異質性の交流の重要性が改めて確認された形となりました。ISN1.0のデザイン原則として、関わった教員がまとめた「国際協働プロジェクト学習ガイドライン集」[7]を発行しました。

「多様な他者と協力しながら課題を解決するために大切な力」の問いに対する生徒たちの回答

地方創生イノベーションスクール2030第2期（ISN2.0）

2018年3月11日、東京大学内福武ホールにおいてISN2.0キックオフシンポジウムをOECDや文部科学省からもご参加いただき開催しました。2019年7月現在国内13県から40校・チーム[8]が、ISN2.0に参加いただいています。各学校の探求学習の実践をベースした研究プロジェクトを立ち上げ、年3回開催されるISN研究会で共有し、学び合いを進めています。ISN研究会には、生徒、教員、研究者、大学生、関係者が参加し対話を大切にしています。またOECDからもビデオメッセージをいただくなど、応援いただいており、日本と海外を結ぶ実践の研究を通して、世界とともに新しい教育を考えていきたいと考えています。ISN2.0の集大成として、生徒国際イノベーションフォーラムを2020年8月に開催予定です。

ISN2.0参加校・参加チームを募集しています。
詳しくは、ISNウェブサイトを参照ください。
皆様のご参加をお待ちしています！
https://innovativeschools.jp/the_network/join_us/
お問合せ：office@innovativeschools,jp

5. 生徒共同宣言：https://innovativeschools.jp/archive/international_student_innovation_forum2017/
6. ISN1.0追跡調査「 https://innovativeschools.jp/study/recode/
7. 国際協働プロジェクト学習ガイドライン集： https://innovativeschools.jp/archive/isn1/
8. ISN2.0参加校一覧： https://innovativeschools.jp/the_network/schools/

資料7

第10期中央教育審議会生涯学習分科会について

（１）委員２０名(委員８名、臨時委員１２名)
（２）任期
　　委　　員：２０１９年2月１５日から２０２１年2月１４日まで
　　臨時委員：２０１９年4月１２日から２０２１年2月１４日まで
（３）委員名簿

(委　　員)

◎明石　要一	千葉敬愛短期大学学長、千葉大学名誉教授
今村　久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
牛尾奈緒美	明治大学副学長・教授
○菊川　律子	放送大学特任教授（福岡学習センター所長）、九州電力株式会社取締役
○清原　慶子	前東京都三鷹市長、ルーテル学院大学客員教授
中野　留美	岡山県浅口市教育委員会教育長
萩原なつ子	立教大学社会学部教授、 特定非営利活動法人日本NPOセンター代表理事
東川　勝哉	公益社団法人日本PTA全国協議会会長

(臨時委員)

秋生修一郎	東京都足立区地域のちから推進部長
大久保幸夫	株式会社リクルート専門役員、リクルートワークス研究所所長
澤野由紀子	聖心女子大学文学部教育学科教授、日本生涯教育学会前会長
篠原　文也	政治解説者、ジャーナリスト
関　　福生	愛媛県新居浜市教育委員会生涯学習センター所長、 新居浜生涯学習大学学長
髙倉　　明	日本労働組合総連合会副会長、全日本自動車産業労働組合総連合会会長
福田　益和	学校法人福田学園理事長
牧野　　篤	東京大学大学院教育学研究科教授
宮城　　潤	那覇市若狭公民館館長、 特定非営利活動法人地域サポートわかさ理事兼事務局長
山本　健慈	一般社団法人国立大学協会専務理事
山本　仁志	鳥取県教育委員会教育長
横尾　俊彦	佐賀県多久市長

（◎：分科会長、○：副分科会長）
（２０名）

第１０期生涯学習分科会の検討課題について

（社会を巡る状況）

● 人生１００年時代において、これまでの、教育→仕事→引退、という３ステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生へと移行していくことなどが指摘されている。また、Society5.0 の実現をはじめ、技術・社会の急速な変化も予想されている。

● 高齢社会に対応するためには、単に長生きをするだけでなく、いかに「健康寿命」（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を伸ばすかが課題となっており、高齢者が心身ともに健康な状態で元気に活躍できることが期待されている。

● 社会が多様化・複雑化している中、困難を抱える家庭や子供たちへの支援、外国人の家族や子供たち、障害のある子供たちなどへの支援、社会的に孤立しがちな若者や高齢者への支援など、様々な社会課題が顕在化している。また、2015 年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ）では、その「包摂性」が特徴の一つとされており、誰一人として取り残さずに、持続可能な世界を実現することが掲げられている。

● 子育て環境の変化に伴う子育てを巡る課題について、家庭・地域の教育力を高めていく必要がある。また、これからの未来を担う子供・若者たちが、地域・社会に主体的に関わり、行動することを通じて、自らの可能性を発揮し、よりよい社会の創り手となることが重要である。

● これら様々な地域や社会の課題解決に向けて、住民が単なる行政サービスの受益者としてだけでなく、当事者として取り組んでいくことがこれまで以上に求められている。

（生涯学習・社会教育を巡る状況）

● 生涯学習・社会教育に係る取組については、従来から、生涯学習・社会教育行政担当部局が、公民館、図書館、博物館などの社会教育施設等で、様々な教育活動を提供しており、住民の多様な活動を支えている。

● 一方で、個人の学びのニーズが多様化するとともに、社会課題も多様化・複雑化する中、これらの取組に加え、ＮＰＯ等の新たな団体が、様々なニーズや課題に対応した多様な学びの機会を提供している。

ＮＰＯ法人数は５万件を超え、その半数近くが社会教育の推進を図る活動をしている。

● また、企業等において、ＣＳＲ活動として、教育分野を含む多彩な地域貢献活動が行われている。さらに、大学、専門学校において、リカレント教育として社会人等に学びの機会を提供したり、地域づくりに貢献する取組を進めたりしている。

● 加えて、生涯学習・社会教育行政担当部局以外の行政部局が実施するまちづくり、福祉など様々な政策課題に関する施策においても、住民が政策課題について知識を得たり学びを深めたりする機会が提供されている。

● なお、社会教育は、本来的には、学校教育以外の組織的な教育活動全般を指すものであり、これら民間団体などの多様な主体による学びの取組も社会教育の範疇に含まれうる。

● 第９期生涯学習分科会答申においても、今後、より多様で複雑化する課題に向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりを進めるためには、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことによって相互のつながりを形成していくという特徴を持った社会教育を更に振興し、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる「開かれ、つながる社会教育」へと進化を図る必要があると指摘されている。

以上を踏まえ、当面の第１０期生涯学習分科会においては、例えば以下のような論点について検討してはどうか。

◇　以下をはじめとする社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習・社会教育は、どのような在り方や姿となることが考えられるか。

- 人生１００年時代の到来、Society5.0の実現、健康長寿社会の到来
- 困難を抱える家庭や子供たちへの支援、外国人の家族や子供たち、障害のある子供たちなどへの支援、社会的に孤立しがちな若者や高齢者への支援といった社会的包摂に関する課題
- 子育て環境の変化に伴う子育てを巡る課題を踏まえた家庭・地域の教育力の向上
- 子供・若者の地域・社会への主体的な参画・行動を通じた、よりよい社会の創り手の育成

◇　上記のような生涯学習・社会教育の在り方・姿を踏まえ、住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる「開かれ、つながる社会教育」へと進化を図っていく上で、地域や社会の課題解決に向けた取組を行う民間団体や人材の活躍・連携をどのように促進していくことが考えられるか。また、関係機関や行政の果たす役割や取組はどのようなことが考えられるか。

学びを通じたステップアップ支援促進事業

2019年度予算額　23百万円【新規】

資料8

趣 旨

高校中退者等は、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にあり、高卒資格が必要であると認識している者が多い一方で、高校中退者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分ではない。そのため、国において、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる地方公共団体等の取組について、実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図る。

国

委　託

- 地方公共団体
- NPO法人等の団体
- 実行委員会
  ※地方公共団体とNPO法人等の民間団体が共同で事業を実施する組織

それぞれの地域が抱える課題や活用できる資源に応じたモデル構築を行う

※平成30年度は6団体で実施（群馬県、愛知県、大阪府、札幌市、さいたまユースサポートネット、高知県）

○教育振興基本計画
（平成30年6月15日　閣議決定）
「高等学校卒業程度の学力を身に付けることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。」
「高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。」（第2部4．目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供）

○自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）（平成29年6月1日　教育再生実行会議決定）
「国、地方公共団体は、…高校中退者を含む中卒者の高卒資格取得や就学のための学習相談・学習支援等、就労・自立に向けた切れ目ない支援を地域全体で行う体制の構築を促進、支援する。」（1.（2）【地域の力を活用した高校中退者等の支援】）

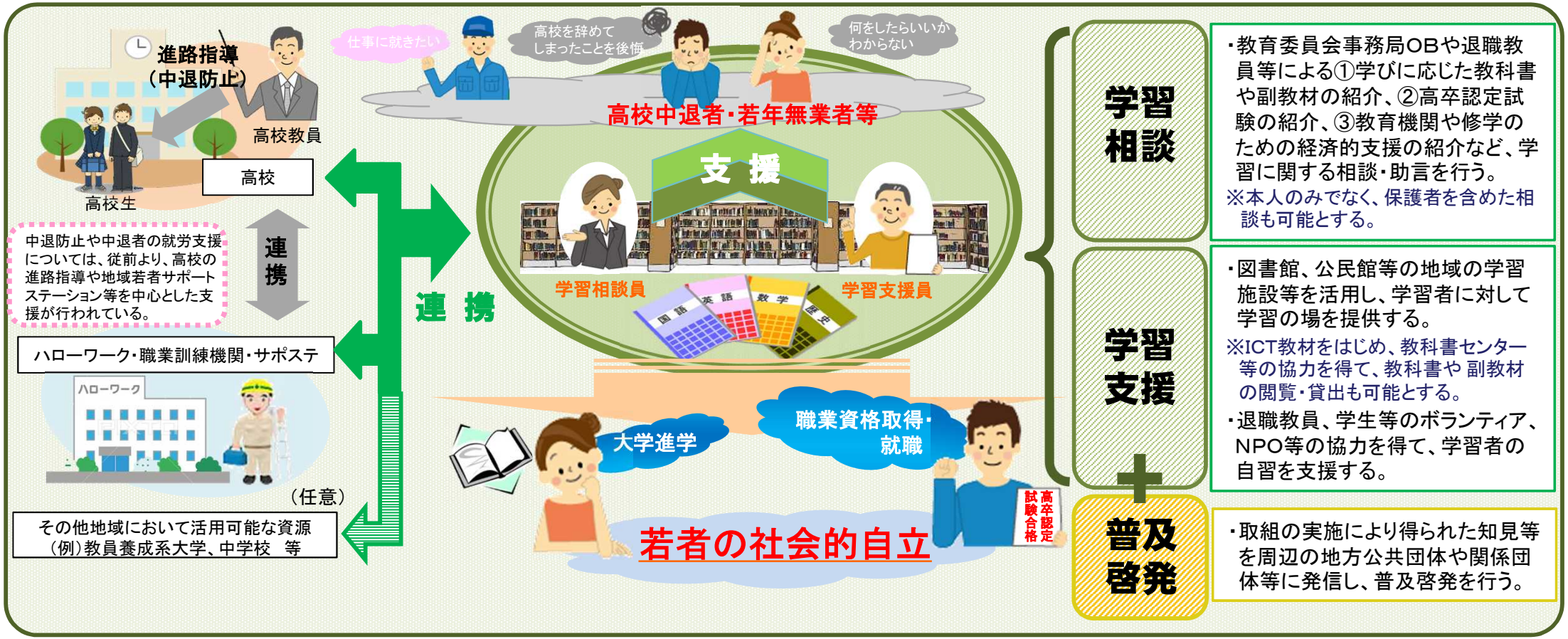

資料9

講座検索

「学ぶ場所」、「分野」、「資格」、「受講料」といった様々な項目から、自分の希望条件に沿ったものを選択。最新の社会人大学・大学院や公開講座情報から一人一人の希望に合った「今学びたい」講座が検索できます

マナパス

社会人の大学での学びを応援するサイト

GET ACCESS

学び直しに役立つ講座や支援制度に関する情報を発信している社会人のためのポータルサイトが誕生しました！

https://manapass.jp/

学習者・企業への支援制度

「社会人だけど、使える支援制度はあるの？」「学び直しはお金がかかりそう…」そんな不安を解消すべく、社会人でも使える奨学金や「教育訓練給付制度」といった支援制度を御紹介します

修了生インタビュー

実際に学び直しをした社会人へのインタビュー記事。「なぜ学び直しをしたの？」「修了後のキャリアは？」など、学び直しに関する様々な疑問を解消できる先輩の体験談が多数掲載されています

用語解説集

今更聞けない「大学」や「専門学校」などの基礎的な用語から、「職業実践力育成プログラム」や「長期履修制度」などの聞きなれない用語まで、社会人が学び直しを考える際にチェックしておきたい多種多様な学び直しに関する用語をわかりやすく解説します

▶▶▶ マナパスについて ▶▶▶

大学等での学び直しを希望する社会人の皆様に、学び直しに役立つ情報を提供し、
皆様にとってこのサイトが生涯にわたる「学びのパスポート」になるように…
そのような思いを込めて「マナパス」は誕生しました。

▶▶▶ 講座の探しかた ▶▶▶

気になる項目や譲れない条件にチェックを付けると、今の自分にぴったり合った学び直し講座が検索できます。もちろんフリーワード検索も可能です。

希望する検索条件に合わせた講座が一覧で表示されるので、気になる講座を選択することができます。

各講座の詳細ページでは講座内容、講師情報だけでなく社会人だからこそ気になる奨学金や休日・夜間開講の有無、身に付けられる知識や資格などの情報が掲載されています。

▶▶▶ マナパスメールマガジン ▶▶▶

マナパスの新着情報や、お勧めの講座を定期的にお届けするメールマガジンの登録受付中です。

MARUZEN-YUSHODO　文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

資料１０

廃校施設・余裕教室の有効活用について

～文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」～

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

廃校の発生状況

◆ 少子化の影響により、毎年約500校程度、廃校が発生（【図１】）。

【図１】公立学校の年度別廃校発生数（平成14年度～平成29年度）

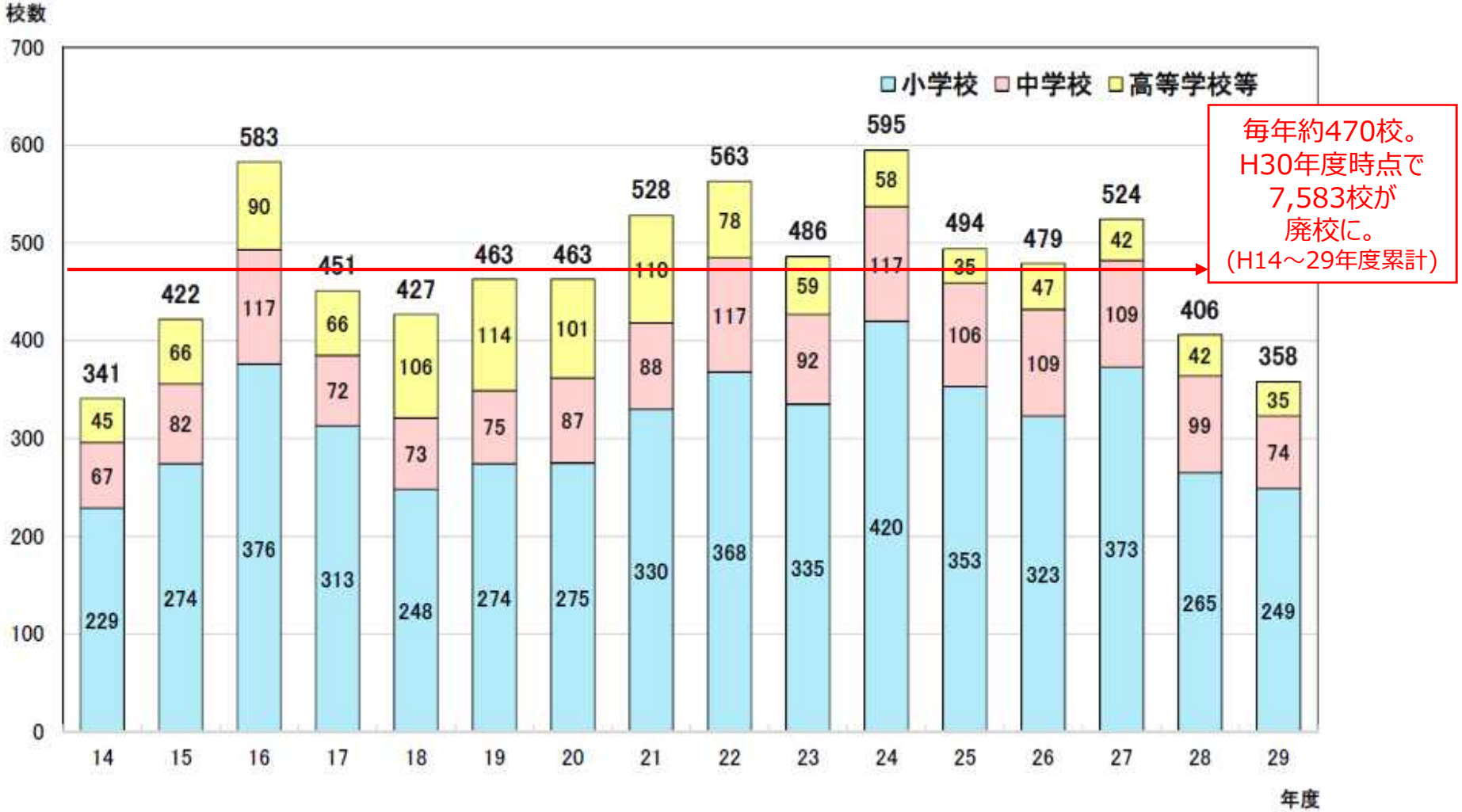

出典：平成30年度廃校施設活用状況実態調査（文部科学省）

廃校の活用状況

【図２】廃校の活用状況

廃校年度		前回 平成14年度～平成27年度（平成28年5月1日現在）		今回 平成14年度～平成29年度（平成30年5月1日現在）	
廃校の数（A）	小学校	6,811	4,489	7,583	5,005
	中学校		1,307		1,484
	高等学校等		1,015		1,094
施設が現存している廃校の数（B）	× 100(%) B/A	(校) 5,943	87.3%	(校) 6,580	86.8%
活用されているもの（a）	a/B	4,198	70.6%	4,905	74.5%
活用されていないもの（b）	b/B	1,745	29.4%	1,675	25.5%
活用の用途 決まっている（c）	c/B	314	5.3%	204	3.1%
活用の用途 決まっていない（d）	d/B	1,260	21.2%	1,295	19.7%
取壊しを予定（e）	e/B	171	2.9%	176	2.7%
現存する施設なし（C）	C/A	868	12.7%	1,003	13.2%

主な活用用途

◆ 廃校施設のうち8割弱は、社会体育施設、社会教育施設、企業や法人等の施設、体験交流施設等、何らかに活用されている（【図２】）。

◆ 一方、廃校施設のうち1,295校については、まったく活用されずに放置されており、その維持管理費等が、自治体にとっては負担となっている（【図２】）。

主な活用用途

（単位：件数）

	平成14年度～平成27年度（平成28年5月1日現在）	平成14年度～平成29年度（平成30年5月1日現在） 合計	校舎	屋内運動場
学校（大学を除く）	1,609	3,473	1,756	1,717
社会体育施設	1,015	1,581	164	1,417
社会教育施設・文化施設	675	1,194	744	450
社会教育施設	604	912	560	352
文化施設	71	282	184	98
福祉施設・医療施設等	424	705	511	194
老人福祉施設	146	223	163	60
障害者福祉施設	92	169	126	43
保育施設	37	55	41	14
認定こども園	11	30	18	12
児童福祉施設（保育所を除く）	41	64	45	19
放課後児童クラブ	54	101	75	26
放課後子供教室	21	35	20	15
医療施設	22	28	23	5
企業等の施設・創業支援施設	370	783	526	257
企業や法人等の施設	339	711	478	233
創業支援施設	31	72	48	24
庁舎等	268	417	306	111
体験交流施設等	239	477	302	175
備蓄倉庫	102	177	113	64
大学	35	76	41	35
住宅	12	22	15	7

（複数回答）

出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校の活用状況

◆ 活用用途が決まっていない1,295校については、「地域からの要望がない」「施設が老朽化している」等の理由がある（【図３】）。

【図３】活用の用途が決まっていない理由

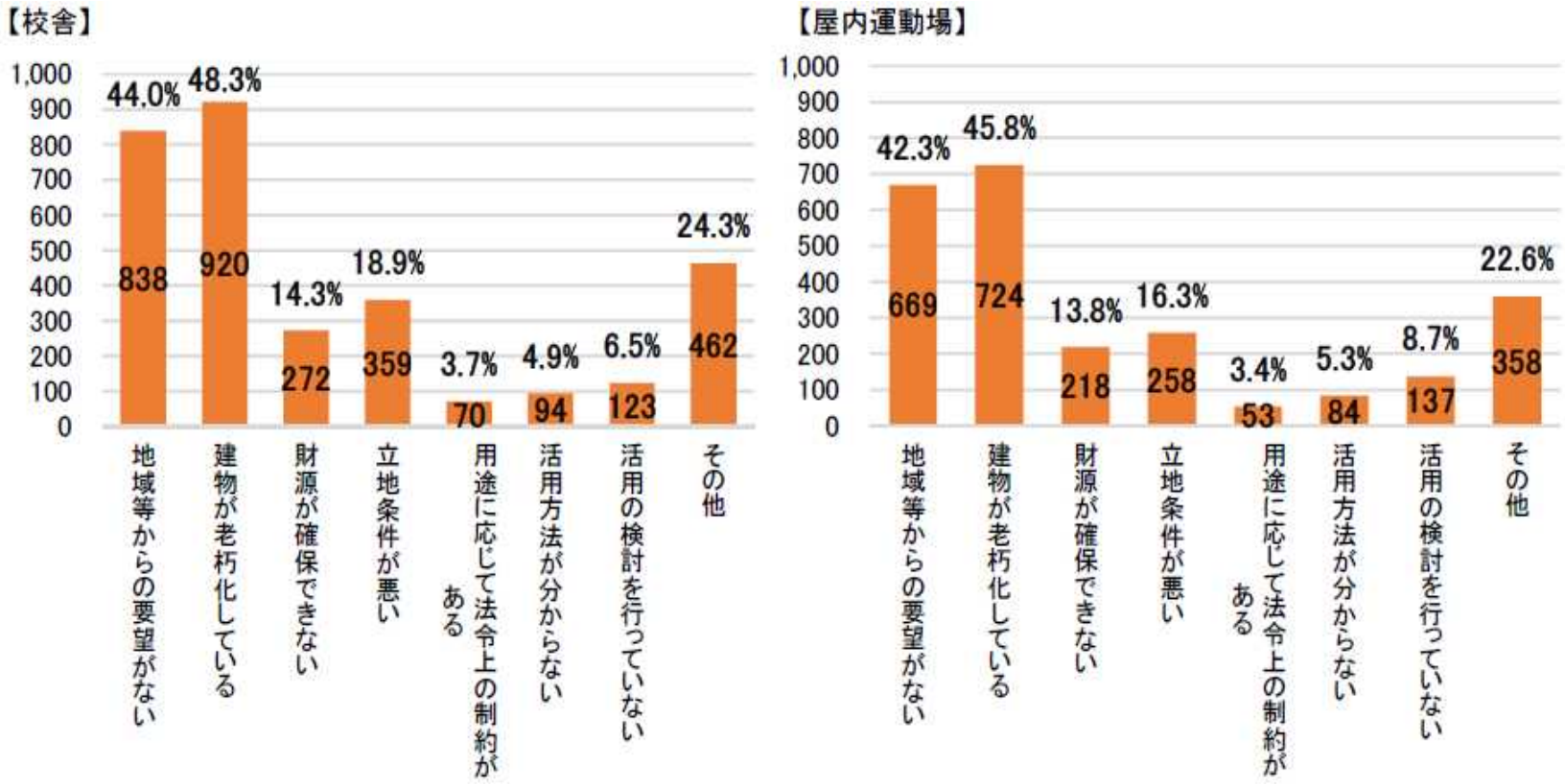

出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校の活用状況

◆ 自治体の約８割が公募を行っておらず、約半分が意向聴取も行っていない（【図４】）。

【図４】未活用1,295校の公募・意向聴取の状況

出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校活用の課題

① 自治体側への廃校活用に関する情報提供

○ 自治体において廃校施設の活用用途が決まっていない理由として、「施設の老朽化」「立地条件の悪さ」「財源が確保できない」等の理由がある。

↓

○ 全国各地の廃校活用事例や、転用施設の改修に対する国庫補助制度について、文部科学省から情報提供することで、自治体に廃校活用について積極的に検討していただけるようにする。

② 活用希望企業等とのマッチング

○ 自治体単独では、廃校施設を活用したい企業等へのPRに限界がある。

↓

○ 文部科学省ホームページにおいて、全国に活用を募集する廃校施設等に関しての情報を掲載し、広く全国の民間企業等に周知する。

文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」

みんなの廃校プロジェクト

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」企業等とのマッチングを行っています。

地方公共団体

廃校情報
- 竣工年
- 面積
- 立地条件
- 貸与・譲渡条件
- 連絡先　等

活用の相談・応募

マッチング

個別の廃校の
情報提供・公募

活用希望者

- 民間企業
- NPO法人
- 保育所
- 児童福祉施設
- 老人福祉施設　等

分散している
廃校の情報を
集約

文部科学省

HPで全国の廃校情報を紹介

全国の廃校の公
募情報を網羅
的に紹介

施設の基本情報や、外観写真、
平面図等の情報を網羅的に掲載。

千葉県	鴨川市	主基小学校		鴨川市成川35
・JR外房線・内房線安房鴨川駅から約7km	問い合わせ先	鴨川市　企画政策課地域戦略係		04-7093-7828
		－		

用途地域	土地面積（㎡）	構造 竣工年 施設区分	建築面積（㎡） 延床面積（㎡） 階数	募集内容	貸与・譲渡条件等	備考
都市計画区域外	7,539	鉄筋コンクリート	－	アイディア募集	・地域の振興や活性化につながること ・事業開始後も市の防災対策や防災機能の維持に協力すること（詳細は別途協議）	・校舎は耐震改修の必要あり ・旧幼稚園舎（S56竣工・267㎡）が隣接
		S54	1,922			
		校舎	2			

校舎等の外観写真

校舎等の平面図

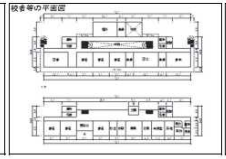

校舎等の配置図

廃校施設の活用事例集を作成。

①廃校施設活用事例集
～未来につなごう～
みんなの廃校プロジェクト

②みんなの廃校プロジェクト
廃校施設の有効活用
－企業活用編－

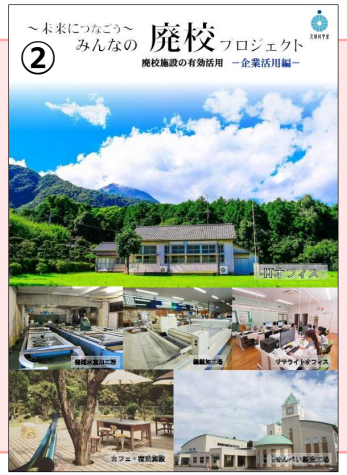

廃校施設の活用事例

酒蔵・体験型宿泊施設として活用
（旧水源小学校・旧菊池東中学校：熊本県菊池市）

◆ 売却益(約3,600万円)、雇用創出(酒蔵:7名、体験型宿泊施設:11名)、本来かかる維持管理費の減(各約200万円/年)等といった経済的効果。
◆ 同規模施設の新築と比較して、約1/1.2の経費で事業開始。
◆ 以下の集客効果。
・酒蔵: 新酒まつりや工場内売店に多数の来場者。
・体験型宿泊施設: 12,000名/年(うち1,700名宿泊)

ITオフィスとして活用
（旧後野(うしろの)小学校：島根県浜田市）

◆ 賃料(約7万円/年)、雇用創出(5名)等といった経済的効果。
◆ 同規模施設の新築と比較して、約1/6の経費で事業開始。
◆ 併設の公民館を利用する地域住民や学生との交流を図り、地域の観光資源を利用した商品開発も行う。

生ハム工房として活用
（旧大鰐第三小学校：青森県大鰐町）

◆ 基幹産業である農業を軸に町内各産業が連携。地域ぐるみの6次産業化に成功。
◆ 木造建築の通気性の良さを活用し、町内の養豚場で育成した豚を加工。廃校を活用していることで注目度が向上。対外的にも評価。

宿泊・研修施設として活用
（旧湧川(わくがわ)小学校：沖縄県今帰仁村）

◆ 農業が基幹産業であることから、次世代の農業の担い手である若者や子供たち、都市生活者たちが、農業体験や食育体験を通じて盛んに交流し、地域が活性化。
◆ 修学旅行や企業研修等にも利用。

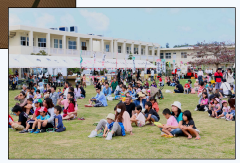

余裕教室の活用事例

余裕教室の活用事例集を作成し、文部科学省ホームページで公表していますので、ご参照ください。

大阪府　豊中市　豊島小学校（てしま）
保育所

- 駅より徒歩5分以内に所在。
- 平成14年度、約6,700万円をかけて、1階3室(285㎡)を転用。
- 「少子化対策臨時特例交付金」（厚生労働省）を活用。
- 専用出入口を設置し、児童に配慮した動線を確保した。

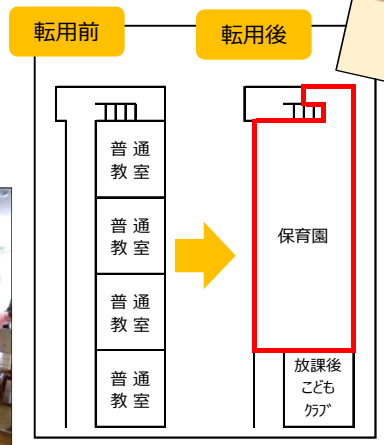

石川県　七尾市　能登島小学校（のとじま）
室内相撲場

- もとより相撲が盛んな地域であり、地域から、屋内相撲場の整備要望があった。
- 平成13年度、約279万円をかけて、1階1室(84㎡)を転用。
- 専用出入口を設置し、学校と相撲場がそれぞれ独立した施設として運営することが可能。

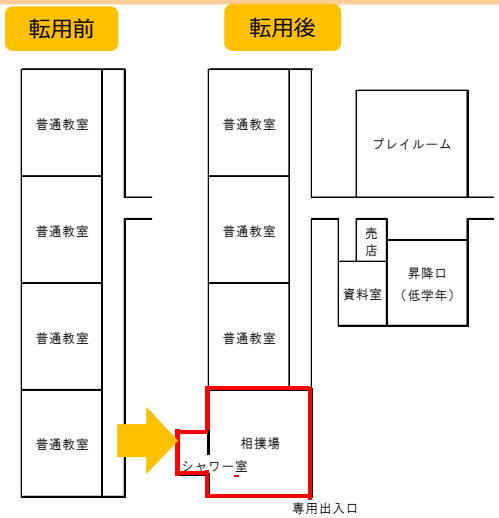

夜間中学

を、知っていますか?

夜間中学では、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人、また本国で義務教育を修了していない外国籍の人などが学んでいます。

「今からでも学びたい」
前向きな気持ちに応える中学校があります

◇夜間中学も昼間の中学校と同じ、公立の中学校です。

- 授業料は、無償です。
- 週5日間、授業があります。
- 教員免許を持っている公立中学校の先生が教えてくれます。
- 全ての課程を修了すれば、中学校卒業となります。

文部科学省では、各都道府県に少なくとも1つは夜間中学が設置されるよう、設置を促進しています。

詳しくは、当省ホームページまたは最寄りの市区町村教育委員会へ

夜間中学 検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/

文部科学省

夜間中学での生活の一例

●17：00	登校
●17：25	ホームルーム
●17：30	一時間目　国語
●18：10	給食
●18：40	二時間目　英語
●19：25	三時間目　家庭科
●20：10	四時間目　数学
●20：50	ホームルーム
●21：00	下校

夜間中学に通う生徒に聞いてみました。

昼間の中学を形式的に卒業したものの、実質的に学ぶことができなかった方（20代）

Q　夜間中学に入学したきっかけは？

母が紹介してくれた。中学時代は休みがちであまり学校に通えなかったが、もう一度中学の勉強をして、高校に進学したかったため。

Q　卒業後の目標は？将来の夢は？

学校の先生になること。夜間中学に入学して先生の優しさを感じるようになった。高校卒業後は大学に進学し、教員免許を取得したい。

Q　入学して、変わったことは？

中１の妹に、勉強を教えてあげられるようになった。覚えたことを教えることができるのは嬉しい。また、夜間中学は、いろいろな人の意見を聞くことができ、価値観の違いを知ることができた。そして何よりも、毎日学校に行くことができている。１日でも休むと学校に行きづらくなるので、少し嫌だなと思う日も、頑張って学校に通った。

Q　あなたにとって夜間中学とは？

貴重な経験ができる場、やり直しができる場。自分にとっては、高校に行くための第一歩であり、誰にとっても、一歩目になる場所。夜間中学を知らなかった、あるいは近くになくて通えなかったら、今とは全然生活が違っていたと思う。

（インタビュー当時：夜間中学３年生に在籍）

夜間中学についてもっと詳しく知りたい場合はこちらをご覧ください。

政府インターネットテレビ**「いまからでも、まなぼう！　公立中学校の夜間学級」**

【日 本 語】https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html
【English】http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4638.html
【中　　文】http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4637.html
【한 국 어】http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4636.htm

【日本語】　【English】　【中文】　【한국어】

文部科学省ウェブサイト**「夜間中学の推進について」**

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm

資料11

夜間中学の現状

１．歴史的背景等

○　戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和２０年代初頭に中学校に付設された。

○　昭和３０年ごろには、設置中学校数は８０校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少してきた（平成２８年４月現在、８都府県２５市区３１校）。

○　現在は、日本国籍を有しない者が増加しており、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を対象に幅広い教育を行っている。

※関連法令：学校教育法施行令

第 25 条　市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校（第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

五　二部授業を行おうとするとき。

２．　設置状況（平成３１年４月時点）

設置主体	学校名	設置主体	学校名
埼玉県川口市	芝西（しばにし）中学校 陽春（ようしゅん）分校	大阪府大阪市	東生野（ひがしいくの）中学校
千葉県市川市	大洲(おおす)中学校	大阪府堺市	殿馬場（とのばば）中学校
千葉県松戸市	第一中学校みらい分校	大阪府岸和田市	岸城(きしき)中学校
東京都墨田区	文花(ぶんか)中学校	大阪府東大阪市	布施（ふせ）中学校
東京都大田区	糀谷(こうじや)中学校	大阪府東大阪市	長栄(ちょうえい)中学校
東京都世田谷区	三宿(みしゅく)中学校	大阪府八尾市	八尾(やお)中学校
東京都荒川区	第九中学校	大阪府守口市	さつき学園
東京都足立区	第四中学校	大阪府豊中市	第四中学校
東京都江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校	兵庫県神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にしの)分校
東京都葛飾区	双葉(ふたば)中学校	兵庫県神戸市	兵庫(ひょうご)中学校北分校
東京都八王子市	第五中学校	兵庫県尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう) 分校
神奈川県川崎市	西中原(にしなかはら)中学校	奈良県奈良市	春日(かすが)中学校
神奈川県横浜市	蒔田(まいた)中学校	奈良県天理市	北中学校
京都府京都市	洛友(らくゆう)中学校	奈良県橿原市	畝傍(うねび)中学校
大阪府大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校	広島県広島市	観音(かんおん)中学校
大阪府大阪市	天満(てんま)中学校	広島県広島市	二葉(ふたば)中学校
大阪府大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校		

（参考１）平成 29 年 7 月 1 日現在、1,687 人の生徒が学んでいる。（学校基本調査）

（参考２）未就学者数の状況　（人）

調査実施年	昭和 35 年	昭和 45 年	昭和 55 年	平成２年	平成 12 年	平成 22 年
計	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187

※　ここでいう「未就学者」とは、平成22年国勢調査において、在学したことのない人又は小学校を中途退学した人とされている12万8，187人（日本国籍12万239人、外国籍7，948人）をいう。したがって、小学校は卒業したが中学校に入学しなかった人や、中学校を中退した人の数は含まれていないため、次期調査（平成32年）における項目の見直しを要請中である。

夜間中学の新設に関する最近の動向について

１．平成３１年３月までの設置状況　**＜８都府県２５市区３１校＞**

千葉県　：　１校（市川市）
東京都　：　８校（足立区，葛飾区，墨田区，世田谷区，大田区，荒川区，江戸川区，八王子市）
神奈川県：　２校（横浜市，川崎市）
京都府　：　１校（京都市）
大阪府　：１１校（大阪市，堺市，八尾市，東大阪市，守口市，豊中市，岸和田市）
兵庫県　：　３校（神戸市，尼崎市）
奈良県　：　３校（奈良市，天理市，橿原市）
広島県　：　２校（広島市）

２．平成３１年４月開校　＜平成３１年４月時点設置状況：**９都府県２７市区３３校**＞

〇千葉県松戸市立松戸市立第一中学校みらい分校
・入学生徒数：２２名
※浮島副大臣が入学・開校式に出席し，祝辞を述べる。
〇埼玉県川口市立芝西中学校陽春分校
・入学生徒数：７７名
※中村政務官が開校記念式典に出席し，祝辞を述べる。

３．今後の設置に向けた動向＜令和元年５月２４日時点＞

〇高知県
・２０１８年９月，県教育委員会が県総合教育会議で，２０２１年度の開校を目指して検討していくと表明した。
〇徳島県
・２０１９年２月，教育長が県議会２月定例会で，２０２１年４月をめどに徳島中央高校（徳島市）に併設して開校することを表明した。
〇常総市
・２０１９年２月，市教育委員会の担当課長が全員協議会の場において，２０２０年４月に夜間中学を設置する旨を説明した。
〇札幌市
・２０１９年２月，教育長が市議会本会議で，夜間中学設置に向けて前向きに検討すると表明した。
・４月に当選した市長が「公立夜間中学の設置」を公約に掲げている。
〇相模原市
・２０１９年２月，教育長が市議会本会議で，夜間中学設置を検討したいと表明した。
〇静岡県
・２０１９年２月，教育長が県議会２月定例会で，「積極的に取り組む」と表明した。

平成29年度夜間中学等に関する実態調査【概要】①

教育機会確保法において、地方公共団体は夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずるものとされたこと等を踏まえ、各地方公共団体（都道府県・市町村）における就学機会の提供等に係る対応状況、協議会の設置状況、夜間中学に関する実態等について調査を実施。

平成29年7月1日現在

【1. 夜間中学の設置促進】

（1）「夜間中学の新設に向けた検討・準備を進めている」と回答
⇒ 6都道府県（12.8%）と74市町村（4.3%）
そのうち、夜間中学新設の具体的な時期が決まっているのは、2市（松戸市、川口市）

（2）教育機会確保法第15条に基づく協議会について
⇒ ①「設置予定」と回答 ・・・ 1都道府県（2.1%）
②「協議会に類する検討組織を設置済」と回答 ・・・ 13都道府県（27.7%）と29市町村（1.7%）

【2. 夜間中学における多様な生徒の受入れ拡大】

（1）夜間中学に通う生徒数
⇒ 1，687名 そのうち、義務教育未修了者は258名（15.3%）、入学希望既卒者は73名（4.3%）

（2）夜間中学で学ぶ生徒の属性について
⇒ ① 60歳以上の生徒 ・・・ 456人（27.0%） ② 15～19歳の生徒 ・・・ 342人（20.3%）

（3）夜間中学卒業後の進路について（本年3月の卒業生：344名）
⇒ ① 高等学校進学 ・・・ 155人（45.1%） ② 就職 ・・・ 60人（17.4%） など

平成29年度夜間中学等に関する実態調査【概要】②

夜間中学を設置する教育委員会調査 （回答）域内に夜間中学を設置している25市区

1. 学齢超過者の入学要件

① 中学校卒業に関して

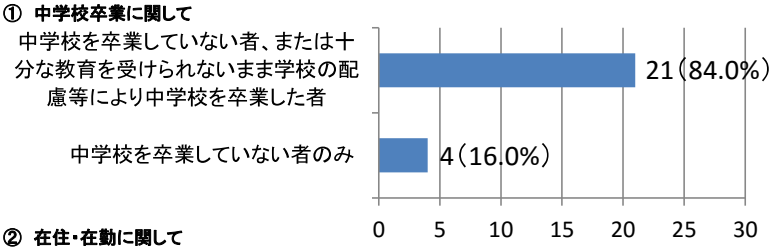

② 在住・在勤に関して

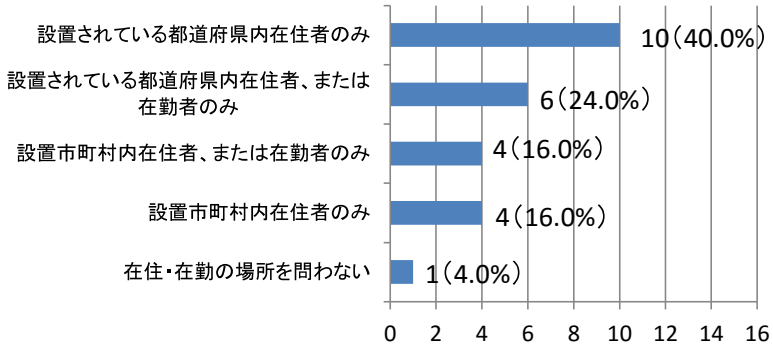

2. 不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況

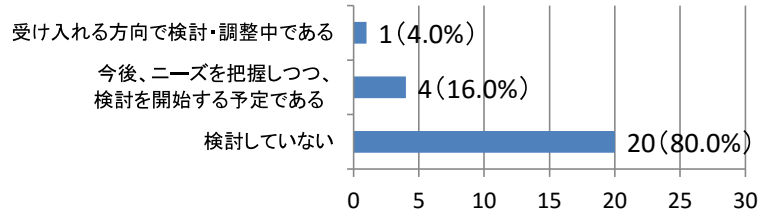

学校調査 （回答）夜間中学31校

2-3. 属性別の生徒数

（対象）夜間中学に通う全生徒数：1,687人

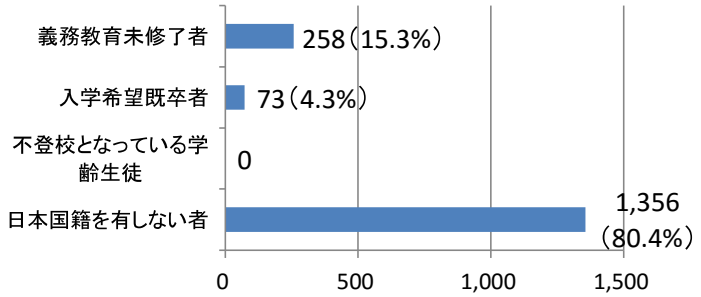

3. 夜間中学における教育課程特例の導入状況

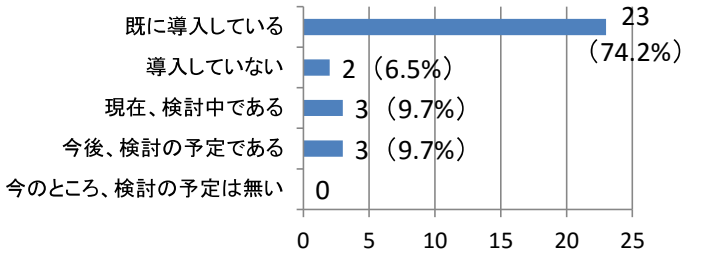

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組（1）

H28.12 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3

①【義務教育費国庫負担法の一部改正】
都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【学習指導要領の改訂】
中学校学習指導要領の総則に、指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記

③【教育課程の特例を創設】
学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備

H29.4

④【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」（改訂版）】
最新の動向や制度改正を含めた夜間中学の設置に必要な情報を盛り込む。 ⇒ 改訂した手引の周知とともに、各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知（H30.8）

H29.8

⑤【教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催】
初の説明会を開催し、教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学等の活動実態等を説明

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組（2）

H29.11	⑥【実態調査の実施】 教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施
H30.3	⑦【平成30年度政府予算】 夜間中学の設置促進や受入れ生徒の拡大のための必要な予算が成立
H30.3	⑧【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】 これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイトに公表
H30.4	⑨【夜間中学の認知度を上げるフライヤーの作成】 フライヤーをウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼
H30.6	⑩【第3期教育振興基本計画の策定】 教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定　⇒　各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知（H30.8）
H30.7	⑪【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」（第二次改訂版）】 平成29年4月以降の最新の動向を反映した「手引き」の第二次改訂版を作成し、各教育委員会に周知
H30.7,8	⑫【夜間中学における日本語指導研修会の初開催】 夜間中学における日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした初の研修会を開催
H30.11	⑬【夜間中学設置推進・充実協議会を設置】 教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を設置

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組（3）

H30.12

⑭【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を関係閣僚会議で決定】
新たな在留資格の創設を踏まえた外国人の受入れ・共生のための対応策の中に夜間中学の設置促進・充実が位置付けられる

H31.2

⑮【夜間中学設置促進説明会を開催】
教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催（全国2か所：東京・大阪）

H31.3

⑯【平成31年度政府予算】
夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育活動の充実及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立

H31.6

⑰【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について関係閣僚会議で決定】
全ての都道府県、指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、日本語指導を含む教育活動の充実が位置付けられる

H31.6

⑱【夜間中学設置推進・充実協議会の報告書とりまとめ】
教育機会確保法附則に基づき、法の施行状況に関する議論をとりまとめ、施策を実施

1. 夜間中学の設置促進
   - 全ての都道府県、指定都市において夜間中学が設置されるよう促進
2. 既設の夜間中学の教育活動の充実
   - 生徒の多様性を踏まえた専門人材の配置による指導・事務体制の充実
   - 夜間中学教員の日本語指導能力の向上や日本語教室との連携、外部人材の活用
   - 夜間中学に必要な特有の経費に係る財政支援策の検討
3. 各自治体における協議会の設置
   - 全ての都道府県における協議会等の設置促進
4. 広報活動の推進について方向性をとりまとめ

夜間中学における就学機会の提供推進

2019年度予算額　45,783千円
（前年度予算額　36,077千円）

文部科学省

背景説明

○ 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加している。
○ 平成28年12月に、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付ける「教育機会確保法」が成立した。
○ 夜間中学は、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として重要な役割を果たしているが、現在は全国８都府県25市区に31校の設置に止まっている。

目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、

- 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置
- 夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大

第３期教育振興基本計画（H30.6.15閣議決定）

＜設置促進＞

● 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

3，968千円（箇所数：8）

教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。

● 夜間中学新設準備に係る調査研究

12，490千円（箇所数：5）

夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。

＜広報活動＞

◆ 教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

＜教育活動の充実＞

● 夜間中学における教育活動充実に係る調査研究【新規】

16，385千円（箇所数：27）

夜間中学における教育活動を充実するため、生徒の実態等を踏まえた必要な環境整備の在り方を検証。

＜受け入れる生徒の拡大＞

● 夜間中学における教育機会提供拡充に係る調査研究

6，099千円（箇所数：27）

義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受入れ拡大を図る方策を検証。

◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

成果、事業を実施して、期待される効果

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる。（教育機会確保法第３条）

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）

（平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号）

資料12

1　背景

✓　近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
✓　SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生（座間市における事件）
✓　「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況

⇒　新たな自殺総合対策大綱に定められた「SOSの出し方に関する教育」(※)の推進が重要。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

2　通知の概要

（※）自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、保健師、社会福祉士、民生委員等を活用することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】
① 児童生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる（「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える）
② 保護者も含めた世帯単位での支援が可能になる　③ 学校と地域の専門家との間での協力・連携関係の構築につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を行うことが望ましいこと。

3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて教材や授業方法を工夫することが考えられること。

4. SOSの出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方（SOSの受け止め方）についても教えることが望ましいこと。

5. 同教育は、厚生労働省の「地域自殺対策強化事業実施要綱」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「地域特性重点特化事業」（補助率10/10）にも該当し得るため、積極的に本事業を活用するよう周知されたいこと。

福島県への修学旅行等の実施について

資料13

【観光庁・復興庁からの依頼を周知】東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行等の実施について(H31.3.18)

「各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事宛　文部科学省初等中等教育局長通知」

- 福島県への修学旅行等は平成29年度に震災後最高となる約49万人泊（震災前の68.8%）を記録したものの、依然として厳しい状況　（震災前（平成21年度）約70万人泊）
- 福島県では、復興に向け挑戦する「人（団体）」との出会いや「福島県のありのままの姿（光と影）」を実際に見て、聞いて、考えて、自分自身を成長させる学びの旅「ホープツーリズム」を推進
- 福島県産の食品や飲料水は、放射性物質に関する検査の徹底により、安全を確保
- **風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等の教育旅行を実施していただくことが、福島県の観光振興や地域経済の再生など震災からの復興を応援するのみならず、参加する児童生徒自身の成長**にもつながる

【復興庁・観光庁・文科省】全国の市町村の教育長、全国の小中高等学校長、PTA会長等が参加する会議等において、福島県への修学旅行等の実施に係る説明と要請の実施

- 平成26年～平成30年度にかけて170回実施
- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略（H29.12.12）」等を踏まえ、今後も引き続き、福島県への修学旅行等回復に向け、現地の正確な情報を発信

写

３０受文科初第２４８４号
平成３１年３月１８日

各都道府県教育委員会教育長　殿
各　都　道　府　県　知　事

文部科学省初等中等教育局長
永　山　賀　久

（印影印刷）

東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への
修学旅行等の実施について

東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行等の実施について、復興庁及び観光庁から別添のとおり依頼がありましたので、今後の修学旅行等の実施に当たって、よろしくお取り計らいくださいますようお願いします。

併せて、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、お知らせ頂くようよろしくお願い申し上げます。

30受文科初
第7484号
平 31.3.11
文部科学省

復本第３８５号
観参第７３０号
平成３１年３月１１日

文部科学省初等中等教育局長
永山　賀久　殿

復興庁統括官　小山　智

観光庁次長　和田　浩一

東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への教育旅行の
実施について（依頼）

東日本大震災から８年が経過し、福島県は、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっています。しかしながら、福島県への修学旅行をはじめとする教育旅行については、平成29年度に、震災後最高となる約49万人泊を記録したものの、震災前の68.8%に止まり、依然として厳しい状況にあります。

このため、政府として、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成31年３月８日閣議決定）において、「観光については、教育旅行を含め、国内外から福島への誘客促進に向けた取組を関係省庁が連携して進める。」としているところです。

福島県内には、歴史や自然に加え、東日本大震災による地震・津波被害のみならず、東京電力福島第一原子力発電所の事故を経験した地域でしか学ぶことのできないコンテンツが多く存在しており、福島県では、復興に向け挑戦する

「人（団体）」との出会いや「福島県のありのままの姿（光と影）」を実際に見て、聞いて、考えて、自分自身を成長させる学びの旅「ホープツーリズム」を推進しています。

また、福島県内の主な都市の空間線量率は、事故後８年を経過した今、大幅に低下し、国内外の主要都市とほぼ変わらない水準となっています。また、福島県産の食品や飲料水は、放射性物質に関する検査の徹底により、安全が確保されています。

風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等の教育旅行を実施していただくことが、福島県の観光振興や地域経済の再生など震災からの復興を応援するのみならず、参加する児童生徒自身の成長にもつながると考えております。

つきましては、各都道府県教育委員会等を通じ、所管及び域内の市町村管内の学校等にその旨をお知らせ頂きたく、格段のご配慮をお願いいたします。

（参考１：教育旅行に係る参考情報）

○ 福島県教育旅行ワンストップ窓口

福島県には、教育旅行をサポートするための専用窓口が設置されています（県内にある体験プログラム受入団体の情報を集約し、ワンストップで先生方や旅行会社の方からのお問い合わせ、資料請求に対応。）

（問合せ先）

福島県観光物産交流協会　観光部教育旅行推進課

ＴＥＬ　　：024-525-4024

ホームページ：https://www.tif.ne.jp/kyoiku/inq/index.html

○ 福島県の魅力や学習プログラム等を伝えるためのサイト・パンフレット

・「福島県教育旅行総合ガイドブック」
(http://www.tif.ne.jp/kyoiku/download/data/23.pdf)

・「ホープツーリズム／ふくしま合宿（がっしゅく）」
(http://www.tif.ne.jp/kyoiku/download/data/25.pdf)

・福島の今を伝えるサイト「タブレット先生の福島の今」（復興庁）
(http://fukko-pr.reconstruction.go.jp/2018/fukushimanoima/)

（参考２：これまでの依頼文書）

○「東日本大震災後の状況を踏まえた東日本への修学旅行の実施について」（平成 23 年 8 月 30 日付観観産第 245 号観光庁次長発出）

○「東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行の実施について」（平成 26 年 9 月 18 日付け復本第 1430 号復興庁統括官及び観観産第 446 号観光庁次長連名発出）

今だからこそ 教育旅行は福島へ!

北海道、岩手県に次ぐ全国3位の面積を持つ福島県は、南から北へつらなる阿武隈高地と奥羽山脈によって、浜通り・中通り・会津の3つの地域に分けられており、異なる気候風土のもと、それぞれに魅力的な発展をしてきました。

東北六県で一番南に位置する福島県には、豊かな自然、歴史のあるまち、名所旧跡等の魅力が満載で、交通の利便性が高く教育旅行に最適な地です。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故を経験した福島県だからこそ学ぶ事のできる学習素材も増えており、幅広い学習効果を期待できるのが福島県です。

- 福島だからこそ学べる教育プログラムの提供
- 学びの教材がたくさん！
- 受け入れ実績豊富な旅行コースが満載！
- 便利なアクセス！助成制度が充実！

福島県内のアクセス

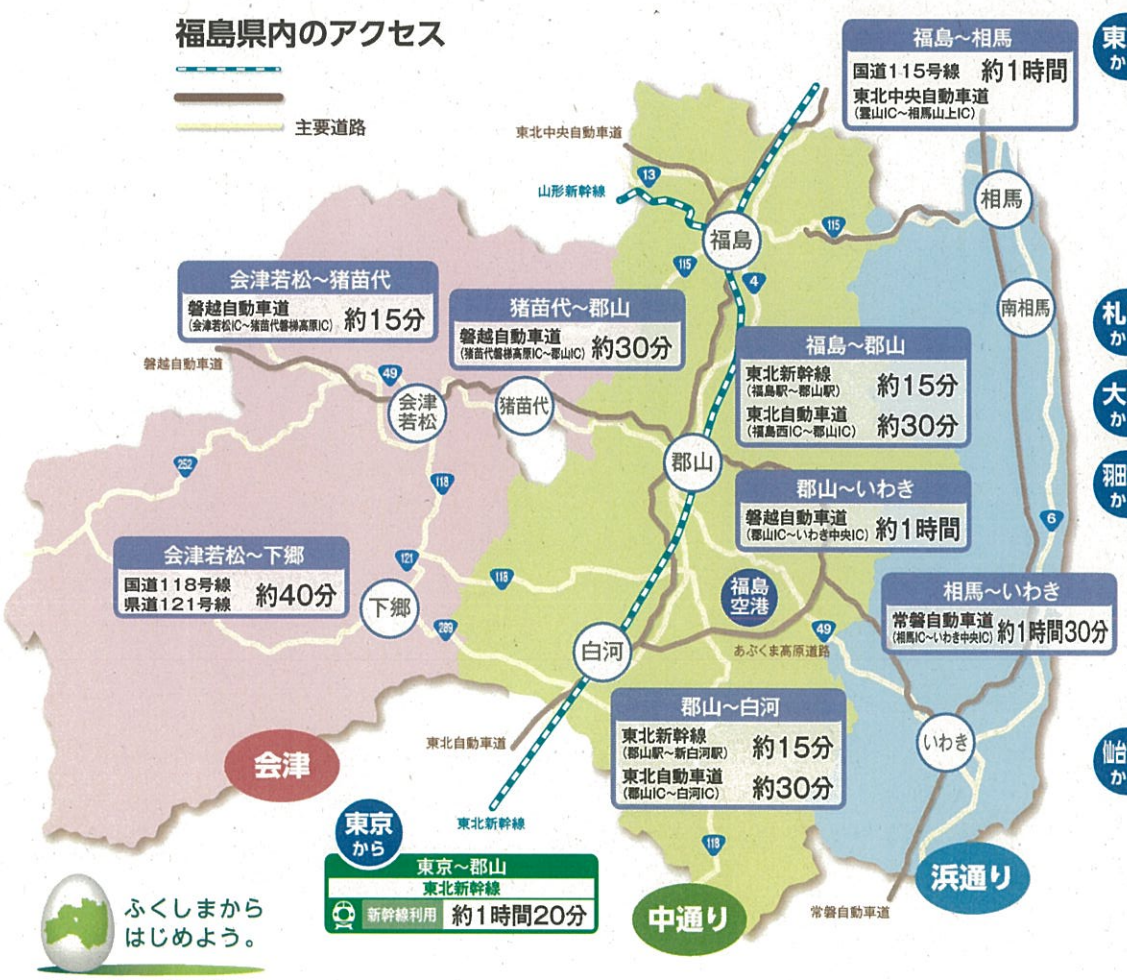

主要都市からのアクセス

東京から

浦和IC～郡山IC 東北自動車道	バス利用	約2時間10分
浦和IC～会津若松IC 東北自動車道・磐越自動車道	バス利用	約2時間55分
三郷IC～いわき中央IC 常磐自動車道	バス利用	約2時間

札幌から

新千歳空港～福島空港	飛行機利用	約1時間20分

大阪から

伊丹空港～福島空港	飛行機利用	約1時間10分

羽田空港から

空港中央IC～郡山IC 首都高速道路・東北自動車道	バス利用	約2時間50分
空港中央IC～会津若松IC 首都高速道路・東北自動車道・磐越自動車道	バス利用	約3時間30分
空港中央IC～いわき中央IC 常磐自動車道	バス利用	約2時間25分

仙台空港から

仙台空港IC～郡山IC 仙台東部・南部道路・東北自動車道	バス利用	約1時間30分
仙台空港IC～会津若松IC 仙台東部・南部道路・東北自動車道・磐越自動車道	バス利用	約2時間
仙台空港IC～いわき中央IC 仙台東部・常磐自動車道	バス利用	約1時間50分

福島県内における放射線の状況

環境放射線測定結果 (2018年3月31日測定)

福島県内の最新の放射線量情報を随時公開しています。

Web：http://fukushima-radioactivity.jp/

福島県放射能測定マップ　検索　クリック

いわき合同庁舎 0.070μSv/h (43km)
放射線測定地点
放射線量測定値
東京電力福島第一原子力発電所からの直線距離

単位：μSv/h=マイクロシーベルト/時
1μ(マイクロ)Sv=0.001m(ミリ)Sv

世界の放射線量

地　名	放射線量測定値
北　京	0.070μSv/h
ソウル	0.120μSv/h
香　港	0.150μSv/h
ニューヨーク	0.050μSv/h

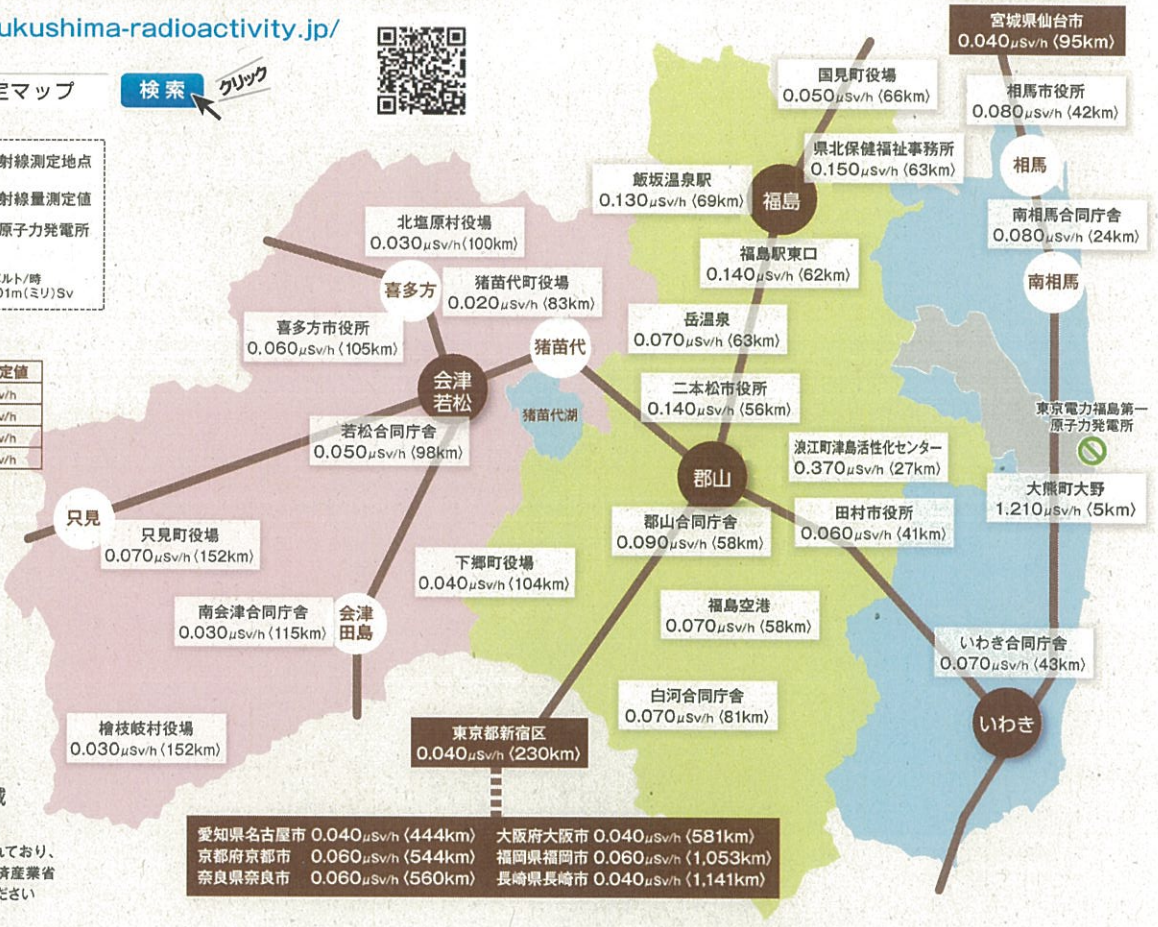

放射線量の推移

時間の経過や除染作業の進捗により、福島県内の放射線量は低下してきています。

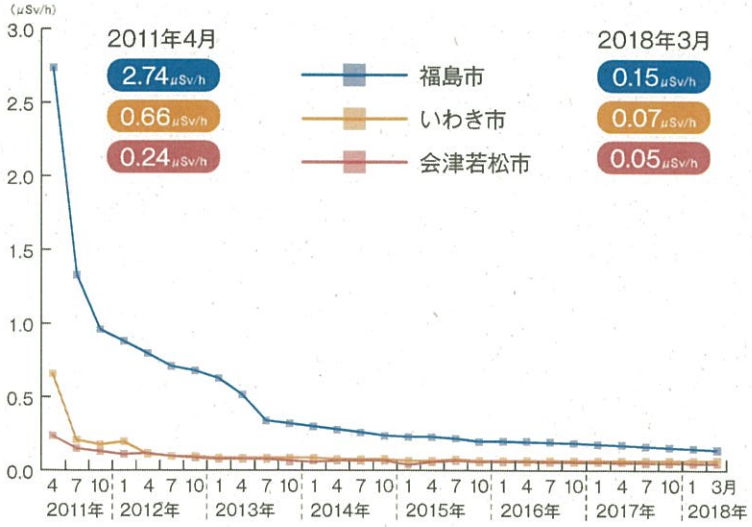

放射線測定体制

福島県内では、学校、公園などの公共施設2,996ヵ所にリアルタイム線量測定システムを設置し、24時間連続の環境線量測定を実施しています。また、可搬型モニタリングポスト628台を福島県全域(発電所周辺も含む)5kmメッシュ毎に設置し、精密データの採取もしています。その他に水、食品等のモニタリングによるきめ細かな対応を行っています。

福島県における食品検査の状況

食品検査体制

福島県では、生産段階、製造・加工段階、流通・販売段階、消費段階において検査を行うことにより、食品の安全性を確保しています。

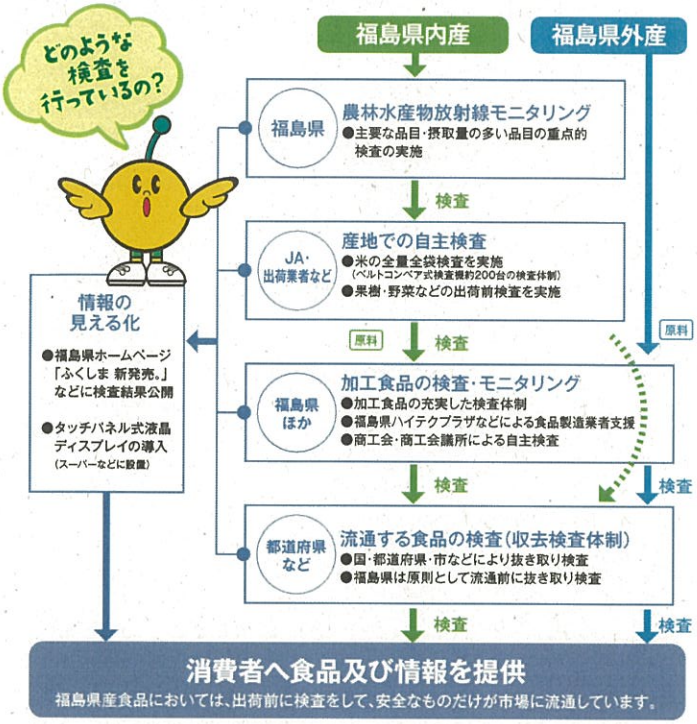

米の全量全袋検査

福島県内では、さまざまな機関に放射能検査機（ゲルマニウム半導体型、NaI型など）約1,000台を配備し、検査を実施しています。

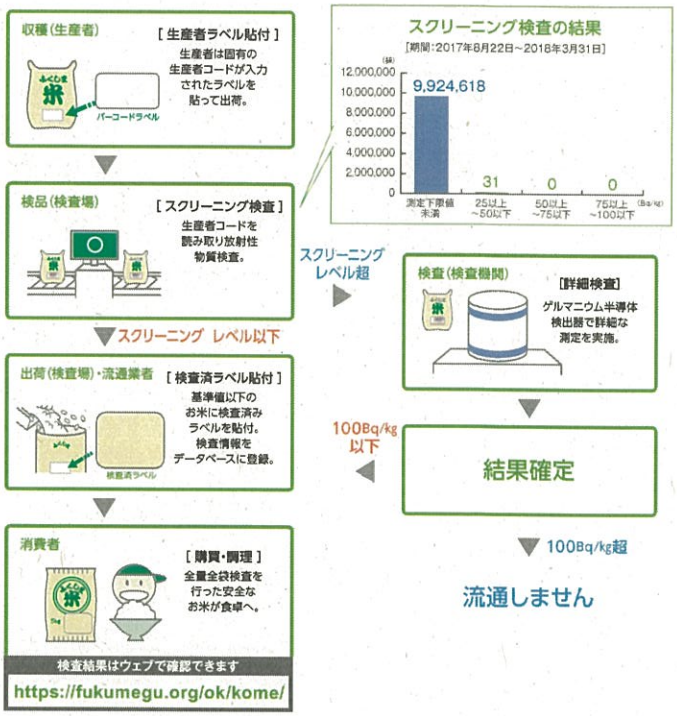

加工食品の放射能検査

ハイテクプラザおよびハイテクプラザ会津若松技術支援センターでは、県内の食品加工業者支援のため、各業者からの依頼を受け加工食品の検査を実施しています。

【食品検査の結果】
2015年1月5日～2016年1月29日までに2，496件の検査を実施しており、98.92％の食品は放射性物質が検出限界値未満でした。放射性物質が検出された食品についても、ほとんどが50Bq/kg以下で、100Bq/kgを超えた食品は1件もありませんでした。

米の全量全袋検査［平成29年産玄米］

福島県では、米の安全性確保のため、県の管理のもと県内で生産された全ての米を検査し、安全性が確認されたものだけを流通させています。

【米の全量全袋検査の結果】
平成29年産米の全量全袋検査の結果、99.99%の玄米は放射性物質が測定下限値未満でした。100Bq/kgを超えた玄米は約1,000万袋を検査しても1袋もありませんでした。

福島県環境創造センター

環境の回復・創造に向けた総合的な拠点として県が整備を進めてきた「福島県環境創造センター」では、展示体験を通じて放射線に関する疑問に答え、これからの福島を考える交流棟「コミュタン福島」を含む全館がオープン。たくさんの方のご来館をお待ちしております。

福島県環境創造センター交流棟

コミュタン福島

環境回復・創造の“学びと発信”を目指して

お問い合わせ先
〒963−7700 福島県田村郡三春町深作10-2
TEL:0247-61-5721　FAX:0247-61-5727

歴史

会津を支えた不屈の精神を学ぶ

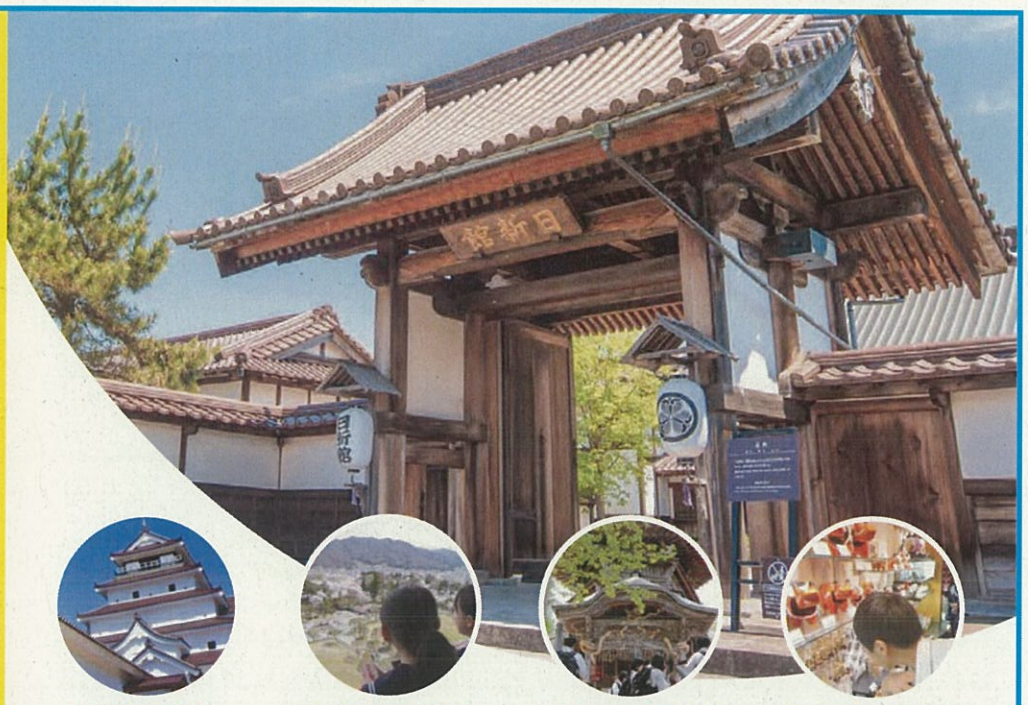

会津若松市　鶴ヶ城

鶴ヶ城から城下町を一望

さざえ堂（国指定重要文化財）

伝統工芸の匠の技を体感

ポイント

会津の歴史から学ぶ、道徳と平和

会津は「戊辰戦争」において、重要な局面となった会津戦争が行われた舞台。
白虎隊の生き様や、彼らの信条である「什の掟」には、現代の教育にも繋がる、人が人として生きる心が込められています。

会津若松市教育旅行総合ガイドブック「あいばせ」

会津若松市の教育旅行総合ガイドブック。会津の歴史や史跡など、研修に役立つ情報が満載。
緊急時ハザードマップも掲載され、安全安心な会津の旅をサポートします。

福島県外へのキャラバンや保護者説明を強化

全で安心な教育旅行のため、実際に学校へ伺って本県の魅力紹介や説明会を実施。学校や保護者にご納得いただいた状態で、ご来県いただきたいと考えております。

1日目
- 09:00 1 学校
- 14:00 2 野口英世記念館
- 16:00 3 ホテル

2日目
- 08:30 1 ホテル
- 10:00 2 大内宿
- 12:00 3 鶴ヶ城
- 14:30 4 飯盛山
- 18:00 5 ホテル

3日目
- 08:30 1 ホテル（1日の振り返り）
- 18:00 2 学校

自然体験・農業体験

自然から学ぶ体験型学習

檜枝岐村 尾瀬国立公園

磐梯山ジオパーク周辺

高倉山の頂上めざして出発

裏磐梯 ラフティング

ポイント

自然に生かされていることを体感

雄大な自然の前では人間は小さな存在。だからこそ仲間で協力して生きていく必要があります。そこから感謝や思いやりの心が芽生え、結束や団結が生まれます。

まるでふるさとに帰ってきたかのような安心感

ありのままの田舎の生活を体験してもらいます。春は田植え、夏は野菜の収穫、秋は稲刈り、冬は雪かきなど、特別ではない格別の体験が待っています。

民家・民間施設・行政の強い連携

地域の連携を強化し、緊急時も適切に対応できるよう連絡経路や避難経路を確立。安全安心な受入体制が魅力です。

1日目
- 06:30 1 学校
- 11:15 2 尾瀬ハイキング（大江湿原、長蔵小屋）
- 16:45 3 ホテル

2日目
- 08:30 1 ホテル
- 08:40 2 高倉山登山
- 14:00 3 たかつえスキー場（ゴール）
- 15:15 4 しらかば公園（川渡ひ ラフティング体験）
- 16:45 5 ホテル（キャンプファイヤー）

3日目
- 08:50 1 ホテル
- 09:00 2 子どもの森（飯盒炊飯）
- 12:00 3 会津高原たていわ夏まつり（地域の祭に参加）
- 16:15 4 学校

震災・再生可能エネルギー学習

ふくしまの今から未来を見出す

ポイント

“ふるさと”について考える

多くの立場の多くの意見が存在する福島県。復興とはなにか、そしてその復興の先のふるさとの姿とはどういうものか、また、自分達にとってふるさととはどういう存在か考えるきっかけになります。

復興へ向けて力強く活動する人々

県内には、震災の教訓を語り継ぐ語り部や、復興のために各分野で尽力する人々がたくさんいます。その姿からは勇気や熱意が伝わります。

持続可能な社会を目指した、最先端のエネルギー研究

原発事故以降、注目されるエネルギーの問題。私たちの生活を支える電力やエネルギーのあり方を見つめ直し、安全で安心な未来を築くきっかけになります。

国立研究開発法人産業技術総合研究所
福島再生可能エネルギー研究所

コミュタン福島で
放射線について学ぶ

環境水族館
アクアマリンふくしま

相馬港で
被災地の現状を学ぶ

1日目
- 08:00 1 出発
- 12:00 2 コミュタン福島
- 15:15 3 日新館
- 17:30 4 ホテル（1日の振り返り）

2日目
- 08:30 1 ホテル
- 10:30 2 野口英世記念館
- 12:00 3 鶴ヶ城
- 15:00 4 大熊中学校（交流会）
- 17:45 5 ホテル（プレゼンテーション作成）

3日目
- 08:00 1 ホテル（プレゼンテーション完成、発表リハーサル）
- 18:00 2 学校

※後日、同校生徒と保護者の前で発表会を実施

福島県Q&A

Q 教育旅行先になぜ福島県を選びましたか？

A 震災がどのような変化をもたらしたのか、被災地の現状を自分の目と耳で確かめる必要があると思い福島県を選択。震災へ危機感を持ち、福島県で学んだ経験や知識を、地元に持ち帰り広めることが、震災の風化防止と防災意識の育成に重要。自分たちの未来を守る学習につながると思った。 ●東京都・中学教員　震災学習

A 地域の方や宿舎の方のおもてなしが最大の魅力。故郷に帰ってきたような親しみやすさがあり、毎年合宿地として選んでいる。同じ福島県でも地域によって気温や標高の高低差があるので、目的に合わせた多様なシチュエーションでトレーニングが可能。
●神奈川県・大学監督　合宿

Q 福島県での教育旅行について周囲からの反対意見はありませんでしたか？

A 震災直後は不安の声があった。しかし「今の福島県だからこそ学べることがある」と思い、福島県での教育旅行を続行した。放射線量や交通情報が明確に公開されているので、保護者を説得できる要素はたくさんあった。●山形県・小学校教員　歴史学習

A 震災直後は保護者から反対があり、一時は福島県への教育旅行を中止しましたが、現地に赴いて食品の安全性調査や空間線量の測定を行い、保護者会で現状説明を行ったことが不安解消の材料となりました。その後、会津地方での修学旅行を再開することができました。
●千葉県・中学校教諭　震災学習

Q 教育旅行を福島県で実際に実施してどうでしたか？

A 農村体験と尾瀬沼トレッキングでは、自然の中で観察力や判断力を養えたと思う。都会で生活する生徒たちにとって、草木や土に触れることは新鮮で貴重な体験。生き生きした生徒の表情が印象的だった。
●埼玉県・中学校教員　農村体験、自然学習

A 福島県再生可能エネルギー研究所(郡山市)では、最先端の技術や経験を現場で体感。エネルギー問題は、自らの将来に関わる重要な問題だと再認識し、興味関心を持って集中して学習することができた。
●熊本県・高校教員　震災学習、再生可能エネルギー学習

来県者の声

Special Report 被災地をフィールドとしたアクティブラーニング型学習

福島県教育旅行
モニターツアー

今、福島でしか、学べないことがある！
ふくしま「学宿（がっしゅく）」

福島県では、震災と原発事故を経験した福島ならではの教育プログラムを造成するため、筑波大学附属駒場中・高等学校（東京都）、灘中・高等学校（兵庫県）の高校生30名をモニターとして「被災地視察」と「各分野で復興に向け果敢にチャレンジする人々との対話」に焦点を当てた学びのツアーを実施いたしました。

ふくしま「学宿」3つのポイント

最後に3日間で学んだワークシートを作成

光も、影も。福島の「いま」を **見る**

＋

報道だけではわからない福島の生の声を **聞く**

＋

福島の問題を「他人事」から「自分事」へ **考える**

ツアースケジュール

1日目
- 07:10 1 出発
- 12:15 2 コミュタン福島
- 15:00 3 葛尾村役場（村民会館）
  - ▶講話と対談・村内散策
- 17:40 4 宿泊 川内村「いわなの郷」
  - ▶1日目の振り返り
  - ▶自主学習時間

2日目
- 09:00 1 開発センター 楢葉遠隔技術
- 14:00 2 浪江町
  - ▶施設見学・説明と質疑応答
  - 町内（請戸地区・浪江駅前）を車窓から見学
- 17:40 3 宿泊
  - ▶講話と対談
  - ▶自主学習時間

3日目
- 08:00 1 「双葉屋旅館」発 南相馬市小高区
  - ～飯舘村 通過～
- 10:00 2 コラッセふくしま 福島市
  - ▶講話と対談
  - ▶内閣府知事との意見交換
  - ▶ワークショップ（ファシリテーター 福島高校の生徒）
  - ▶解散式 他
- 21:33 3 新大阪駅 着

Interview 兵庫県｜灘中・高等学校の視点

片田 孫 朝日 先生
灘中・高等学校 公民科

生徒たちの心を動かす出会いがある

たいへん濃密な3日間でした。

普段目立たないタイプの生徒が、真剣にグループ討議に参加して意見を述べる姿が印象的で、教室の外で心動かされることがあると、こんな姿を見せるのかと驚きました。

苦境の中で地域をよくするために奮闘している大人・若者が福島には多くおり、人格教育としても得るものが多いと思います。

このモニターツアー前から、灘高では人との出会いを大切にして東北学宿を行ってきました。今回もその意義を再確認しました。生徒はこれからの福島と自分の生き方について、よく考えてくれたと思います。

今回の学習内容は灘高の文化祭で出展します。生徒が、被災地での学びを学校に持ち帰り、伝えていく文化を大事にしたいです。

地域貢献 芽生える使命感

高等学校 2年 中野 温志 さん

今までテレビなどで被災地を見ても、受動的に眺めるだけで大して何か考えることは無かった。しかし今回のツアーで様々な立場の人の話を伺い、たくさん考えさせられた。

最も記憶に残っているのは地元消防士の方のお話。災害時の救助活動や、行方不明者捜索の凄惨な記録は、心に深く響いた。被災地に限らず自分が社会にどうやって貢献できるかを考える良い機会となった。

多種多様な合宿を行える。－合宿の里ふくしま－

合宿・スキー

福島県は豊かな気候風土を生かして、1年を通して幅広い分野のスポーツや合宿が可能です。まるで郷土のようにあたたかい地域の人々、充実した練習設備など、メニューやスタイルに合わせた最適な研修を実現し、充実したトレーニングをサポートします。

スポーツ合宿

豊かな自然に恵まれた福島県はスポーツ合宿に最適

緑に囲まれた環境で心身ともに成長

ルネサンス棚倉

夏

福島県南部に位置する棚倉町のスポーツリゾート施設「ルネサンス棚倉」は、テニスコート26面（オムニコート10面、オールウェザーコート16面）や多目的グラウンド（天然芝）などを有し、高校や大学の各種スポーツ合宿に最適な施設です。館内には、バンケットルーム（最大180名収容）、研修室（60名収容）がありますので、練習後のミーティングなどにも活用いただけます。

所在地：〒963-6123　福島県東白川郡棚倉町大字関口字一本松43-1
アクセス：東北自動車道　白河ICから車で約40分
休業日：年2回　1月と6月に4日間程度、施設点検のため休館日あり
対応人数：最大宿泊人数 430人
問合先：TEL.0247-33-4111　料金：1泊2食6,200円～

高速道路ICから約10分の好アクセス

リステル・スキーファンタジア（猪苗代町）

冬

ゲレンデ頂上まで登れば、磐梯山、猪苗代湖を眼下に見下ろす雄大な眺めを楽しみながら滑る快感を味わえます。初心者が安心して滑れるコースからフリースタイル・ワールドカップも行われるFIS公認のモーグルコースまで、コンパクトながら多彩なコースを配したゲレンデです。ホテルの目の前なのでゲレンデへの移動も便利で、敷地内には有床診療所も併設しています。

所在地：〒969-2696　福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁リステルパーク
アクセス：磐越自動車道　猪苗代磐梯高原ICから車で約10分
　　JR磐越西線 猪苗代駅からシャトルバス約15分
ゲレンデ数：6コース［キッズエリア・非圧雪ゾーン・モーグルなど］
問合先：TEL.0242-66-2233代

温暖な気候で集中して打ち込める環境が魅力

文化系合宿

合宿の成果を演奏会で披露する

いわき芸術文化交流館（いわきアリオス）

福島県の中でもいわき市は、冬は温暖で夏は清涼な気候のため、合宿に打ち込める環境が整っています。
合宿での練習成果を発表できる場があれば、練習も高いモチベーションで取り組めるのではないでしょうか。
いわき市では、練習の成果を発揮する大きなチャンスとして「いわき・ら・ら・ミュウ」や「環境水族館アクアマリンふくしま」など、地元の人や観光客で賑わっている施設で演奏会を行うこともできます。

所在地：〒970-8026　福島県いわき市平字三崎1-6
アクセス：常磐自動車道　いわき中央ICから車で約10分
休業日：第2火曜日（祝日の場合、翌日）年末年始12/29～1/3
対応人数：お問い合わせください
問合先：TEL.0246-22-8111　料金：お問い合わせください

パスポートなしで英国生活体験ができる

勉強合宿

異文化学習を多面的にサポート

ブリティッシュヒルズ

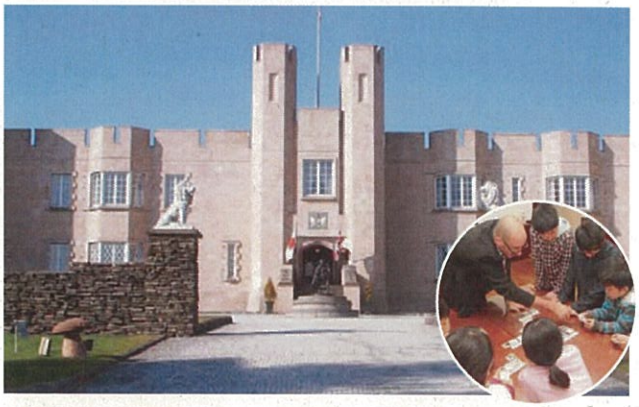

福島県の南に位置する羽鳥湖高原に広がる中世英国の"街"ブリティッシュヒルズ。73,000坪（東京ディズニーランドの約半分の広さ）の広大な敷地を持つこの施設は宿泊施設も兼ね備えており、短期～長期滞在して「英語の世界」が堪能できます。英国の伝統文化が体験できるカルチャークラスや、スコーンなどのお菓子づくりなどを通し、教室で机に座って学ぶのではなく、生活の中で英語を聞き・話すので、「体で覚える」という表現がぴったりの体験ができます。

所在地：〒962-0622　福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草1-8
アクセス：東北自動車道　白河ICから車で約40分
休業日：月曜日（祝日の場合、翌日）
対応人数：お問い合わせください
問合先：TEL.0248-85-1323　料金：お問い合わせください

福島県は助成制度が充実しています!

バス経費の一部を補助します

補助対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに実施し終了するもの

補助対象団体と内容

福島県内で宿泊を伴う教育旅行を実施し、かつ福島県が推進する教育素材を1つ以上行程に取り入れた「福島県外の小学校・中学校・高等学校」

バス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額(別表参照)を助成 (1校当たり台数の上限なし)

※ただし、参加人数が10名未満の場合、補助上限額は半額となります。

バス1台当たりの補助額

区分	補助上限額
東　北	30,000円
関　東 中　部	50,000円
北海道 関　西 中　国 四　国	100,000円
九　州 沖　縄	150,000円

補助の対象となる行事

「福島県外の小学校・中学校・高等学校」が福島県内に宿泊し、福島県が推進する教育素材を1つ以上行程に取り入れた教育旅行 ※教育旅行とは、修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等、学校行事として行う旅行を指します。

※「学校教員以外が児童・生徒を引率する場合」は補助対象外となります。※「学校部活動・クラブ活動による合宿団体」は補助対象外となります。

(合宿については、「福島県合宿誘致・交流促進事業」をご活用ください。)

補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送業を登録する事業所のバス等

※宿泊施設による送迎バスなど、費用負担が発生しない場合は補助対象外となります。

【福島県が推進する教育素材】

1 地震・津波被災地視察
2 震災語り部講話
3 防災・減災学習
4 放射線等に関する学習
5 震災復興への取組みに関する学習
6 再生可能エネルギーに関する学習
7 震災復興ボランティア体験
8 学校交流
9 歴史学習・伝統工芸体験
10 環境学習・自然体験
11 農村・収穫体験

※教育素材の詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先 福島県教育旅行復興事業事務局

TEL. 024-563-1172　FAX. 024-593-5502

E-mail fks.kr.rw.office@gmail.com

部、サークル等へ助成金(最大30万円)を交付します

補助対象団体

福島県内の文化施設又はスポーツ施設等を利用し合宿を行う、県外の中・高・大学の部・サークル等

補助の内容

福島県内の宿泊施設に連続して2日以上宿泊し、かつ延べ宿泊者数が100人以上であること。※平成28年12月1日以降に開始する合宿については30人以上

・交通助成金　合宿団体所在地から宿泊施設までの距離に応じて助成(上限5万円)
・宿泊助成費　延べ宿泊者数に応じて助成(上限18万円)
・観光・地域交流助成加算金　参加者1人あたり　上限1,000円を助成(最大10万円)

※合宿期間中、観光を目的とした県内観光施設を利用した場合。または、地域住民等との交流を行う際に助成。

お問い合わせ先 (公財)福島県観光物産交流協会

TEL. 024-525-4024　FAX. 024-525-4087

E-mail tabiiku@tif.ne.jp

福島県には、県及び各市町村で様々な助成制度があります。

福島県教育旅行

福島県教育旅行webサイト　http://www.tif.ne.jp/kyoiku/index.html

福島県の教育旅行をサポートします!

福島県のワンストップ窓口

福島県では、教育旅行をサポートするための、専用窓口を設置しています。県内にある体験プログラム受入団体の情報を集約し、ワンストップで先生方や旅行会社の方からのお問い合わせ、資料請求にお答えします。ぜひ、ご利用ください。

お問い合わせ先

TEL.024-525-4024

E-mail tabiiku@tif.ne.jp

公益財団法人 福島県観光物産交流協会

〒960-8053 福島県福島市三河南町1-20
コラッセふくしま7階
TEL.024-525-4024　FAX.024-525-4087

ふくしま教育旅行
Facebookで情報発信中
https://www.facebook.com/FukushimaKyouikuTravel

【発行】福島県観光交流局 観光交流課　〒960-8670　福島県福島市杉妻町2-16　TEL 024-521-7398　FAX 024-521-7888

教育旅行で福島県を訪れる県外の学校の皆さまへ

バス経費の一部を補助します

福島県教育旅行復興事業のご案内

補助の対象期間

2019年 **4月1日(月)から** 2020年 **3月31日(火)までに**

実施し終了するもの

※実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。

申請書は随時受付中です。
詳しくはホームページをご確認ください。

補助の対象団体と内容

福島県内で宿泊を伴う教育旅行を実施し、かつ福島県が推進する教育素材(裏面参照)を1つ以上行程に取り入れた「福島県外の小学校・中学校・高等学校」

- **バス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額(別表参照)を助成(1校当たり台数の上限なし)**

※ただし、参加人数が10名未満の場合、補助上限額は半額となります。

(別表)1台当たりの補助額

区分	補助上限額
東北	30,000円
関東 中部	50,000円
北海道 関西 中国 四国	100,000円
九州 沖縄	150,000円

申請に関するお問合わせ先

福島県教育旅行復興事業事務局
〒960-2153 福島県福島市庄野字清水尻1-10
TEL 024-563-1172 受付時間 8:30～17:15
FAX 024-593-5502 E-mail fks.kr.rw.office@gmail.com
URL http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-02.html

「福島県教育旅行復興事業」に関するお問合わせ先 福島県観光交流課 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7398

補助の対象となる行事

「福島県外の小学校・中学校・高等学校」が福島県内に宿泊し、福島県が推進する教育素材を1つ以上行程に取り入れた教育旅行

※教育旅行とは、修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等、学校行事として行う旅行を指します。

※「学校教員以外が児童・生徒を引率する場合」は補助対象外となります。

※「学校部活動・クラブ活動による合宿団体」は補助対象外となります。
（合宿については、「福島県合宿誘致・交流促進事業」をご活用ください。）

補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送業を登録する事業所のバス等

※宿泊施設による送迎バスなど、費用負担が発生しない場合は補助対象外となります。

※福島県内の市町村で行っている助成事業との併用も可能ですが、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。

※福島県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできません。

福島県が推進する教育素材

1 震災学習・ホープツーリズム
2 学校交流
3 歴史学習・伝統工芸体験
4 環境学習・自然体験
5 農村・収穫体験
6 スキー体験

※教育素材の詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

手続きの流れ

※申請書類等は、福島県観光交流課のホームページからダウンロードできます。指定日までに原本を郵送で提出してください。
福島県観光交流課ホームページ　http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-02.html

申請者（学校の代表者）	必要書類	受付窓口
①補助金交付申請 （旅行開始の10日前までに申請）	福島県教育旅行復興事業補助金交付申請書（様式第1号） <添付書類> ①旅程表（任意様式） ②バス経費の見積書の写し （バス会社又は旅行会社等が発行したもの） ③本事業以外の補助制度等を受ける場合は申請書の写し	②申請書の受付
		③書類の審査
④受領	補助金交付決定通知書	
教育旅行実施	交付決定後、申請内容に変更があった場合は、速やかに「福島県教育旅行復興事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第2号）」を提出してください。ただし、以下に該当する場合は提出不要です。 <変更承認申請書の提出が不要な場合> ・バス経費の総額（補助対象経費）の20%以内の増減　・申請内容の細部の変更	
⑤実績報告 （旅行実施後30日以内に提出）	福島県教育旅行復興事業補助金交付実績報告書（様式第3号） <添付書類> ①旅程表（任意様式） ②バス経費の請求書等の写し（バス会社又は旅行会社等が発行したもの） ③本事業以外の補助制度等を受ける場合は実績報告書の写し ④宿泊証明書（様式第4号）	⑥報告書の受付
		⑦書類の審査
⑧受領	補助金の額確定通知書 （補助金確定額が交付決定額と同額の場合には省略）	
⑨補助金の請求	福島県教育旅行復興事業補助金交付請求書（様式第6号） <添付書類> ①通帳の写し（表紙と1枚開いた見開き部分）	⑩請求書の受付と審査
		⑪補助金の支払い
⑫補助金の受領	請求書の受付後30日以内に指定の口座へ振込	

写

２８受文科初第５７２号
平成２８年５月１０日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各　都　道　府　県　知　事
附属学校を置く各国立大学長　殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第１２条第１項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小　松　　親　次　郎

（印影印刷）

平成２８年（２０１６年）熊本地震後の状況を踏まえた
九州への修学旅行の実施について

平成２８年（２０１６年）熊本地震後の状況を踏まえた九州への修学旅行の実施について、観光庁から別添のとおり依頼がありましたので、今後の修学旅行の実施に当たって、よろしくお取り計らいくださいますようお願いします。

併せて、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、お知らせ頂くようよろしくお願い申し上げます。

写

28受文科初
第572号
平 28.5.-2
文部科学省

観観産第５１号
平成２８年５月２日

文部科学省初等中等教育局長
小松　親次郎　殿

観光庁次長　蝦名　邦晴

熊本地震後の状況を踏まえた九州への修学旅行の実施について

先般発生した平成２８年熊本地震の影響により、熊本県や大分県のみならず、九州他県への修学旅行の取りやめが、来年以降の催行分も含めて相次いでいます。しかしながら、現時点では、一部の被災地域を除き、日常生活は平常通りに営まれ、交通機関、宿泊施設、観光施設も通常通り営業が行われている状況にあります。今後の修学旅行の実施に当たっては、風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、できる限り予定通りの実施が望まれるところです。

ついては、各都道府県教育委員会等を通じ、所管及び域内の市町村管下の学校等にその旨お知らせいただきたく、格段のご配慮をお願い致します。

九州方面の各種情報入手先一覧
※各情報につきましては、随時更新情報をご確認ください。

○気象庁地震情報
http://www.jma.go.jp/jp/quake/

○九州運輸局
・九州のりもの info.com

http://www.norimono-info.com/

・プレスリリース（九州の交通機関 125 社の運行状況をすばやく検索）
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/press2016-0422-syouhisyagyosei-2.pdf

○九州各県観光情報
・福岡県観光連盟
http://www.crossroadfukuoka.jp/

・佐賀県観光連盟
http://www.asobo-saga.jp/

・長崎県観光連盟
http://www.nagasaki-tabinet.com/

・宮崎県観光連盟
http://www.kanko-miyazaki.jp/index.html

・鹿児島県
http://www.kagoshima-kankou.com/guide/

・（公社）ツーリズム大分
http://www.visit-oita.jp/

・熊本県観光連盟
http://kumanago.jp/

．３０受文科初第１４７７号
平成３０年１０月　２日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各　都　道　府　県　知　事
附属学校を置く各国立大学長　殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第１２条第１項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長事務取扱
文部科学審議官　小　松　親　次　郎
（印影印刷）

平成３０年北海道胆振東部地震後の状況を踏まえた北海道への
修学旅行の実施について

平成３０年北海道胆振東部地震後の状況を踏まえた北海道への修学旅行の実施について、観光庁から別添のとおり依頼がありましたので、今後の修学旅行の実施に当たって、よろしくお取り計らいくださいますようお願いします。

併せて、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、お知らせいただくようよろしくお願い申し上げます。

30受文科初
第1477号
平 30.10.-1
文部科学省

観 参 第 264 号
平成30年9月28日

文部科学省初等中等教育局長事務取扱
小松　親次郎　殿

観光庁次長　和田　浩一（公印省略）

平成30年北海道胆振東部地震後の状況を踏まえた北海道への修学旅行の実施について

先般発生した平成30年北海道胆振東部地震の影響により、北海道への修学旅行の取りやめが相次いでいます。しかしながら、現時点では、一部の被災地域を除き、日常生活は平常通りに営まれ、交通機関、宿泊施設、観光施設も通常通り営業が行われている状況にあります。今後の修学旅行の実施に当たっては、風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、できる限り予定通りの実施が望まれるところです。

ついては、各都道府県教育委員会を通じ、所管及び域内の市町村管下の学校等にその旨お知らせいただきたく、格段のご配慮をお願い致します。

教育関係者のみなさまへ

アイヌ文化に
触れる、感じる、考える。

ウポポイ

NATIONAL AINU MUSEUM and PARK

民族共生象徴空間

ウポポイ

NATIONAL AINU MUSEUM and PARK

民族共生象徴空間

アイヌが歩む。アイヌと歩む。

ウポポイ（民族

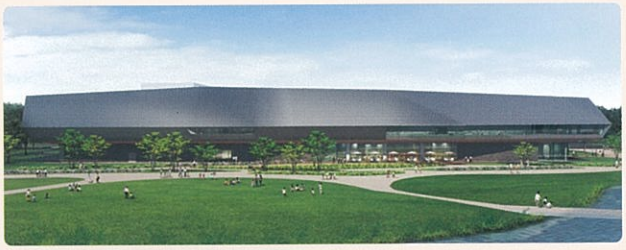

国立アイヌ民族博物館

National Ainu Museum

先住民族アイヌの過去と現在を紹介し
未来へとつなぐ、アイヌを主題とした
日本初・日本最北の国立博物館。

NATIONAL AINU MUSEUM
国立アイヌ民族博物館

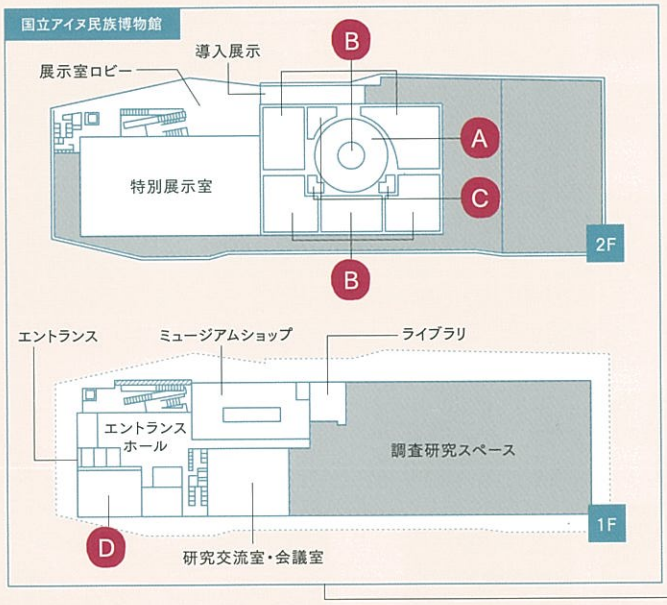

見るだけでは終わらない多彩な展示。

A プラザ展示

基本展示室の中央にあり、6つのテーマの代表的な資料が一堂に会します。

B アイヌ民族の視点で語る「6つのテーマ」に沿った展示

■私たちのことば

アイヌ語のしくみやアイヌ語由来の地名などについて、音声や映像を交えて紹介します。

■私たちの歴史

現代に続くアイヌの歴史のひろがりと連なりを視覚的にわかりやすく紹介します。

■私たちの世界

儀礼に使われる道具などを通じて、カムイ（神）の考えかた、自然観などについて紹介します。

■私たちのしごと

狩猟、漁ろう、採集、農耕といった伝統的な生業のほか、現代の人々の多様な仕事も紹介します。

■私たちのくらし

衣食住、人の一生、音楽や舞踊など、アイヌ文化の特色や地域差を紹介します。

■私たちの交流

交易品を通して、様々な文化や民族との交流をたどるとともに、民族共生のあり方を示します。

共生象徴空間）

北海道白老町の湖畔に広がる今までにないスケールのナショナルセンター。アイヌ文化の多彩な魅力に様々な角度から触れることができます。

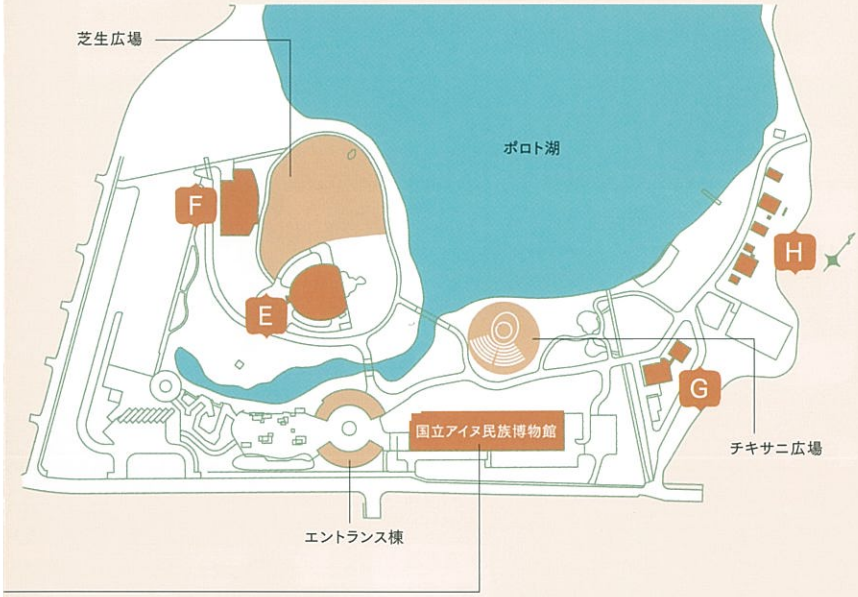

国立民族共生公園

National Ainu Park

芸能・食・ものづくりなどの見学はもちろん、
実際に体験することも可能。
豊かな自然を活かした体験型フィールドミュージアム。

見てみる。やってみる。アイヌ文化を五感で体験。

C 子ども展示

6つのテーマに対応する体験キットを手に取って体感するだけでなく、資料やアイヌ文化について理解を深めるコーナーです。

D シアター

座席数およそ100席のシアターでは、アイヌ文化を多様なテーマから高精細・大画面映像でわかりやすく紹介します（所要時間／約20分）。

E 体験交流ホール

アイヌ古式舞踊やムックリ演奏などを多くの来場者が一体となって楽しむことができる空間です。

F 体験学習館

伝統楽器のムックリ演奏体験やアイヌの食文化に触れる試食体験、子ども向けのプログラムなどを実施します。

G 工房

伝統工芸品の製作風景の見学や来場者による製作体験プログラムを実施します。

H 伝統的コタン

チセ（家）を再現し、伝統的儀礼や伝統的生業などアイヌの生活文化を体験できる空間です。

国立アイヌ民族博

アイヌ文化は学びの宝庫

自然との共生を重んじてきた思想や衣食住のあり方、
生業、音楽や舞踊、交易の歴史、そしてことばなど
子どもたちの知的好奇心を刺激するたくさんの要素があります。

学びのポイント

Point 1

「主体的・対話的で深い学び」のデザインを、先生と一緒に考えていきます。

Point 2

社会科はもちろん、理科や総合学習など幅広い教科の学習プログラムを開発していきます。

Point 3

来場時だけでなく、事前・事後学習を含めたパッケージ学習を組み立てることができます。

社会科に限らず、多くの教科でウポポイ活用の可能性があります。

新学習指導要領における「アイヌ文化」と「博物館」

小：小学校　中：中学校　高

アイヌ文化

中 社会 P.55
第2章 第2節 第2 3内容の取扱い-(3)-ウ
北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。

高 歴史総合 P.66
第2節 第2 3内容の取
アジア貿易における琉
していたアイヌについて
アイヌの文化について

博物館

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

小 P.23
中 P.24
高 P.18

第1章 総則
地域の図書館や博物館、
の施設の活用を積極的に図
の収集や鑑賞等の学習活

物館・国立民族共生

ウポポイでの基本学習プラン

自ら学ぶ。共に

知ると、体験したくなる。体験すると、より知りたくなる。
知的好奇心を双方向から刺激し、学びが深まります。

それぞ
コース

歴史や文化を知る

国立アイヌ民族博物館

様々なテーマで構成された展示を通じて、
アイヌ文化についての知識を深められます。

人を通して感じる

伝統的コタン

対話や交流を通じて、実際の暮らしの中で
息づくアイヌ文化を体験できます。

高校を指します。（小学校・中学校…平成29年3月告示／高校…平成30年3月告示）　※一部改編しています。

い-(2)-ウ
求の役割、北方との交易を
触れること。その際、琉球や
触れること。

高 日本史探求 P.77
第2節 第4 3内容の取扱い-(2)-カ
アイヌや琉球の文化の形成についても扱うこと。

高 日本史探求 P.78
第2節 第4 3内容の取扱い-(2)-キ
長崎、琉球、対馬、松前藩やアイヌの人々を通して、
それぞれオランダ、中国、朝鮮との交流や北方貿易
が行われたことについて取り上げること。

指導要領解説では

小 社会 P.128　中
「民族共生象徴空間の基
語や宗教などで独自性を
触れるようにする。

術館、劇場、音楽堂等
、資料を活用した情報
を充実すること。

総則を受けて各教科でも
博物館の活用が示されています。

小 社会　理科　総合学習
中 社会　理科　美術　総合学習
高 地理歴史　理科　共通理数　専門理数　総合探求

指導要領解説では、
さらにたくさんの教科
博物館の活用が
示されています。

公園とできること

学ぶ。子どもたちとアイヌ文化の未来につながる学びをめざして。

れの学習プランにあった
を組み立てられます。

伝統舞踊見学

体験交流ホール

アイヌ古式舞踊やムックリ(口琴)・トンコリ(五弦琴)の演奏を楽しめるほか、来場者参加型プログラムもご用意しています。

伝統料理試食体験

体験学習館

試食体験や食材加工などの学びを通じて、アイヌの食文化の奥深さを味わうことができます。

統楽器演奏体験

体験学習館

ムックリ(口琴)・トンコリ(五弦琴)などに触れ、その音色を楽しんだり、ムックリの製作体験プログラムもご用意しています。

ガイド・講演

国立アイヌ民族博物館

展示室を案内するガイドツアーやスポットガイド、講演など、子ども向けのわかりやすいお話からちょっと専門的な内容まで、アイヌ文化について学ぶことのできる機会を設けます。

木彫・刺繍体験

工房

アイヌが伝承してきた木彫りや刺繍による文様の製作体験プログラムをお楽しみいただけます。

子ども展示・ワークショップ

国立アイヌ民族博物館

基本展示室にある「子ども展示」では、子どもたちが実際に手に取って見たり遊んだり、クイズに回答するなどして、楽しみながらアイヌ文化を学ぶことのできる体験キットやワークシートを用意します。

※これらは一例です。各学習プランの内容は変更となる場合があります。

事前・事後学習にも活用できます。

事前・事後の学習メニュー

来場時以外の機会も活用することで、学びをより深められます。

貸出教材

文化・歴史学習だけでなく、さまざまな学習で活用することのできる民具や教材の貸出を行います。

遠隔授業

テレビ会議のように、学校にいながらにしてウポポイを活用した学習ができるよう、学校とウポポイを結んだ双方向の遠隔授業を予定しています。

P.107 高 地理歴史 P.142、P.223
方針」を踏まえ、先住民族として言
るアイヌの人々の文化についても

ウポポイ
(民族共生象徴空間)を
活用しよう!

子どもたちの心に響く
魅力的な学習を
ウポポイと一緒に
考えてみませんか?

小	社会	理科	生活	図工	総合学習	特別活動				
中	社会	理科	美術	技術家庭	総合学習	特別活動				
高	地理歴史	公民	理科	共通理数	専門理数	芸術	専門美術	専門商業	総合探究	特別活動

教育旅行向けプラン

ウポポイでの学びを、楽しい思い出とともに。

グリーンシーズン　3泊4日　新千歳空港in → 新千歳空港out

洞爺湖で火山学習・ニセコで自然体験&農業体験 / 初日午後にウポポイ(民族共生象徴空間)へ

1日目
宿泊地 洞爺湖温泉

- 11:30頃 新千歳空港出発
- → 12:00頃～13:00頃 千歳近郊で昼食
- → 14:00頃～16:30頃 **民族共生象徴空間** 150分の学習プログラム
- → 17:30頃 洞爺湖温泉ホテル着
- → 夕食後に遊覧船上で花火鑑賞

2日目
宿泊地 ニセコ

- 8:30頃 洞爺湖温泉ホテル出発
- → 9:00頃～10:30頃 ユネスコ世界ジオパーク・洞爺湖有珠山ジオパークで火山・減災学習 90分の学習プログラム
- → 11:30頃～12:30頃 ニセコ周辺で昼食
- → 13:00頃～16:30頃 ニセコで体験学習 ラフティング、農業・酪農体験など
- → 17:00頃 ニセコホテル着

3日目
宿泊地 札幌

- 8:30頃 ニセコホテル出発
- → 11:00頃～16:00頃 札幌で班別自主研修
- → 17:00頃～18:00頃 札幌市内で夕食(ジンギスカンなど)
- → 18:30頃～20:00頃 札幌市内で新三大夜景を観賞
- → 20:30頃 札幌ホテル着

4日目

- 8:30頃 札幌ホテル出発
- → 9:30頃～11:00頃 北海道博物館 北海道開拓の村
- → 11:30頃～13:00頃 羊ヶ丘展望台で昼食・記念撮影
- → 14:00頃 新千歳空港着

周辺アクティビティもいろいろ

食と農

長沼エリア
約78km

ニセコエリア
約78km*

自然・防災

洞爺湖有珠山 ジオパーク
約75km

アウトドア・スキー

ルスツエリア
約58km*

まち歩き

札幌市
約90km

小樽市
約125km

温泉

登別温泉
約29km

洞爺湖温泉
約75km

*冬季はルートが異なり走行距離が長くなります。

Q 昼食をみんなで食べられるところはありますか？

A 博物館1階の研究交流室・会議室(最大150名)や公園内の体験学習館(最大約400名)が空いている場合は、ご利用いただけるよう検討しております。また、体験学習館ではアイヌ伝統料理の試食体験を予定しており、昼食を兼ねることができます。お天気が良ければ、芝生広場でお弁当を広げてもいいかもしれません。

Q 子どもたちは、バスを降りたあと公園内を安全に移動できますか？

A バス等の乗降場所が整備され、エントランス棟まで安全にアプローチできます。また、公園内は、基本、歩行者専用です。管理車両以外が立ち入ることはありませんので、のびのびとお過ごしください。

Q 障がいのある児童生徒がいるのですが？

A 園内の施設は基本的にバリアフリーに対応しており、誘導タイル、点滅誘導灯、多目的トイレなども設置予定です。ご心配の点がありましたら、事前にご相談ください。

Q 体調が悪くなった場合などに対応できるところはありますか？

A 博物館、エントランス棟、体験交流ホールに、救護スペースを設ける予定です。

Q お土産を購入できますか？

A エントランス棟内のショップや博物館内のミュージアムショップで、アイヌ工芸品や博物館の展示に関連した書籍などのお土産をご購入いただけます。

Q 飲み物や軽食などを購入できますか？

A エントランス棟内のショップでご購入いただけます。団体でのご利用は想定していませんが、エントランス棟にはフードコートも整備されます。

Q 社会科の学習でしか受け入れてくれないのでしょうか？

A そんなことはありません！理科や総合的な学習はもちろん、それ以外の教科学習でも学習プログラムを用意します。また、先生とともに新たな学習プログラムを創っていければと思います。

Q アイヌ文化をどうやって教えたらいいかわからない…
博物館をどうやって活用したらいいかわからない…

A 先生が安心してアイヌ文化学習・博物館学習が取り組めるよう学習の手引きを用意します。また先生向けの研修会やイベントなども開催する予定です。お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

ご利用案内

◆営業時間(予定)
9:00～17:00
※入場料金等は検討中

◆休業日
毎週月曜日(祝休日の場合はその翌日)
及び年末年始

◆各種設備
- 多言語解説
- 車椅子、ベビーカーの貸し出し
- バリアフリー対応
- 無料Wi-Fi

アクセス

札幌から約1時間、
新千歳空港から約40分の好アクセス。

◆空路

東京▶新千歳空港	約1時間40分
大阪▶新千歳空港	約2時間

【住所】北海道白老郡白老町若草町2丁目

◆道内各都市から

札幌	札幌北IC	高速道路利用で約65分
	JR札幌駅	特急列車利用で約65分
新千歳空港	新千歳空港IC	高速道路利用で約40分
	JR新千歳空港駅	特急列車利用で約40分
旭川	旭川鷹栖IC	高速道路利用で約2時間20分
	JR旭川駅	特急列車利用で約2時間30分
函館	大沼公園IC	高速道路利用で約2時間50分
	JR函館駅	特急列車利用で約3時間

※上記時間は、目安です。乗換え時間は含みません。

◆白老町内からのアクセス
白老駅から徒歩約10分
白老ICから車で約10分

◆駐車場
一般駐車場約240台
大型駐車場約80台

お問合せ
(運営主体)公益財団法人アイヌ民族文化財団　info@ainu-upopoy.jp　TEL 011-206-7427　9:00～17:00(平日のみ)

最新情報は「ウポポイ」ポータルサイトをご覧ください。　ウポポイ　検索　https://ainu-upopoy.jp/

発行／平成31年3月

資料14

一人ひとりが
マイベスト

BE MY BEST

自分に誇れる
自分を目指して。

「2020年7月24日」に向け、
目標を定め、
みんなで一緒にマイベストを
目指してみませんか?

beyond
2020

BE MY BEST

ビヨンド ニーゼロ ニーゼロ

beyond2020 マイベストプログラム

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

beyond2020（ビヨンド） マイベストプログラム

（ニーゼロ ニーゼロ）

“マイベスト”を目指す一人ひとりを応援するための事業や活動を、
内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局が認証し、マイベストに向けた行動を応援します。

2020年7月24日に開幕する東京オリンピック・パラリンピック。
その大会ビジョンに掲げられる基本コンセプトのひとつは「全員が自己ベスト」。
2020年は、アスリートに限らず、
一人ひとりがベストな自分を目指す絶好の機会です!

自分に誇れる自分を目指して。
「2020年7月24日」に向け、目標を定め、
みんなで一緒にマイベストを目指してみませんか?

マイベスト目標 例

Health

体重・体脂肪率
血圧・血糖値

Continuation

運動の実施回数
毎日ジョギング
毎日1万歩など

Record

スポーツの記録
マラソンや水泳での
ベストタイムなど

認証申請について

「beyond2020マイベストプログラム」の認証を希望する事業者は、公式WEBサイトから「認証申請書」をダウンロードし、
ご記入後、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局にご提出ください。

認証対象の事業・活動
※1,2の両方を満たすもの

1. 一人ひとりの「マイベスト目標」の設定と、一人ひとりのその目標の達成に向けた行動を、支援する事業・活動
   ※「マイベスト目標」とは、一人ひとりが、2020年7月24日時点での目標として設定するものです。
2. 一人ひとりが「マイベスト目標」の達成に向けた行動を継続するための工夫を取り入れた事業・活動

事業実施主体の例
フィットネスクラブ／総合型地域スポーツクラブ
健康経営に取り組む企業等／健康増進に取り組む自治体／学校 など

beyond 2020
BE MY BEST

「beyond2020マイベストプログラム」の詳細はWEBサイトをご覧ください。

マイベストプログラム　検索　https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond_mybest/

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

資料15

運動・スポーツ習慣化促進事業

（前年度予算額：180,000千円）
2019年度予算額：180,000千円

事業趣旨・目的

多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するためには、地域においてスポーツ及び健康に関する行動に効率的にアクセスすることができる環境の整備を行う必要がある。運動・スポーツの無関心層や、疾病コントロール及びQOLの維持・向上のために医師からスポーツを推奨されている有疾患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。このことを通じて、多くの国民のスポーツへの参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

事業内容

地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その活動の習慣化につながる取組を支援する。 具体的には、地域の実情に応じ、生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する以下の取組を支援する。

【共通事項】

行政内（スポーツ部局、健康福祉部局等）や域内の関係団体（大学，民間事業者、スポーツ団体、医療機関、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。

スポーツ部局
健康福祉部局
連携
大学、民間事業者、健康関連団体、総合型地域スポーツクラブ、医療機関・医師会　等

【＋α】

①相談斡旋窓口機能

地域包括支援センターとの連携や、個別の人材を養成し「地域の窓口」として、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える窓口をワンストップ化し、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備する。そのため、地域の関係団体が一体となり、連携・協働体制や窓口の在り方について検討及び実践を行う。

総合型クラブ
クリニック
あなたの場合は、ココ！
自治体主催 運動・スポーツ教室
大学
民間フィットネス

相談者のニーズに応じ、最適な機関の紹介等を行う。

②官学連携

官学連携をすることにより、大学に備わる専門的知識や施設を知の拠点として有効活用する。

【選択事項（以下の取組①又は②のいずれか一つを選択）】

①健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践

スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、地域における運動・スポーツ無関心層へのアプローチや運動・スポーツ習慣化の課題解決を効果的に取組み、より一層事業の充実を図る。ターゲットはライフステージ別に以下のとおりとする（複数選択あり）。

1）ビジネスパーソン
2）高齢者
3）女性（中学生や高校生などの若年層又は成人）

②医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）及び運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）等の生活機能低下を伴うハイリスクな住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な楽しいスポーツを地域で安心して親しめる機会を創出する。医療機関とスポーツ施設と地方公共団体等が連携を図り、スポーツ医科学の知見に基づいた、疾病コントロールの維持・改善につながる運動・スポーツを習慣化するためのシステム開発及び実践により、スポーツを通じた健康増進を図る。

具体的には、運動・スポーツに十分知識と理解のある医師及び医療スタッフと、専門性を持った健康運動指導士等の運動指導者が連携して、患者情報等を共有し、地域で楽しい運動・スポーツの習慣化を実施する体制を整える。

運動処方・患者情報等の提供
連携
ホットライン等

実施形態　**都道府県・市町村**に対する**補助事業（定額）**

【担当】スポーツ庁健康スポーツ課健康・体力つくり係　03-5253-4111（内線2998）

Sport in Life プロジェクト~2020年東京大会のレガシーに向けて~

資料16

○スポーツ庁は、スポーツを行うことが生活習慣の一部となる、そのような姿を目指し、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現のため、本日より「Sport in Life プロジェクト」をスタート！

○本プロジェクトのシンボルとして、「Sport in Life」のロゴマークを作成し、共にスポーツを推進していただける地方公共団体、スポーツ団体、経済団体、企業等に付与。このロゴマークのもとで積極的な取組をオールジャパンで促進。

○スポーツ実施率65%程度の達成（新たに約1,000万人のスポーツ人口を拡大）に向けて、スポーツ庁は本プロジェクトの理念や取組の普及拡大を図り、スポーツに親しむ気運と関係機関・団体・企業等における連帯感、一体感を作り出す。

○さらに、参画団体等の連携した取組が促進されることを目的とした共同体（コンソーシアム）を創設する予定。参画団体等の連携した取組で、スポーツ実施に向けた大きな推進力、相乗効果が生まれることを期待。

「Sport in Life」のロゴ付与について

スポーツ庁

スポーツ推進の宣言・申請

「Sport in Life」ロゴマーク付与

○スポーツ団体等
○地方公共団体
○経済団体・企業

宣言に応じた取組の実施

<「Sport in Life」ロゴマーク>

Sport in Life

コンソーシアム

ロゴマークの活用による連帯感の醸成

コンソーシアム加盟

連携した取組の実施

2020レガシー〈スポーツ参画人口の拡大〉の創出

スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現

宣言、申請の受付
http://www.mext.go.jp/sports/sportinlife/

ロゴマークの付与

宣言に応じた取組の実施
※優良な取組はHPにて公表

一体となってムーブメントの創出へ
（コンソーシアム創設予定）

スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

（前年度予算額　：　33,181千円 ）
2019年度予算額　：　30,416千円

資料１７

地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」等が行う、**「長期継続的な人的交流を図るスポーツ合宿・キャンプ誘致」・「通期・通年型のスポーツアクティビティ創出」**等の活動に対し引き続き支援を行い、**スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化**の促進を図る。
さらに、2019年度は、「**武道等を活用した新規コンテンツの創出**」を柱の１つに据えて支援を行う。

2019年度の募集は締め切りました

長期継続的な人的交流を図る「スポーツ合宿・キャンプの誘致」

地域の気候・環境・施設や、2019・2020のメガスポーツイベント等に向け構築された連携体制等を活用し、長期継続的なスポーツチーム・団体の合宿・キャンプ受入を図る活動を支援。

スポーツ庁

支援

地方自治体

体育協会　観光産業　企業　商工団体　メディア　スポーツ産業　地域スポーツクラブ　大学　レクリエーション協会

地方自治体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツと地域資源を掛け合せたまちづくり・地域活性化に取り組む連携組織
「地域スポーツコミッション」

第2期スポーツ基本計画で掲げる、地域スポーツコミッションの設置数目標
56団体（2017年1月現在）➡170団体（2021年度末目標）

恒常的なスポーツ誘客が可能な「通期・通年型スポーツアクティビティの創出」

自然環境を活かしたアウトドアスポーツや日本の独自性を活かした武道など 、季節・年間を通じて体験可能なスポーツアクティビティやその受入体制を構築し、スポーツによる恒常的な交流人口拡大を図る活動を支援。

スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化へ

創出された優良事例を、全国へ横展開

【地域への社会的効果】

- スポーツのまちとしてのアウターブランディング、
- ローカルアイデンティティ・地域一体感の醸成
- 地域スポーツ人口・関心層の拡大
- 季節・年間を通じての誘客による、従事者の雇用安定

【地域への経済効果】

- 合宿参加者・スポーツツーリストの滞在に係る消費（宿泊・飲食・観光・物販など）
- スポーツアクティビティの参加料収入

資料18

前向き 外向き 現場主義

ホンモノの経験が
ここに

やりがい・ワクワクあふれる世界で
経験を積んでみませんか

文部科学省 総合教育政策局
研修生募集

総合教育政策局の魅力　Sales Point

その１　教育の基盤に関わることから社会教育の実践まで、幅広く所掌。

その２　工夫やアイデア次第！新しいことにチャレンジできる環境がある。

その３　風通しよく、のびのびと働くことができる。職員が元気！

総合教育政策局は平成30年10月の組織再編により誕生しました。
学校教育・社会教育を通じた教育政策全体を総合的・横断的に推進する教育の筆頭局で、
下記7つの課を備えています。
【政策課】　【教育改革・国際課】　【調査企画課】　【教育人材政策課】
【生涯学習推進課】　【地域学習推進課】　【男女共同参画共生社会学習・安全課】

具体的な研修内容について、ぜひ裏面をご覧ください。その他、下記担当まで随時ご連絡ください。

文部科学省総合教育政策局政策課　課長補佐：西村、総務係長：小山　TEL：03-6734-2067

具体的な研修プログラムのご紹介

ここで紹介するのは「こんな経験ができる」という一例です。
研修内容は、一人ひとりの興味や経験したいことにできる限りお応えします。

✔ 実務型研修　Practice

・国会対応
・関係府省等への説明・折衝等の随行・対応補助
・局内所管事業の企画・執行補助　等

文部科学省の戦力の一人として、
当局所管事業について実務を担当していただきます。

✔ 見聞型研修　Explore

・局所管法人・施設の視察（例：放送大学学園、教職員支援機構、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館の視察）
・局所管事業の視察（例：地域学校協働活動の視察）

「現場主義」をモットーに、
局所管の施設や事業等の視察に出かけます。

✔ 講座型研修　Lecture

・局内各課による所管事項説明
・省内で開催される講座への参加
（例：社会教育に関する勉強会、予算要求勉強会）

業務に関する知識を増やしたり、
その他興味のある分野に関する勉強会に参加できます。

職員が元気！な総合教育政策局

私たちと一緒に
ぜひ良い仕事を
しましょう！

R1.6　文部科学省
総合教育政策局

構成員

機構長 岡 正明（連携担当理事／副学長）
副機構長 小田 隆史（准教授）
統括プロデューサー 武田 真一（特任教授）
特任教員 野澤 令照（学長特別補佐／特任教授）
研修コーディネーター 千田 康典（特任准教授）
兼務教員 市瀬 智紀（教員キャリア研究機構長／教授）
兼務教員 梨本 雄太郎（教授）
兼務教員 三品 佳子（助手）

客員教授 佐藤 健（東北大学災害科学国際研究所教授）

沿革

2011.3.11	東北地方太平洋沖地震発生
2011.3.	「みやぎ・仙台未来づくりプロジェクト」発足
2011.6.28	改組し「宮城教育大学教育復興支援センター」設立
2016.4.1	改組し「宮城教育大学附属防災教育未来づくり総合研究センター」設立
2019.4.1	改組し 宮城教育大学防災教育研修機構「311いのちを守る教育研修機構」設立

国立大学法人宮城教育大学防災教育研修機構
311いのちを守る教育研修機構
〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉149番地
[TEL] 022-214-3296
[E-mail] fukkou@adm.miyakyo-u.ac.jp
[Web] http://drr.miyakyo-u.ac.jp/

研修の概要、参加等に関するお問合せはこちらへ

資料19

「ともに生き抜く」チカラを次代へ

～東日本大震災の知見を伝え続ける～

311いのちを守る教育研修機構

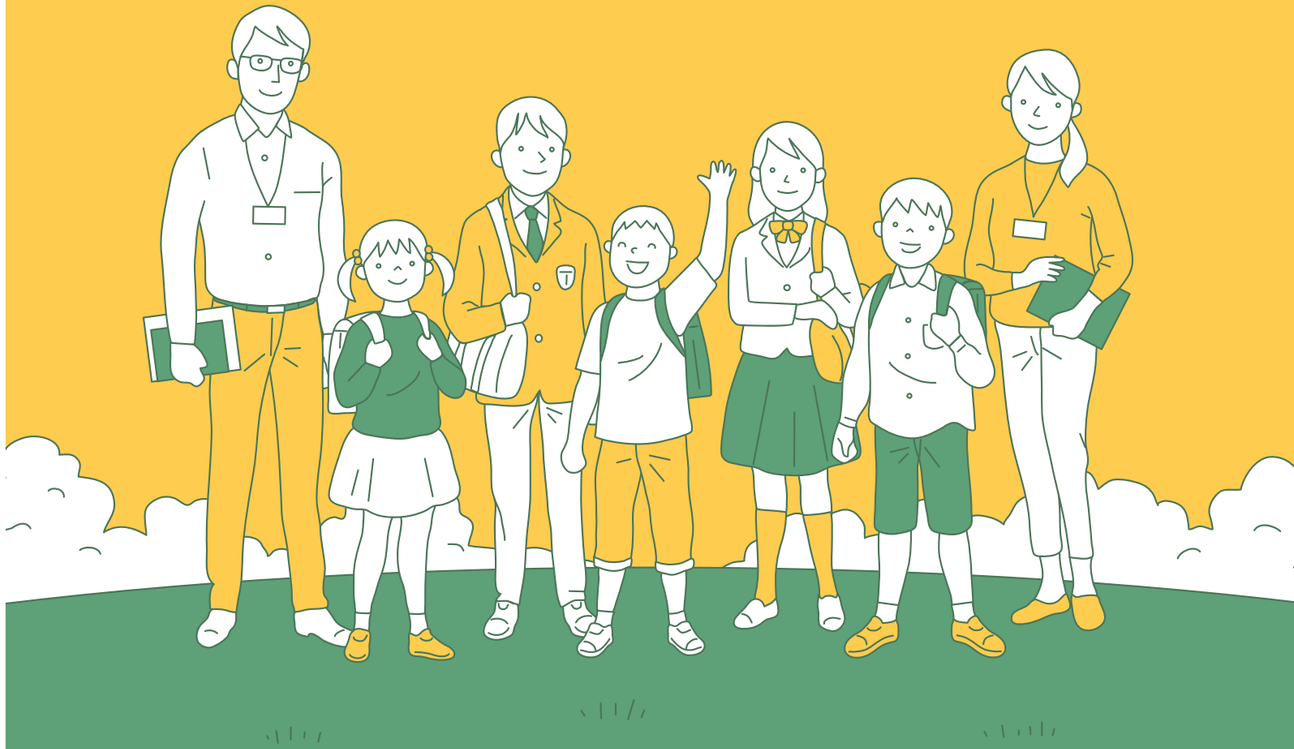

国立大学法人
宮城教育大学
防災教育研修機構

311の経験の教訓を、未来へとつなぐために

「311いのちを守る教育研修機構」活動趣旨

2011年3月11日に発生した東日本大震災は多数の人命を奪い、学校現場においても多くの児童・生徒たちの未来が一瞬にして閉ざされました。

未曾有の災害が生み出した大きな悲しみを、次代を担う子どもたちの命を守る貴重な教訓とし、失われた尊い命が生きた証とするために、私たちは被災地の教員養成大学としての使命感を持って本機構を設立し、国内外の教職員の防災力向上に向けて活動してまいります。

包括的な活動・経験を日本および海外の学校安全の向上に役立てるために

南海トラフ地震や首都直下地震の想定域を中心に、日本全国や諸外国の学校現場における防災に関する教育及び学校安全の向上に寄与し、「いのちを守り」、「ともに生き抜く」力を身につけるための教育研修拠点を形成します。

災害経験の伝承と承継

東日本大震災（311）をはじめとした自然災害の被災校の災害経験や教訓を収集・分析し、絶えず伝承・承継します。

防災・学校安全に関する全学的な研究活動

学校管理下での犠牲が繰り返されないよう、学校における防災教育と学校安全の徹底に関する研究活動を大学全体で進めます。

未来の教員の防災リテラシー向上

研究成果を本学の学生に教授し、防災リテラシーを向上させ、学校現場での防災に関する指導力や対応力を強化します。

震災遺構を活用した実地研修

震災遺構を活用して、現職の教員に対する防災研修を行い、教員の世代交代による震災記憶・教訓の風化を防ぎ、教員の防災力の向上に寄与します。

これまでの活動一例

被災地への学生ボランティア派遣および防災関連イベント・セミナーの開催、そして被災地域における教育問題の実態把握・分析、学校教育問題や防災教育のあり方などを研究してきました。

311を語りあうゼミナールの様子
311を知り、向き合い、学び、語り合う学生主体のゼミを定期的に開催します。

防災教育教材の開発
震災遺構荒浜小学校を活用した防災教育のための教員用手引き、および児童・生徒向けのワークシートを作成しました。

教員向け情報誌の刊行
2014～2016年度、宮城県内の被災小・中学校の教員・児童らへの取材を元に、情報誌『ちょっとたいむ』を刊行しました。

現職教員の被災地研修開催の様子
震災遺構等の伝承施設を訪問し、311の教訓を体験者から直接伺い学ぶ研修を展開します。

地域・国立機関との協力体制

宮城教育大学では震災遺構や語り部などといった沿岸部の関係施設・団体と密に連携し、国内各地の現職教員や教育系学生に対して実地研修などを行っています。

また、東北大学災害科学国際研究所や海外の研究機関等との協働を通じて、本機構の研修カリキュラムの評価や改善を行い、高度な防災人材開発の研究・実践を行います。国や地方自治体、NPO等との連携関係（協定・覚書等）を活用し、相互に有益な連携関係を促進します。

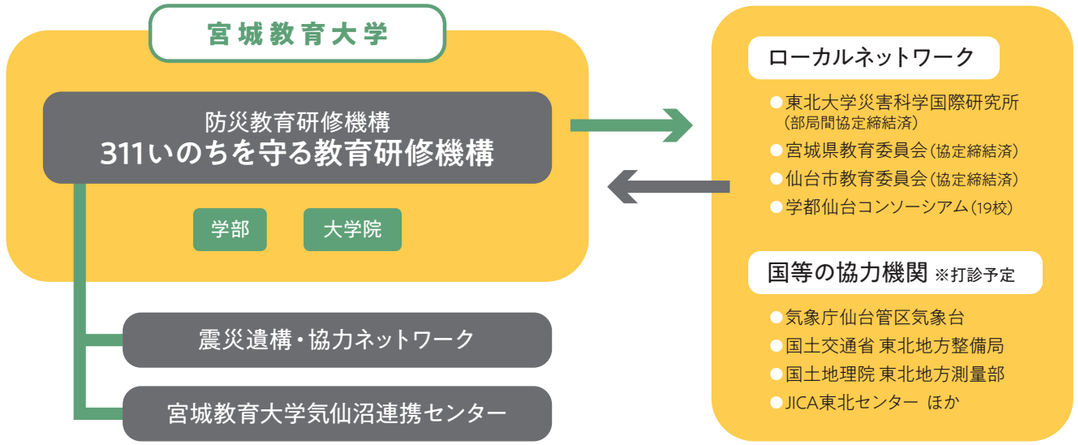

全国・世界とのネットワーク形成

将来発生することが予測されている南海トラフ巨大地震および首都直下地震の想定域を中心に、全国的に展開する学校防災の教育研修拠点となることを目指します。

また、連携協定を締結しているタイ教育省やアジア工科大学（AIT）防災減災管理学術院（DPMM・タイ所在）、ハワイ大学マノア校等の機関や、国連大学（東京）が事務局となっている持続可能な社会づくりのための大学院ネットワークProSPER.Netとの連携をはじめ、国際協力に関連する機関と国際的な防災教育協力を展開します。

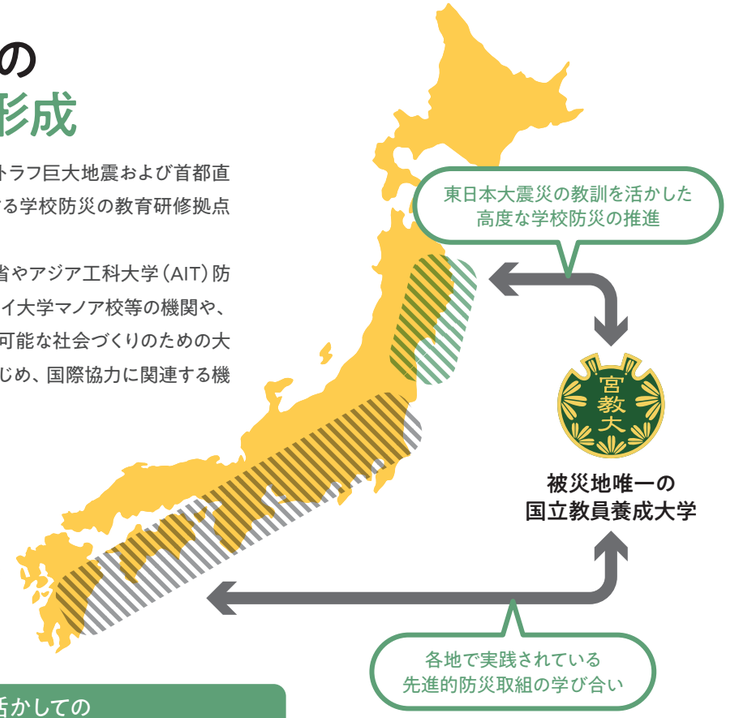

連携強化地域

本事業重点地域
（南海トラフ・首都直下型地震想定域等）

地震や津波による被災経験を活かしての学校防災関係でのグローバルネットワーク（協定締結／加盟済）

●タイ教育省次官室（国立教職員開発研究所）　●アジア工科大学防災減災プログラム（AIT、タイ・バンコク）
●ハワイ大学マノア校　●ユネスコスクール（ASP）ネットワーク　●国連大学ProSPER.NET